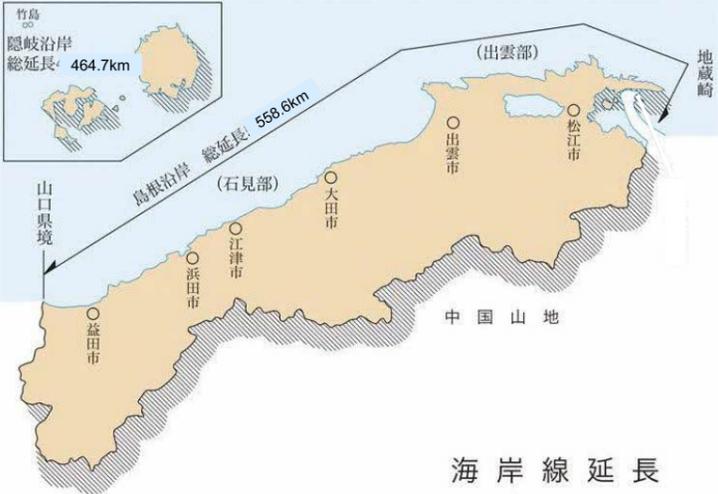


島根沿岸海岸保全基本計画

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
	第1編 海岸の保全に関する基本的な事項1	第1編 海岸の保全に関する基本的な事項 1
	第1章 計画の策定にあたって1	第1章 計画の策定にあたって 1
	第2章 海岸の現況及び保全の方向に関する事項3	第2章 海岸の現況及び保全の方向に関する事項 3
	2-1 海岸の概要3	2-1 海岸の概要 3
	2-2 海岸事業の経緯7	2-2 海岸事業の経緯 8
	第3章 沿岸の長期的なあり方11	第3章 沿岸の長期的なあり方 11
	3-1 防護面からの基本方針11	3-1 防護面からの基本方針 11
	3-2 環境面からの基本方針22	3-2 環境面からの基本方針 28
	3-3 利用面からの基本方針31	3-3 利用面からの基本方針 37
	3-4 ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針35	3-4 ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針 42
	第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項45	第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 51
	第1章 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項45	第1章 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項 51
	1-1 海岸保全施設を整備しようとする区域46	1-1 海岸保全施設を整備しようとする区域 52
	1-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置48	1-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置 55
	第2章 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項51	1-3 海岸保全施設の計画的な整備 58
	2-1 海岸保全施設の存する区域51	第2章 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 59
	2-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置52	2-1 海岸保全施設の存する区域 59
	2-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法53	2-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置 60
	第3章 海岸保全施設の整備（維持・修繕および新設等）の状況54	2-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法 61
	3-1 一覧表54	第3章 海岸保全施設の整備（維持・修繕および新設等）の状況 62
	3-2 添付図57	3-1 一覧表 62
	第3編 その他重要事項、留意事項70	3-2 添付図 68
	第1章 その他重要事項70	第3編 その他重要事項、留意事項 80
	1-1 広域的・総合的な視点からの取組の推進70	第1章 その他重要事項 80
	1-2 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発71	1-1 広域的・総合的な視点からの取組の推進 80
	第2章 今後の取り組みにおける留意事項72	1-2 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発 81
	2-1 関連計画との整合性の確保72	第2章 今後の 取組 における留意事項 82
	2-2 関係行政機関との連携調整72	2-1 関連計画との整合性の確保 82
	2-3 地域住民の参画と情報公開72	2-2 関係行政機関との連携調整 82
	2-4 計画の見直し72	2-3 地域住民の参画と情報公開 82
		2-4 計画の見直し 82
	※ページ番号は現行計画のページ	※ページ番号は改定計画（素案）のページ

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
1	<p data-bbox="430 222 1101 258">第1編 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p data-bbox="430 289 923 325">第1章 計画の策定にあたって</p> <p data-bbox="430 369 1513 470">海岸保全基本計画は、対象海岸*のあるべき将来像を示すものであり、国が示す海岸の保全に関する基本的な方針に基づいて、各都道府県が策定する海岸保全に関する基本的な計画である。（※本計画では、一般公共海岸区域及び海岸保全区域とする）</p> <p data-bbox="430 476 1513 648">平成12年4月に施行された改正海岸法により、防護、環境及び利用の調和のとれた海岸の保全を計画的に推進し、地域の実状に応じた海岸の保全を進めていくことが求められてきた。さらに、平成26年6月の海岸法の一部改正により、津波対策としての減災機能を有する海岸保全施設、海岸保全施設の計画的な維持・修繕への対応等が明示された。</p> <div data-bbox="468 976 1484 1669"> <p data-bbox="477 982 774 1010">海岸法の制定[昭和31年]</p> <ul data-bbox="489 1024 1463 1125" style="list-style-type: none"> ■ 昭和28年9月、東海地区に上陸した台風13号による被害を受け、特別の国庫負担率の適用等を定める特別立法が制定 ■ 海岸を防護することを目的に、昭和31年に「海岸法」が制定 ■ 津波、高潮、波浪等の海岸災害からの防護のための海岸保全の実施 <p data-bbox="477 1178 825 1205">海岸法の一部改正[平成11年]</p> <ul data-bbox="489 1220 1463 1350" style="list-style-type: none"> ■ 海岸の防護に加え、海岸環境の整備・保全、公衆の海岸の適正な利用を法目的に追加 ■ 防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設 ■ 地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設 ■ 海岸法の対象となる海岸の拡張 ■ 国の直轄管理制度の導入 <p data-bbox="477 1394 825 1421">海岸法の一部改正[平成26年]</p> <ul data-bbox="489 1436 1463 1516" style="list-style-type: none"> ■ 減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置付け ■ 水門・陸閘等の操作規則等の策定 ■ 海岸保全施設の維持・修繕基準の策定 <p data-bbox="489 1560 572 1587">原計画</p> <p data-bbox="489 1602 1463 1669"> 島根沿岸 海岸保全基本計画（H15年3月策定、H29年3月改定） 隠岐沿岸 海岸保全基本計画（H15年3月策定、H29年3月改定） </p> </div> <p data-bbox="765 1686 1181 1713">図-1.1 海岸法の制定・改正の経緯</p>	<p data-bbox="1537 222 2208 258">第1編 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p data-bbox="1537 289 2030 325">第1章 計画の策定にあたって</p> <p data-bbox="1537 369 2620 470">海岸保全基本計画は、対象海岸*のあるべき将来像を示すものであり、国が示す海岸の保全に関する基本的な方針（以下、「海岸保全基本方針」という。）に基づいて、各都道府県が策定する海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画である。</p> <p data-bbox="1537 476 2620 613">平成12年4月に施行された改正海岸法により、防護、環境及び利用の調和のとれた海岸の保全を計画的に推進し、地域の実状に応じた海岸の保全を進めていくことが求められ、本県では平成15年3月に「島根沿岸海岸保全基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定した。</p> <p data-bbox="1537 619 2620 720">その後、平成26年6月の海岸法の一部改正により、津波対策としての減災機能を有する海岸保全施設、海岸保全施設の計画的な維持・修繕への対応等が明示されたことを受け、平成29年3月に本計画の改定を行った。</p> <p data-bbox="1537 726 2620 827">今般、海岸保全を過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換することを目的とした「海岸保全基本方針」が令和2年11月に変更されたことを受け、本計画の改定を行った。</p> <p data-bbox="1872 833 2605 861">※本計画では、一般公共海岸区域及び海岸保全区域とする。</p> <div data-bbox="1546 905 2605 1766"> <p data-bbox="1555 911 1783 982">海岸法の制定（昭和31年）</p> <ul data-bbox="1804 926 2585 953" style="list-style-type: none"> ・ 津波、高潮、波浪等の海岸災害からの防護のための海岸保全の実施 <p data-bbox="1555 1031 1783 1102">海岸法の一部改正（平成11年）</p> <ul data-bbox="1804 999 2534 1115" style="list-style-type: none"> ・ 防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設 ・ 地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設 ・ 海岸法の対象となる海岸の拡張（一般公共海岸区域の創設） ・ 国の直轄管理制度の導入 <p data-bbox="1555 1136 2605 1182">島根沿岸海岸保全基本計画（平成15年3月策定）</p> <p data-bbox="1555 1226 1783 1297">海岸法の一部改正（平成26年）</p> <ul data-bbox="1804 1209 2332 1325" style="list-style-type: none"> ・ 減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進 ・ 海岸保全施設の適切な維持管理の推進 ・ 水門、陸閘等の操作規則等の策定等 ・ 海岸協力団体制度の創設 <p data-bbox="1555 1352 2605 1398">島根沿岸海岸保全基本計画（平成29年3月改定、令和3年3月一部改定）</p> <p data-bbox="1555 1430 1783 1457">令和2年7月</p> <p data-bbox="1804 1430 2288 1457">気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言</p> <p data-bbox="1555 1493 1783 1520">令和2年11月</p> <p data-bbox="1804 1493 2080 1520">海岸保全基本方針の変更</p> <p data-bbox="1555 1556 1783 1583">令和3年7月</p> <p data-bbox="1804 1556 2534 1583">海岸保全施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令</p> <p data-bbox="1555 1619 1783 1646">令和3年8月</p> <p data-bbox="1804 1619 2555 1663">気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等について（通知）</p> <p data-bbox="1555 1717 2605 1766">島根沿岸海岸保全基本計画（令和8年●月改定）</p> </div> <p data-bbox="1828 1776 2332 1803">図-1.1 海岸保全基本計画等の改定経緯</p>

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
2	<p>島根県には、大山隠岐国立公園をはじめとする優れた自然環境、景観を有する島根沿岸（鳥取県境から山口県境）と隠岐沿岸の2つの沿岸がある。 本計画は、<u>島根沿岸</u>についての海岸保全基本計画を策定するものである。</p>  <p style="text-align: center;">海岸線延長</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">島根県の概要</p> <p>島根県は、中国地方の北側に位置し、延長約200kmと細長く、海上40km～80km沖に隠岐諸島を有しており、歴史的、風土的に異なった背景をもつ出雲、石見、隠岐の三地域からなる。</p> <p>総面積は約6,708km²（竹島、宍道湖、中海含む）で、都道府県順位は18位であるが、約79%が林野でおおわれているため、耕地面積としては都道府県中低位に位置する。</p> <p>平成27年の国勢調査によると、県内の総人口は約69万人であり、昭和60年国勢調査を境に減少している。前回調査の平成22年時点（約72万人）から約3万人減少している。なお、島根沿岸の市町村の総人口は約54万人である。年齢階級別には、65歳以上の高齢人口が年々増加しており、高齢者の人口比率（30.7%）は全国第2位である。</p> <p>平成22年の国勢調査によると、産業別就業者の割合は、第3次産業が最も大きく（67.4%）、次いで第2次産業（24.0%）、第1次産業（8.6%）となっている。第1次産業の就業者数は減少してきているものの、全国平均（4.2%）に比べ、第1次産業の割合が大きく、第2次産業、第3次産業の割合が小さくなっている。</p> </div>	<p>島根県には、大山隠岐国立公園をはじめとする優れた自然環境、景観を有する島根沿岸（鳥取県境から山口県境）と隠岐沿岸の2つの沿岸がある。 本計画は、<u>島根沿岸</u>についての海岸保全基本計画を策定するものである。</p>  <p style="text-align: center;">海岸線延長</p> <p style="text-align: center; color: red;">図-1.2 島根県の海岸線延長</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">島根県の概要</p> <p>島根県は、中国地方の北側に位置し、延長約200kmと細長く、海上40km～80km沖に隠岐諸島を有しており、歴史的、風土的に異なった背景をもつ出雲、石見、隠岐の三地域からなる。</p> <p>総面積は約6,708km²（竹島、宍道湖、中海含む）で、都道府県順位は19位であるが、約78%が林野でおおわれているため、耕地面積としては都道府県中低位に位置する。</p> <p>令和2年の国勢調査によると、県内の総人口は約67万人であり、昭和60年の国勢調査を境に減少している。前回調査の平成27年時点（約69万人）からは約2万人減少している。なお、島根沿岸の市町村（6市）の総人口は約53万人であり、県内人口の79%を占めている。年齢階級別には、65歳以上の高齢人口が年々増加しており、高齢者の人口比率（34.2%）は全国第4位である。</p> <p>また、産業別就業者の割合は、第3次産業が最も大きく（69.9%）、次いで第2次産業（23.5%）、第1次産業（6.6%）となっている。第1次産業の就業者数は減少してきているものの、全国平均（3.5%）に比べ、第1次産業の割合が大きく、第2次産業、第3次産業の割合が小さくなっている。</p> </div>
3	<p>第2章 海岸の現況及び保全の方向に関する事項</p> <p>2-1 海岸の概要</p> <p>島根沿岸は、鳥取県境から山口県境に至る海岸線延長約559kmで日本海に面した風光明媚な海岸である。</p> <p>このうち、島根半島の海岸線は、一部砂浜海岸はあるものの、大半は海岸背後まで山が迫る屈曲に富んだリアス式海岸である。一方、出雲市大社町稲佐浜以西の海岸線は、なだらかな曲線を有する砂浜海岸やリアス式海岸で形成されており、出雲市西部、江津市から浜田市及び益田市に大規模な砂浜海岸が存在する。</p> <p>島根半島の一部には大山隠岐国立公園が、また浜田市には浜田海岸県立自然公</p>	<p>第2章 海岸の現況及び保全の方向に関する事項</p> <p>2-1 海岸の概要</p> <p>島根沿岸は、鳥取県境から山口県境に至る海岸線延長約562kmで日本海に面した風光明媚な海岸である。</p> <p>このうち、島根半島の海岸線は、一部砂浜海岸はあるものの、大半は海岸背後まで山が迫る屈曲に富んだリアス海岸である。一方、出雲市大社町稲佐浜以西の海岸線は、なだらかな曲線を有する砂浜海岸やリアス海岸で形成されており、出雲市西部、江津市から浜田市及び益田市に大規模な砂浜海岸が存在する。</p> <p>島根半島の一部には大山隠岐国立公園が、また浜田市には浜田海岸県立自然公</p>

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
	<p>園があり、優れた景観地を有する。 島根半島には、リアス式海岸の地形を利用した天然の良港が多く、沿岸中央部から西部にかけての海岸では、砂浜海岸を利用した海水浴場や、背後の丘陵地に工場や事業所の集積がみられる。</p> <p>洗濯岩（松江市） 和木波子海岸（江津市）</p> <p>写真-1.1 島根沿岸の特徴的な景観</p>	<p>園があり、優れた景観地を有する。 島根半島には、リアス海岸の地形を利用した天然の良港が多く、沿岸中央部から西部にかけての海岸では、砂浜海岸を利用した海水浴場や、背後の丘陵地に工場や事業所の集積がみられる。</p> <p>洗濯岩（松江市） 和木波子海岸（江津市）</p> <p>写真-1.1 島根沿岸の特徴的な景観</p>
4	<p>全国的にみると、島根県は冬季風浪等にさらされて海岸侵食の激しい地域にあたる。高潮や波浪による海岸保全施設の被災が発生しており、海岸を防護し、背後の人命や財産および国土を保全することが極めて重要である。</p> <p>出典) 国土交通省他：海岸行政の最近の動向、H27</p> <p>図-1.2 日本の海岸に対する高潮・津波・海岸侵食の作用イメージ</p>	<p>全国的にみると、島根県は冬季風浪等にさらされて海岸侵食の激しい地域にあたる。高潮や波浪による海岸保全施設の被災が発生しており、海岸を防護し、背後の人命や財産および国土を保全することが極めて重要である。</p> <p>出典) 国土交通省 HP 「海岸のすがた」に一部加筆</p> <p>図-1.3 日本の海岸災害の特性</p>

現行計画（令和3年3月）

改定素案

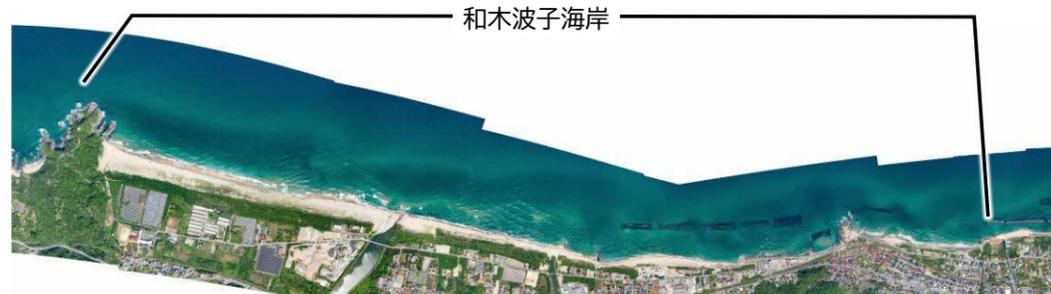
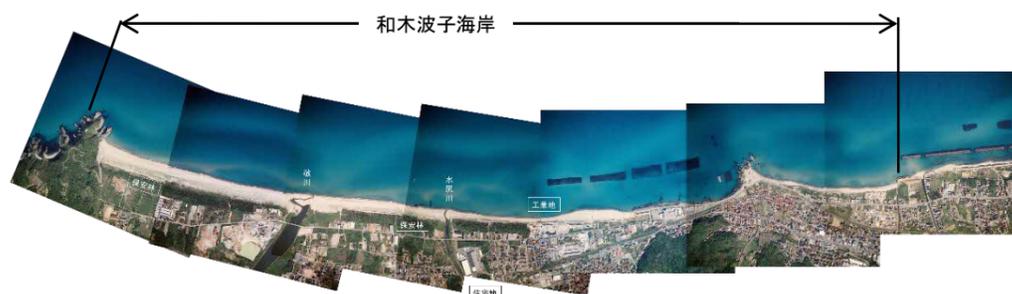
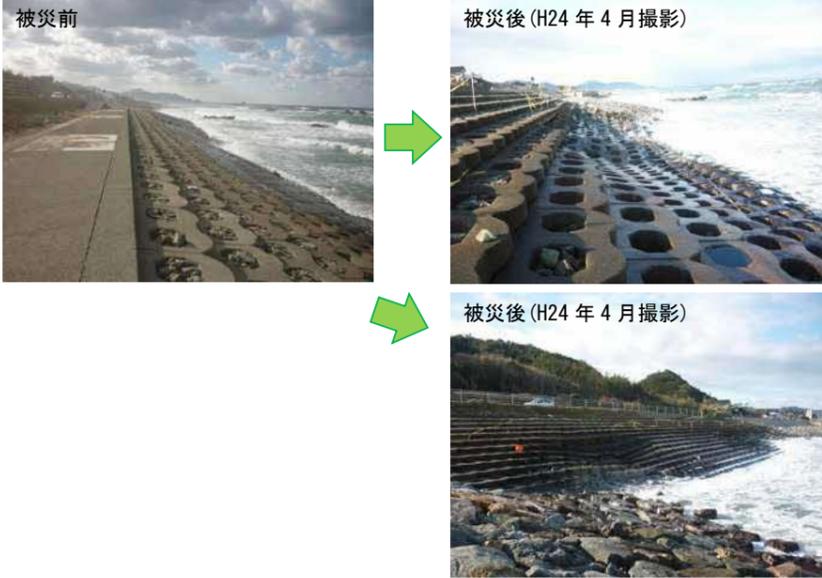


写真-1.2 近年の海岸侵食・施設被害の事例
和木波子海岸（江津市）

写真-1.2 近年の海岸侵食・施設被害の事例
和木波子海岸（江津市）

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
6	<p>持石海岸（益田市）</p>  <p>被災前</p> <p>被災後(H24年4月撮影)</p> <p>被災後(H24年4月撮影)</p> <p>写真-1.3 近年の施設被害の事例</p> <p>和木波子海岸（江津市）</p>  <p>侵食後</p> <p>中須海岸（益田市）</p>  <p>侵食前(H21年11月撮影)</p> <p>侵食後(H25年8月撮影)</p> <p>写真-1.4 近年の海岸侵食の事例</p>	<p>江津港海岸（江津市）</p>  <p>①先端方塊下部の空洞発生終点(No.3+2.0) ②先端方塊下部の空洞最大(6.3cm)箇所(No.1+8.15) ③先端方塊下部の空洞発生起点(No.0+4.2)</p> <p>先端方塊下部の空洞発生延長 L=27.8m</p> <p>被災後(R元年5月撮影)</p> <p>写真-1.3 近年の施設被害の事例</p> <p>木部漁港海岸（益田市）</p>  <p>写真-1.4 近年の施設被害の事例</p> <p>和木波子海岸（江津市）</p>  <p>侵食後</p> <p>中須海岸（益田市）</p>  <p>侵食前(H21年11月撮影)</p> <p>侵食後(H25年8月撮影)</p> <p>写真-1.5 近年の海岸侵食の事例</p>

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
7	<p data-bbox="439 222 750 254">2-2 海岸事業の経緯</p> <p data-bbox="522 296 1516 432">本県の海岸事業は、海岸法施行前の昭和26年度に建設海岸において実施し、海岸法施行（昭和31年11月）後、海岸保全区域を指定し本格的な事業に着手した。以来、着実な海岸投資を図り、県土の保全・民生の安定に努めてきたところである。</p> <p data-bbox="522 436 1516 541">島根県では、海岸保全事業の取り組み方について、平成7年8月に「島根沿岸海岸保全施設の整備基本計画」を策定し、“基本方針”を下記のように定め事業を推進してきた。</p> <div data-bbox="448 579 1501 1293" style="border: 1px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p data-bbox="522 627 1258 659">島根沿岸 海岸保全施設の整備基本計画（平成7年8月）</p> <p data-bbox="498 674 730 705">海岸事業の基本指針</p> <p data-bbox="498 720 1448 793">島根沿岸の地域特性を踏まえ、地域社会の安全性や快適性を確保するために、「国土保全」、「環境保全」、「海浜利用」を三本柱とした以下の施策を展開する。</p> <p data-bbox="513 808 694 835">(1) 国土保全</p> <p data-bbox="557 852 1448 926">島根沿岸を冬季風浪による侵食や越波被害から守り、安定した海浜を確保する。</p> <p data-bbox="513 942 694 970">(2) 環境保全</p> <p data-bbox="543 987 1448 1102">海岸の自然特性や生態系の保全・回復に配慮した施設を整備する。大山隠岐国立公園や海中公園及び景勝地日御碕海岸等の貴重な景観に配慮した施設を整備する。</p> <p data-bbox="513 1119 694 1146">(3) 海浜利用</p> <p data-bbox="543 1163 1448 1236">海と背後地の景観に配慮し、多様化する海洋性レクリエーションに対応した魅力ある海浜の整備を図る。</p> </div> <p data-bbox="522 1331 1516 1470">島根沿岸のうち、高潮対策事業については越波被害の多い島根半島を中心に実施し、侵食対策事業については砂浜海岸の侵食が進む中央部から西部にかけての海岸を中心に実施してきた。また、利用者の多い砂浜海岸では環境整備事業により利用促進を図る施設の整備を行ってきた。</p>	<p data-bbox="1546 222 1857 254">2-2 海岸事業の経緯</p> <p data-bbox="1629 296 2623 432">本県の海岸事業は、海岸法施行前の昭和26年度に建設海岸において実施し、海岸法施行（昭和31年11月）後、海岸保全区域を指定し本格的な事業に着手した。以来、着実な海岸投資を図り、県土の保全・民生の安定に努めてきたところである。</p> <p data-bbox="1629 436 2623 541">本県では、海岸保全事業の取り組み方について、平成7年8月に「島根沿岸海岸保全施設の整備基本計画」を策定し、「国土保全」、「環境保全」及び「海浜利用」を3本柱とした“基本方針”を定め事業を推進してきた。</p> <p data-bbox="1644 543 2608 611">その後、平成15年3月に策定した「島根沿岸 海岸保全基本計画」に基づき、「防護・環境・利用」の調和のとれた総合的な海岸保全事業を進めてきた。</p> <p data-bbox="1629 613 2623 751">島根沿岸のうち、高潮対策事業については越波被害の多い島根半島を中心に実施し、侵食対策事業については砂浜海岸の侵食が進む中央部から西部にかけての海岸を中心に実施してきた。また、利用者の多い砂浜海岸では環境整備事業により利用促進を図る施設の整備を行ってきた。</p>

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案																																				
8	<p>近年の海岸整備事業の概要および事例を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">表-1.1 近年の海岸整備事業の概要と事例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>内容</th> <th>前回の計画改定後に海岸整備事業を実施した海岸の一例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策事業</td> <td>高潮（越波含む）によって、背後の土地に海水の浸水被害が発生する恐れのある地域について、堤防や護岸、防波堤などの新設・改良等を行う。</td> <td>浜田漁港海岸（浜田市） 木部漁港海岸（益田市）</td> </tr> <tr> <td>侵食対策事業</td> <td>海岸の侵食によって、背後の土地に被害が発生する恐れのある地域について、離岸堤などの新設・改良等を行う。</td> <td>平田海岸（出雲市） 逢浜海岸（大田市） 浜田港日脚海岸（浜田市） 小浜海岸（益田市）</td> </tr> <tr> <td>海岸環境整備事業</td> <td>（上記2つの事業である）国土保全および人命財産の防護とあわせて、砂浜、遊歩道、植栽等を整備し、快適な海岸環境の保全・創出を図る。</td> <td>七類港海岸（松江市） 北浦海岸（松江市） 大社漁港海岸（出雲市） 田儀港海岸（出雲市） 持石海岸（益田市）</td> </tr> <tr> <td>老朽化対策事業</td> <td>定期的な点検によって発見された海岸保全施設の破損や劣化箇所等の修繕を行う。</td> <td>飯浦漁港海岸（益田市）</td> </tr> <tr> <td>海岸災害復旧事業</td> <td>台風や高潮、地震など異常な自然現象によって被害を受けた海岸保全施設の災害復旧等を行う。</td> <td>三隅港海岸（浜田市）</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	内容	前回の計画改定後に海岸整備事業を実施した海岸の一例	高潮対策事業	高潮（越波含む）によって、背後の土地に海水の浸水被害が発生する恐れのある地域について、堤防や護岸、防波堤などの新設・改良等を行う。	浜田漁港海岸（浜田市） 木部漁港海岸（益田市）	侵食対策事業	海岸の侵食によって、背後の土地に被害が発生する恐れのある地域について、離岸堤などの新設・改良等を行う。	平田海岸（出雲市） 逢浜海岸（大田市） 浜田港日脚海岸（浜田市） 小浜海岸（益田市）	海岸環境整備事業	（上記2つの事業である）国土保全および人命財産の防護とあわせて、砂浜、遊歩道、植栽等を整備し、快適な海岸環境の保全・創出を図る。	七類港海岸（松江市） 北浦海岸（松江市） 大社漁港海岸（出雲市） 田儀港海岸（出雲市） 持石海岸（益田市）	老朽化対策事業	定期的な点検によって発見された海岸保全施設の破損や劣化箇所等の修繕を行う。	飯浦漁港海岸（益田市）	海岸災害復旧事業	台風や高潮、地震など異常な自然現象によって被害を受けた海岸保全施設の災害復旧等を行う。	三隅港海岸（浜田市）	<p>近年の海岸整備事業の概要および事例を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">表-1.1 近年の海岸整備事業の概要と事例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>内容</th> <th>近年に海岸整備事業を実施した海岸の一例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策事業</td> <td>高潮（越波含む）によって、背後の土地に海水の浸水被害が発生するおそれのある地域について、堤防や護岸、防波堤などの新設・改良等を行う。</td> <td>浜田漁港海岸（浜田市） 木部漁港海岸（益田市） 小浜海岸（益田市）</td> </tr> <tr> <td>侵食対策事業</td> <td>海岸の侵食によって、背後の土地に被害が発生するおそれのある地域について、離岸堤などの新設・改良等を行う。</td> <td>平田海岸（出雲市） 逢浜海岸（大田市） 浜田港日脚海岸（浜田市） 三隅港海岸（浜田市） 和木波子海岸（江津市）</td> </tr> <tr> <td>海岸環境整備事業</td> <td>（上記2つの事業である）国土保全および人命財産の防護とあわせて、砂浜、遊歩道、植栽等を整備し、快適な海岸環境の保全・創出を図る。</td> <td>七類港海岸（松江市） 北浦海岸（松江市） 大社漁港海岸（出雲市） 田儀港海岸（出雲市） 持石海岸（益田市）</td> </tr> <tr> <td>老朽化対策事業</td> <td>定期的な点検によって発見された海岸保全施設の破損や劣化箇所等の修繕を行う。</td> <td>飯浦漁港海岸（益田市） 三隅港海岸（浜田市）</td> </tr> <tr> <td>海岸災害復旧事業</td> <td>台風や高潮、地震など異常な自然現象によって被害を受けた海岸保全施設の災害復旧等を行う。</td> <td>三隅港海岸（浜田市） 江津港海岸（江津市）</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	内容	近年に海岸整備事業を実施した海岸の一例	高潮対策事業	高潮（越波含む）によって、背後の土地に海水の浸水被害が発生するおそれのある地域について、堤防や護岸、防波堤などの新設・改良等を行う。	浜田漁港海岸（浜田市） 木部漁港海岸（益田市） 小浜海岸（益田市）	侵食対策事業	海岸の侵食によって、背後の土地に被害が発生するおそれのある地域について、離岸堤などの新設・改良等を行う。	平田海岸（出雲市） 逢浜海岸（大田市） 浜田港日脚海岸（浜田市） 三隅港海岸（浜田市） 和木波子海岸（江津市）	海岸環境整備事業	（上記2つの事業である）国土保全および人命財産の防護とあわせて、砂浜、遊歩道、植栽等を整備し、快適な海岸環境の保全・創出を図る。	七類港海岸（松江市） 北浦海岸（松江市） 大社漁港海岸（出雲市） 田儀港海岸（出雲市） 持石海岸（益田市）	老朽化対策事業	定期的な点検によって発見された海岸保全施設の破損や劣化箇所等の修繕を行う。	飯浦漁港海岸（益田市） 三隅港海岸（浜田市）	海岸災害復旧事業	台風や高潮、地震など異常な自然現象によって被害を受けた海岸保全施設の災害復旧等を行う。	三隅港海岸（浜田市） 江津港海岸（江津市）
事業の種類	内容	前回の計画改定後に海岸整備事業を実施した海岸の一例																																				
高潮対策事業	高潮（越波含む）によって、背後の土地に海水の浸水被害が発生する恐れのある地域について、堤防や護岸、防波堤などの新設・改良等を行う。	浜田漁港海岸（浜田市） 木部漁港海岸（益田市）																																				
侵食対策事業	海岸の侵食によって、背後の土地に被害が発生する恐れのある地域について、離岸堤などの新設・改良等を行う。	平田海岸（出雲市） 逢浜海岸（大田市） 浜田港日脚海岸（浜田市） 小浜海岸（益田市）																																				
海岸環境整備事業	（上記2つの事業である）国土保全および人命財産の防護とあわせて、砂浜、遊歩道、植栽等を整備し、快適な海岸環境の保全・創出を図る。	七類港海岸（松江市） 北浦海岸（松江市） 大社漁港海岸（出雲市） 田儀港海岸（出雲市） 持石海岸（益田市）																																				
老朽化対策事業	定期的な点検によって発見された海岸保全施設の破損や劣化箇所等の修繕を行う。	飯浦漁港海岸（益田市）																																				
海岸災害復旧事業	台風や高潮、地震など異常な自然現象によって被害を受けた海岸保全施設の災害復旧等を行う。	三隅港海岸（浜田市）																																				
事業の種類	内容	近年に海岸整備事業を実施した海岸の一例																																				
高潮対策事業	高潮（越波含む）によって、背後の土地に海水の浸水被害が発生するおそれのある地域について、堤防や護岸、防波堤などの新設・改良等を行う。	浜田漁港海岸（浜田市） 木部漁港海岸（益田市） 小浜海岸（益田市）																																				
侵食対策事業	海岸の侵食によって、背後の土地に被害が発生するおそれのある地域について、離岸堤などの新設・改良等を行う。	平田海岸（出雲市） 逢浜海岸（大田市） 浜田港日脚海岸（浜田市） 三隅港海岸（浜田市） 和木波子海岸（江津市）																																				
海岸環境整備事業	（上記2つの事業である）国土保全および人命財産の防護とあわせて、砂浜、遊歩道、植栽等を整備し、快適な海岸環境の保全・創出を図る。	七類港海岸（松江市） 北浦海岸（松江市） 大社漁港海岸（出雲市） 田儀港海岸（出雲市） 持石海岸（益田市）																																				
老朽化対策事業	定期的な点検によって発見された海岸保全施設の破損や劣化箇所等の修繕を行う。	飯浦漁港海岸（益田市） 三隅港海岸（浜田市）																																				
海岸災害復旧事業	台風や高潮、地震など異常な自然現象によって被害を受けた海岸保全施設の災害復旧等を行う。	三隅港海岸（浜田市） 江津港海岸（江津市）																																				

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
9	<p>【高潮対策】浜田漁港海岸（浜田市）</p>  <p>【侵食対策】浜田港日脚海岸（浜田市）</p>  <p>【環境整備】七類港海岸（松江市）</p>  <p>【侵食対策】小浜海岸（益田市）</p>  <p>【環境整備】北浦海岸（松江市）</p>  <p>写真-1.5 海岸整備事業の事例</p>	<p>【高潮対策】浜田漁港海岸（浜田市）</p>  <p>【侵食対策】三隅港海岸（浜田市）</p>  <p>【侵食対策】和木波子海岸（江津市）</p>  <p>写真-1.6 海岸整備事業の事例</p>
10	<p>【環境整備】田儀港海岸（出雲市）</p>  <p>【環境整備】持石海岸（益田市）</p> 	<p>【環境整備】大社漁港海岸（出雲市）</p>  <p>【環境整備】持石海岸（益田市）</p> 

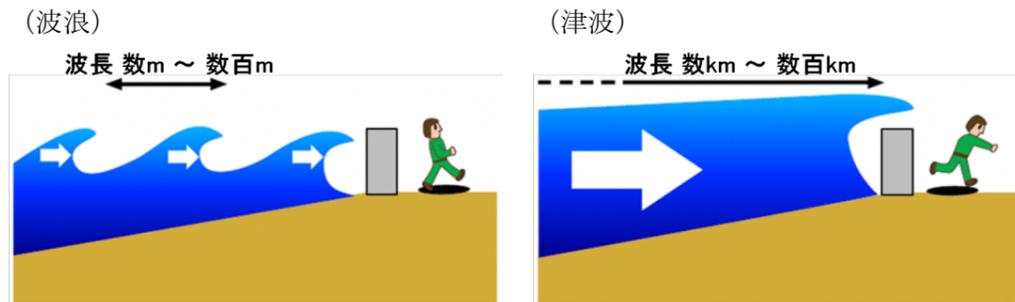
頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
	<p data-bbox="492 218 931 247">【老朽化対策】飯浦漁港海岸（益田市）</p>  <p data-bbox="1020 218 1460 247">【海岸災害復旧】三隅港海岸（浜田市）</p>  <p data-bbox="789 583 1157 613">写真-1.6 海岸整備事業の事例</p>	<p data-bbox="1599 218 2039 247">【老朽化対策】飯浦漁港海岸（益田市）</p>  <p data-bbox="2128 218 2567 247">【老朽化対策】三隅港海岸（浜田市）</p>  <p data-bbox="1599 583 2039 613">【海岸災害復旧】三隅港海岸（浜田市）</p>  <p data-bbox="2128 583 2567 613">【海岸災害復旧】江津港海岸（江津市）</p>  <p data-bbox="1896 949 2264 978">写真-1.7 海岸整備事業の事例</p>
	<p data-bbox="516 1052 908 1081">【侵食対策】久手港海岸（大田市）</p>  <p data-bbox="1020 1052 1460 1081">【侵食対策】和木波子海岸（江津市）</p>  <p data-bbox="1133 1297 1347 1327">↑ 人エリーフ（施工中）</p> <p data-bbox="516 1417 908 1446">【環境整備】大社漁港海岸（出雲市）</p>  <p data-bbox="694 1782 1234 1812">写真-1.7 海岸整備事業の事例（事業継続中）</p>	

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
11	<p>第3章 沿岸の長期的なあり方</p> <p>3-1 防護面からの基本方針</p> <p>3-1-1 防護面の基本方針</p> <p>(1) 地域を守る安全な海岸の整備</p> <p>① 高潮（越波含む）への対応</p> <p>島根沿岸は、日本海特有の激しい冬季波浪や度重なる台風の襲来を受ける地域であり、高潮・波浪による海岸侵食や越波などの災害対策として海岸保全施設の整備を進めてきたが、未整備箇所、施設の老朽化箇所等があるため保全機能が十分とはいえない。背後地の人命・財産等を災害から守るために、海岸保全施設の新設・改良、老朽化対策など、防災機能の向上を図っていくものとする。</p> <p>なお、海岸保全施設の日常的な点検や維持管理についても、施設の損傷や異常箇所の早期発見・補修等を図ることができるよう継続的かつ適切に行うものとする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>浜田漁港海岸（浜田市）</p>  <p>越波状況</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>小伊津海岸（出雲市）</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>三隅港海岸（浜田市）</p>  <p>被災状況（平成23年9月）</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>益田港海岸（益田市）</p>  <p>被災状況（平成23年1月 被災）</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">写真-1.8 越波状況と高潮・波浪による施設被害の事例</p>	<p>第3章 沿岸の長期的なあり方</p> <p>3-1 防護面からの基本方針</p> <p>3-1-1 防護面の基本方針</p> <p>(1) 地域を守る安全な海岸の整備</p> <p>① 高潮（越波含む）への対応</p> <p>島根沿岸は、日本海特有の激しい冬季波浪や度重なる台風の襲来を受ける地域であり、高潮・波浪による海岸侵食や越波などの災害への対策として海岸保全施設の整備を進めてきたが、未整備箇所、施設の老朽化箇所等があるため保全機能が十分とはいえない。また、気候変動の影響による平均海面水位の上昇は既に顕在化しつつあり、今後、さらなる平均海面水位の上昇や台風の強大化等による影響が懸念されている。そのため、背後地の人命・財産等を災害から守るために、海岸保全施設の新設・改良、老朽化対策などにより、防災機能の向上を図っていくものとする。</p> <p>なお、海岸保全施設の日常的な点検や維持管理についても、施設の損傷や異常箇所の早期発見・補修等を図ることができるよう継続的かつ適切に行うものとする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>浜田漁港海岸（浜田市）</p>  <p>越波状況</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>平田海岸（東地合第3地区）（出雲市）</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>三隅港海岸（浜田市）</p>  <p>被災状況（平成23年9月）</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>益田港海岸（益田市）</p>  <p>被災状況（平成23年1月 被災）</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">写真-1.8 越波状況と高潮・波浪による施設被害の事例</p>

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
12	<p>木部漁港海岸（益田市）</p>  <p>護岸 L=169m</p> <p>平成16年高潮による浸水状況</p> <p>平成16年高潮による浸水状況</p> <p>写真-1.9 高潮による浸水被害の事例</p>  <p>越波の状況 H21年4月撮影</p> <p>撮影日不明</p> <p>人工リーフの設置（施工中）</p> <p>写真-1.10 面的防護による越波対策事例：和木波子海岸（江津市）</p>	<p>木部漁港海岸（益田市）</p>  <p>護岸 L=169m</p> <p>平成16年高潮による浸水状況</p> <p>平成16年高潮による浸水状況</p> <p>写真-1.9 高潮による浸水被害の事例</p>  <p>越波の状況 H21年4月撮影</p> <p>撮影日不明</p> <p>施工状況</p> <p>人工リーフの設置</p> <p>写真-1.10 面的防護による越波対策事例：和木波子海岸（江津市）</p>
13	<p>② 海岸侵食への対応</p> <p>侵食の著しい箇所は、土砂の供給源も含めた広域的な土砂収支の把握に努めつつ、砂浜の維持・復元を図っていくものとする。その際には、土砂の供給源である河川の管理者と連携するとともに海岸管理者相互で連携を図り、一連の海岸において堆積箇所から侵食箇所への砂を供給する等、構造物によらない対策も含めた土砂の適切な管理を推進する。</p> <p>島根沿岸における総合的土砂管理の新たな取り組み事例として、平成27年10月に策定した「菌の長浜」土砂管理計画が挙げられる。この計画は、出雲市の大社漁港海岸から岐久海岸を一連の流砂系と捉え、養浜を中心とした砂浜の保全を計画したものである。</p>	<p>② 海岸侵食への対応</p> <p>波浪等による海岸侵食に対して、必要に応じて海岸保全施設の新設・改良・老朽化対策などにより防災機能の向上を図る。</p> <p>特に侵食の著しい箇所については、土砂の供給源も含めた広域的な土砂収支の把握に努めつつ、砂浜の維持・復元を図っていくものとする。その際には、土砂の供給源である河川の管理者と連携するとともに海岸管理者相互で連携を図り、一連の海岸において堆積箇所から侵食箇所への砂を供給する等、構造物によらない対策も含めた土砂の適切な管理を推進する。</p> <p>島根沿岸における総合的土砂管理の特徴的な取組事例として、平成27年10月に策定した「菌の長浜」土砂管理計画が挙げられる。この計画は、出雲市の大社漁港海岸から岐久海岸を一連の流砂系と捉え、海岸・河川管理者の連携により、養浜を中心とした砂浜の保全を計画したものである。</p> <p>さらに、気候変動による平均海面水位の上昇は汀線（水際線）を後退させるおそれがあるため、これによる背後地への被害が予測される地域については、海岸利用や背後地の状況も踏まえたうえで、継続的なモニタリングを行い、予測を重視した順応的砂浜管理に努める。</p>

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
	<div data-bbox="765 216 1181 835" style="text-align: center;"> <p>「菌の長浜」土砂管理計画</p>  <p>平成27年10月 島根県出雲県土整備事務所</p> </div> <p data-bbox="635 835 1314 865">図-1.3 「菌の長浜」土砂管理計画、平成27年10月策定</p>	

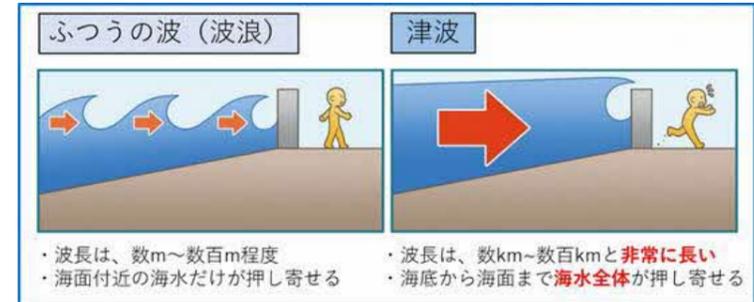
14 ③ 地震・津波への対応
 住民の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面からの総合的な津波対策を推進する。
 発生頻度の高い津波（以下、レベル1津波と呼ぶ）による設計津波高よりも現況の海岸保全施設の高さが低い海岸については、経済性・維持管理の容易性・施工性・公衆の利用等を総合的に議論した上で関係市町村や地元と合意形成を図り、施設整備（ハード対策）の必要性を検討する。
 その結果、海岸保全施設の整備を実施すると判断された場合でも、施設整備は時間と費用を要するため、（緊急時の避難体制や情報管理等の）ソフト対策の整備・推進を地域住民・行政が一体となり、ハード対策と並行して行っていくことが重要である。また、津波は高潮（波浪含む）よりも波長が長く施設に作用する水の圧力（エネルギー）も大きくなる傾向にある。そのため、仮に高潮外力で決まった施設高がレベル1津波による設計津波高より高いとしても、津波作用時の既存施設の安定性（健全性）を保証するものではないことに注意する必要がある。さらに、近海で生じる地震等、震度の大きな地震が発生した際の施設の安定性も事前に調査し、必要に応じて耐震補強対策を実施しておくことも重要となる。



出典) 気象庁：「波浪と津波の違い」

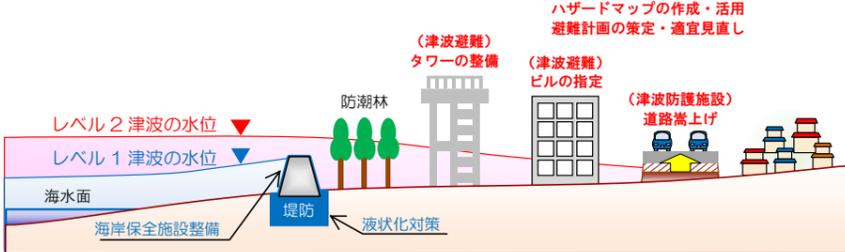
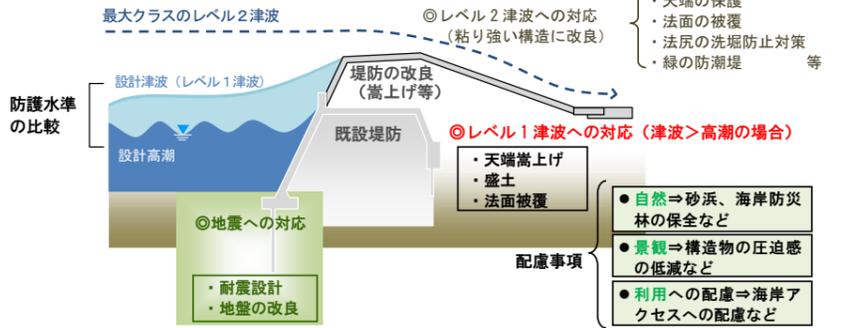
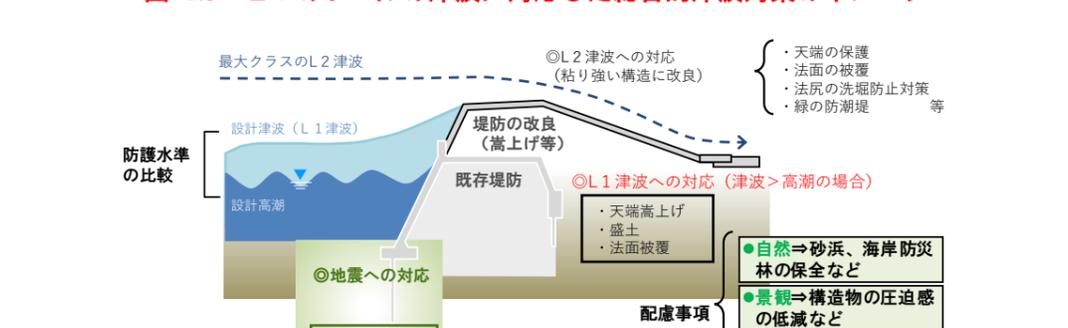
図-1.4 波浪と津波のイメージ

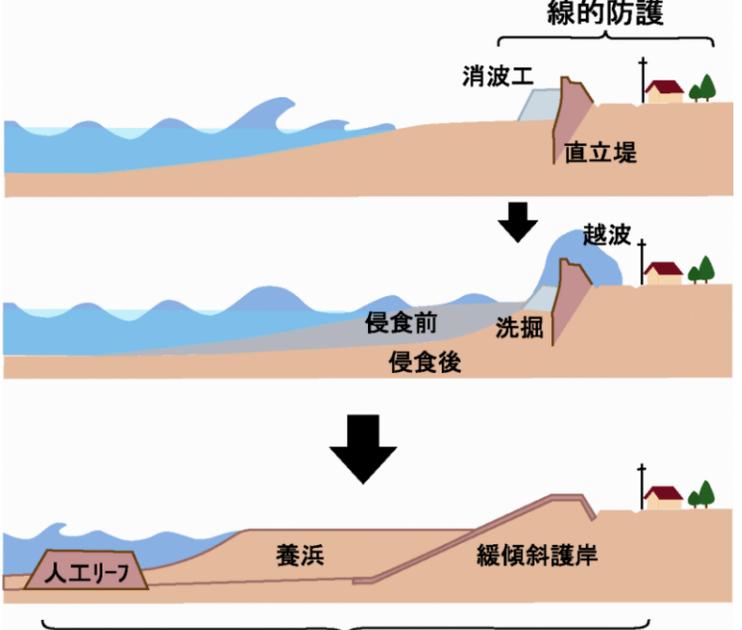
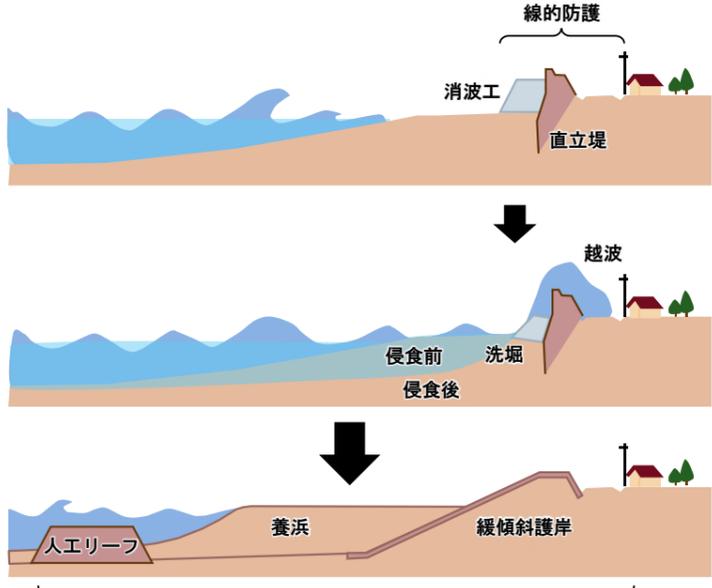
③ 地震・津波への対応
 住民の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面からの総合的な津波対策を推進する。
 数十年から百数十年に一度程度発生する比較的発生頻度の高い津波（以下、「L1津波」という。）による設計津波高よりも現況の海岸保全施設の高さが低い海岸については、経済性・維持管理の容易性・施工性・公衆の利用等を総合的に議論した上で関係市町村や地元と合意形成を図り、施設整備（ハード対策）の必要性を検討する。
 その結果、海岸保全施設の整備を実施すると判断された場合でも、施設整備は時間と費用を要するため、~~（緊急時の避難体制や情報管理等の）~~ソフト対策の整備・推進を地域住民・行政が一体となり、ハード対策と並行して行っていくことが重要である。また、津波は高潮（波浪含む）よりも波長が長く施設に作用する水の圧力（エネルギー）も大きくなる傾向にある。そのため、仮に高潮外力で決まった施設高がL1津波による設計津波高より高いとしても、津波作用時の既存施設の安定性（健全性）を保証するものではないことに注意する必要がある。さらに、近海で生じる地震等、震度の大きな地震が発生した際の施設の安定性も事前に調査し、必要に応じて耐震補強対策を実施しておくことも重要となる。



出典) 気象庁：「波浪と津波の違い」

図-1.4 波浪と津波のイメージ

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
	<p>発生頻度は高くないが、甚大な被害をもたらす恐れのある最大クラスのレベル2津波に対しては、全てを施設整備（ハード対策）で対応することは現実的ではないため、「津波浸水想定」に基づいて住民の避難等（ソフト対策）を軸とした総合的な津波対策を実施していく。また、津波が設計外力を超えて海岸堤防等を越流した場合でも、施設が破壊・倒壊するまでの時間（つまり、住民等の避難可能時間）を少しでも長くし、施設の減災効果が発揮できる粘り強い構造上の工夫も検討する。また、過去の被害をふまえて、特にソフト面での防災・減災体制を充実するように地域防災計画等で配慮していく。</p> <div data-bbox="602 506 1359 667" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">島根県の総合的津波対策の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生頻度の高いレベル1津波への対応 ➡ 現況堤防高が設計津波高（水位）より低い海岸を中心に、ハード対策の必要性を総合的に議論し、関係市町村や地元と合意形成を図る ・甚大な被害をもたらす最大クラスのレベル2津波への対応 ➡ 住民の避難対応力強化を軸としたソフト対策を実施 </div>  <p style="text-align: center;">図-1.5 2つのレベルの津波に対応した総合的津波対策のイメージ</p>  <p style="text-align: center;">図-1.6 地震・津波対策としての海岸堤防の整備イメージ</p>	<p>発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらすおそれのある最大クラスの津波（以下、「L2津波」という。）に対しては、全てを施設整備（ハード対策）で対応することは現実的ではない。本県では、津波災害警戒区域を指定しており、住民の避難等（ソフト対策）を軸とした総合的な津波対策を実施していく。また、津波が設計外力を超えて海岸堤防等を越流した場合でも、施設が破壊・倒壊するまでの時間（つまり、住民等の避難可能時間）を少しでも長くし、施設の減災効果が発揮できる粘り強い構造上の工夫も検討する。また、過去の被害をふまえて、特にソフト面での防災・減災体制を充実するように地域防災計画等で配慮していく。</p> <div data-bbox="1605 506 2540 667" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">島根県の総合的津波対策の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生頻度の高いL1津波への対応 ➡ 現況堤防高が設計津波高（水位）より低い海岸を中心に、ハード対策の必要性を総合的に議論し、関係市町村や地元と合意形成を図る ・甚大な被害をもたらす最大クラスのL2津波への対応 ➡ 住民の避難対応力強化を軸としたソフト対策を実施 </div>  <p style="text-align: center;">図-1.5 2つのレベルの津波に対応した総合的津波対策のイメージ</p>  <p style="text-align: center;">図-1.6 地震・津波対策としての海岸堤防の整備イメージ</p>
		<p>④ 適切な維持管理 本県の護岸、防潮堤等の海岸保全施設は、1970年代から1990年代に多くの施設が整備されており、海岸保全施設の老朽化が急速に進んでいる。 既存の海岸保全施設については、持続的に施設の機能を確保するため、定期的な巡視や施設点検を行うとともに予防保全の考え方に基づく適切な維持管理に努める。</p>
16	<p>④ 施設の整備にあたっての留意事項 背後地の状況を考慮しつつ、高潮や津波等から海水の侵入および砂浜等の侵食を防止するとともに、海水が堤防等を越流した場合にも背後地の被害が軽減されるものとする。</p>	<p>⑤ 施設の整備にあたっての留意事項 背後地の状況を考慮しつつ、高潮や津波等から海水の侵入および砂浜等の侵食を防止するとともに、海水が堤防等を越流した場合にも背後地の被害が軽減されるものとする。</p>

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
	<p>⑤ 水門・陸閘等の効果的な管理運用体制の構築</p> <p>水門・陸閘等は現場作業員の安全確保を第一とし、以下の対応によって効果的な管理運用体制を構築していく。</p> <p>A) 施設の統廃合・常時閉鎖・自動化・遠隔操作化による閉鎖の確実性向上</p> <p>B) H27年度に策定した「水門等の操作規則」に基づく平常時の訓練</p> <p>ここで、台風や地震・津波時の水門・陸閘等の施設操作は、高齢者を含む地元住民に委託している場合もある。そのため、現場作業員に対する配慮として、水門・陸閘等の開閉点検や施設操作が短時間で簡潔にできるような構造上の工夫も推進していく。</p>	<p>⑥ 水門・陸閘等の効果的な管理運用体制の構築</p> <p>水門・陸閘等は現場作業員の安全確保を第一とし、以下の対応によって効果的な管理運用体制を構築していく。</p> <p>A) 施設の統廃合・常時閉鎖・自動化・遠隔操作化による閉鎖の確実性向上</p> <p>B) H27年度に策定した「水門等の操作規則」等に基づく平常時の訓練</p> <p>ここで、台風や地震・津波時の水門・陸閘等の施設操作は、高齢者を含む地元住民に委託している場合もある。そのため、現場作業員に対する配慮として、水門・陸閘等の開閉点検や施設操作が短時間で簡潔にできるような構造上の工夫も推進していく。</p>
17	<p>⑥ 面的防護方式による環境・景観・利用への配慮</p> <p>島根半島については、豊かな自然環境や景観を有し、大山隠岐国立公園に指定されている地区もある。また、ポケット的に存在する砂浜の多くは海水浴場として利用されている。県中央部から西部にかけては、砂浜海岸が多数存在し、海水浴を中心とした海洋性レクリエーションの場として利用されている。よって、施設の整備を進めるにあたっては、単に防護だけでなく、必要に応じて面的防護方式^{※1}を採用するほか、人工岩、人工リーフ^{※2}、構造物への着色、階段護岸といった方法で、自然環境、景観、利用にも配慮する。</p> <p>また、当沿岸の沖合には、対馬暖流の影響を受けた豊かな漁場があり、漁業利用が盛んであるため、施設の整備を進めるにあたっては、漁業利用にも配慮する。</p>  <p>※1 面的防護方式：護岸・離岸堤・リーフ・人工海浜を適切に配置し、それぞれの機能を複合させることで、粘り強い防護効果が発揮できる。また、海岸とのふれあいの場を創出することもできる。</p> <p>※2 人工リーフ：人工的につくる幅広い浅瀬であり、波浪の減水効果を有する。捨石やコンクリートブロックで築造し、魚介類の生息の場にもなる。また、水没構造であるため景観を損なうことがない。</p> <p>図-1.7 面的防護方式</p>	<p>⑦ 面的防護方式による環境・景観・利用への配慮</p> <p>島根沿岸の海岸線は、変化に富んだ豊かな自然環境や景観を有している。島根半島の沿岸部は大山隠岐国立公園に指定されている地区もあり、中央部から西部にかけて多数の砂浜海岸やポケット的に存在する砂浜を有し、海水浴を中心とした海洋性レクリエーションの場として利用されている。</p> <p>このような海岸で堤防等の整備を行うと、景観や利用に影響を与えるおそれがある。そのため、施設の整備を進めるにあたっては、単に防護だけでなく、必要に応じて面的防護方式^{※1}を採用するほか、人工岩、人工リーフ^{※2}、構造物への着色、階段護岸といった方法で、自然環境、景観、利用にも配慮する。</p> <p>また、当沿岸の沖合には、対馬暖流の影響を受けた豊かな漁場があり、漁業利用が盛んであるため、施設の整備を進めるにあたっては、漁業利用にも配慮する。</p>  <p>※1 面的防護方式：護岸・離岸堤・リーフ・人工海浜を適切に配置し、それぞれの機能を複合させることで、粘り強い防護効果が発揮できる。また、海岸とのふれあいの場を創出することもできる。</p> <p>※2 人工リーフ：人工的につくる幅広い浅瀬であり、波浪の減水効果を有する。捨石やコンクリートブロックで築造し、魚介類の生息の場にもなる。また、水没構造であるため景観を損なうことがない。</p> <p>図-1.7 面的防護方式</p>

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
		<p>⑧ 災害に強い地域づくりの推進</p> <p>災害による被害を最小限にとどめるため、海岸保全施設の整備とあわせて、高潮浸水想定区域の指定や警戒避難体制の強化、避難場所の確保、地域の防災力の向上等により、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な対策の検討に努める。</p> <p>また、市町村における都市計画マスタープランや立地適正化計画等の各種計画の策定時において、各種ハザードに配慮した土地利用やまちづくりの検討を促し、災害に強い地域づくりの実現を目指す。</p>
		<p>⑨ 気候変動の影響による外力の変化等への対応</p> <p>気候変動の影響による気象・海象の変化や長期的な平均海面水位の上昇は、高潮・波浪における被害の甚大化や海岸侵食の進行等を引き起こし、海岸保全の観点から深刻な影響が生ずるおそれがある。</p> <p>そのため、将来の気候変動の影響を踏まえた施設整備を見据えるとともに、継続的なモニタリングや影響の予測・評価を実施し、適切な対策に取り組む。</p> <p>■気候変動を踏まえた海岸保全の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画外力は、RCP2.6（2℃上昇）シナリオを前提とする。 ・基本計画改定後 20～30 年程度を整備期間とし、耐用年数（50 年）後の気候変動の影響を見込み防護水準を定める（図-1.8）。 ・平均海面水位は線形に増加することを仮定して、2100 年までの上昇を見込む。 ・潮位偏差、波高は気温上昇に追従すると想定して、2040 年から 2050 年までに増加を見込む（図-1.9）。 ・気候変動の不確実性、背後地の将来変化等を考慮し、必要に応じて基本計画の点検・見直しをしていく。 <div data-bbox="1546 1142 1961 1535"> <p>気候変動に伴い、港湾の施設に影響のある①平均海面水位、②潮位偏差、③波高が増加することが見込まれる。気温の2℃上昇シナリオの場合には概ね、2040年までの間は①平均海面水位、②潮位偏差、③波高が増加し、その後2100年までの間は、①平均海面水位のみが増加する。</p> <p>現在 → 2040年時点 (+1m程度) → 2100年時点 (+1.4m程度)</p> <p>①平均海面水位の上昇 ②潮位偏差の増大 ③波高の増大</p> <p>出典：港湾における気候変動適応策の実装方針、R6.3.14</p> </div> <div data-bbox="1596 1566 1902 1598"> <p>図-1.8 外力の将来推計</p> </div> <div data-bbox="1991 1142 2594 1535"> <p>現在 基本計画改定 将来 2100年</p> <p>整備期間 (20～30年程度) 耐用年数50年</p> <p>整備高 計画天端高 (余裕高)※ 高潮必要天端高 波高 設計高潮位 潮位偏差 期望平均満潮位</p> <p>※天端高の設定における若干の不確実性を考慮して設定するもの。なお、地盤沈降の影響については、島根・隠岐沿岸では、1996年～2023年で最大9cm程度の地盤沈降が観測されており、施設設計時に余裕高で考慮する。</p> </div> <div data-bbox="2012 1566 2534 1598"> <p>図-1.9 気候変動を踏まえた整備の考え方</p> </div> <p>参照：島根県海岸保全気候変動検討委員会（第4回資料）</p>
		<p>【参考】</p> <p>IPCC 第5次評価報告書における RCP2.6 シナリオ（2℃上昇シナリオ）とは、将来の気候変動を予測する際の一つのシナリオであり、パリ協定の2℃目標が達成された世界で生じ得る気候の状態に相当する。「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方 提言」では、「海岸保全の目標は、2℃上昇相当を前提」とすること、「広域的・総合的な視点からの取組は、平均海面水位が2100年に1m程度上昇する予測（4℃上昇相当</p>

(RCP8.5)も考慮」することが位置付けられている。
 2℃上昇シナリオでは、気温は2040年から2050年頃にピークを迎え、以降横ばいになる(図1.10)。また、日本沿岸の年平均海面水位は21世紀中に上昇し続けると予測されている(図1.11)。

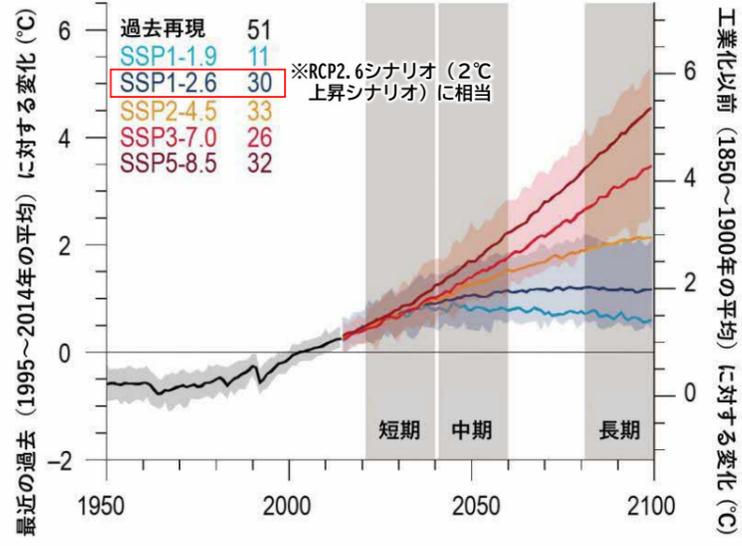


図-1.10 気候モデルによる政界平均地表気温の変化予測

参照：日本の気候変動 2025 詳細版 p.61 気象庁 令和7年3月26日

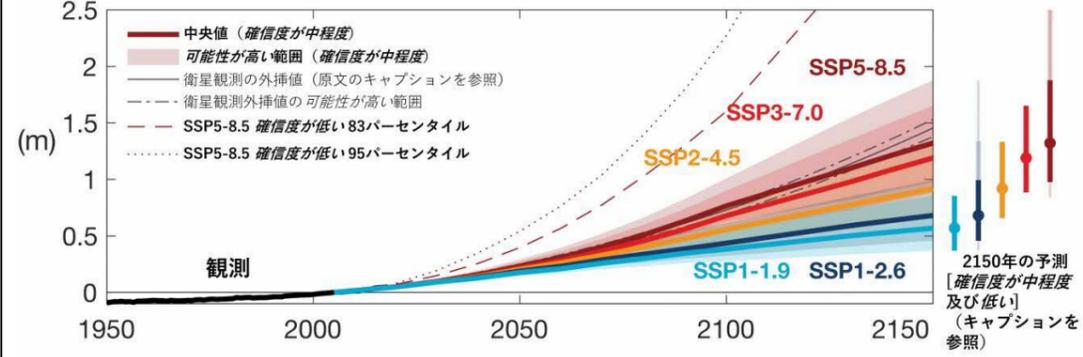


図-1.11 異なる気温上昇シナリオの下での世界平均海面水位予測

参照：日本の気候変動 2025 詳細版 p.204 気象庁 令和7年3月26日

また、「日本の気候変動 2025」(気象庁、2025年3月)では、上記のほか、第11章 高潮・高波において下記の記述がある。

- ・地球温暖化に伴う台風の接近数の減少が、高頻度かつ小規模の高潮の発生頻度を減少させるが、強い台風の増加と台風経路の将来変化が低頻度かつ大規模な高潮の発生頻度を増加させる。
- ・冬季の日本海側における極端な高潮の将来変化については、顕著な増加傾向は評価されていない。
- ・日本周辺の台風による高波の変化を解析した結果、10年当たり一回の確率で発生する波高においては、21世紀末と20世紀末を比較して、日本周辺の多くの海域で高くなる。

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
18	<p>3-1-2 防護面の目標</p> <p>(1) 防護すべき地域の設定 防護すべき地域は、海岸保全施設を新設または改良しない場合に、防護水準として設定した高潮・津波等による浸水や、現在進行中の砂浜侵食により海岸背後の家屋や土地に対して被害の発生が想定される地域とする。</p>	<p>3-1-2 防護面の目標</p> <p>(1) 防護すべき地域の設定 防護すべき地域は、海岸保全施設を新設または改良しない場合に、防護水準として設定した高潮・津波等による浸水や、現在進行中の砂浜侵食により海岸背後の家屋や土地に対して被害の発生が想定される地域とする。</p>
	<p>(2) 防護水準の設定</p> <p>① 高潮（越波含む） 過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位または適切に推算した潮位に、適切に推算した波浪の影響を考慮したものを防護水準とする。 → 本計画では「設計高潮高」と呼ぶ</p> <p>② 津波 発生頻度の高いレベル 1 津波が沿岸に到達した際の設計津波水位を防護水準とする。 → 本計画では「設計津波高」と呼ぶ</p> <p>③ 侵食 基本的に現状の汀線（水際線）を保全・維持することを防護水準とするが、侵食が著しく背後地に被害が生じる可能性が高い場合のほか、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合には、汀線の回復を図ることを防護水準とする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>越波の様子（益田市）</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>侵食の様子（益田市）</p>  </div> </div>	<p>(2) 防護水準の設定 防護水準を以下に定める。なお、本計画を改定した時点で事業継続中の海岸については、それまでの計画諸元を用いることを原則とする。</p> <p>① 高潮（越波含む） 気候変動による海面上昇量を見据えた朔望平均満潮位に、将来予測される高潮による潮位偏差と計画波浪を加味した必要高さから背後地を防護することを目標とする。 → 本計画では「設計高潮高」と呼ぶ</p> <p>② 津波 比較的発生頻度の高いL1津波が沿岸に到達した際の設計津波水位から背後地を防護することを目標とする。 なお、平成28年度に設定した設計津波水位に対し、気候変動による海面上昇量を考慮した設計津波水位とする。 → 本計画では「設計津波高」と呼ぶ</p> <p>③ 侵食 基本的に現状の汀線（水際線）を保全・維持することを防護水準とするが、侵食が著しく背後地に被害が生じる可能性が高い場合のほか、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合には、汀線の回復を図ることを目標とする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>越波の様子（益田市）</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>侵食の様子（益田市）</p>  </div> </div> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">写真-1.11 越波や侵食の様子</p>

(3) 高潮対策のための必要高さ（高潮必要天端高）
 ① 気候変動の影響を踏まえた必要高さ
 気候変動の影響による外力の長期変化量の把握として「朔望平均満潮位」と「潮位偏差」、「設計沖波」について推算する。

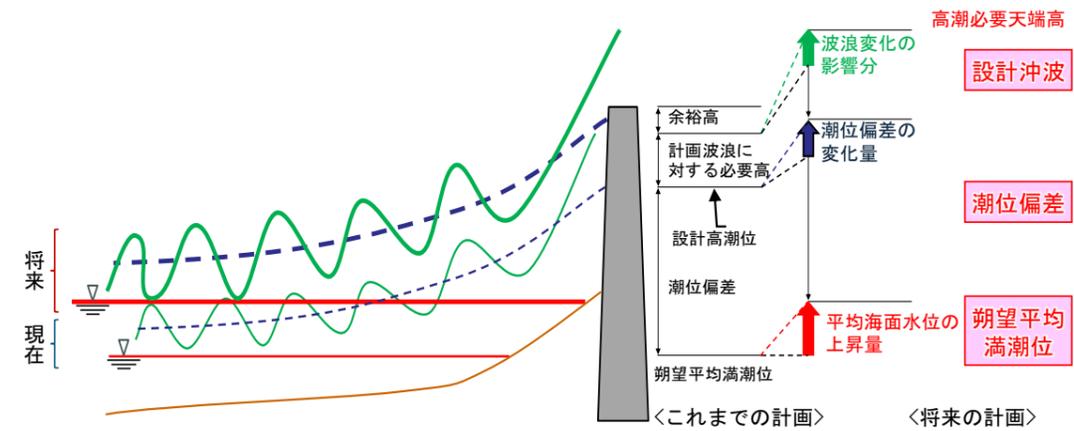


図-1.12 気候変動による外力変化イメージ

気候変動に伴う海面上昇量は、IPCC 第 6 次報告書にて公表された「領域データ」から日本周辺を抽出し、2℃上昇相当（SSP1-2.6 シナリオ）の中央値（0.42m）とした。これを朔望平均満潮位の T.P. +0.65m に加算し、気候変動を踏まえた朔望平均満潮位を T.P. +1.07m とする。

潮位偏差は、想定台風の気候変動前後のシミュレーション結果から変化率（島根沿岸の平均値）を算出（1.13）し、既往最大潮位偏差の 0.74m に乗じて、気候変動を踏まえた潮位偏差を 0.84m とする。

設計沖波は、代表地点で気候変動前後の波浪シミュレーションを実施し、各地点の波高別の変化率を算定した。気候変動を踏まえた設計沖波は、「確率波高計算処理システム」で算定した結果に、変化率を乗じることとする。

【参考：用語説明】

- 朔望平均満潮位：朔（新月）及び望（満月）の日から前 2 日後 4 日以内に観測された、最高潮位の平均値
- 潮位偏差：天体の動きから算出した天文潮位と気象などの影響を受けた実際の潮位との差
- 設計沖波：設計に用いる波浪の沖波。沖波は、地形の影響を受ける前の水深が深い位置での波浪。

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案																																							
		<p style="text-align: center;">表-1.2 気候変動の影響による外力の長期変化量の検討結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>島根沿岸</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">条件前提</td> <td>気候変動シナリオ</td> <td>2℃上昇シナリオ (RCP2.6)</td> </tr> <tr> <td>防護水準の想定年次</td> <td>2100年</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">眺望平均満潮位</td> <td>眺望平均満潮位(現況)</td> <td>T.P.+0.65m (浜田検潮所)</td> </tr> <tr> <td>海面上昇量※1</td> <td>0.42m</td> </tr> <tr> <td>眺望平均満潮位(将来気候)</td> <td>T.P.+1.07m</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">潮位偏差</td> <td>潮位偏差(既往最大)</td> <td>0.74m (浜田検潮所)</td> </tr> <tr> <td>変化率</td> <td>1.13</td> </tr> <tr> <td>潮位偏差(将来気候)</td> <td>0.84m</td> </tr> <tr> <td>想定台風</td> <td>2004年台風15号の経路を基に合計8経路設定(北に3本平行移動、南に4本平行移動) 中心気圧: 想定台風 963 hPa 移動速度: 想定台風 53 km/h 台風半径: 想定台風 227 km</td> </tr> <tr> <td>設計高潮位(既往の計画)</td> <td>T.P.+1.03 ~ +1.25 m</td> <td>水産庁・港湾局所管海岸での値(水管理・国土保全局、農村振興局所管海岸は海岸ごとに設定)</td> </tr> <tr> <td>設計高潮位(将来気候)</td> <td>T.P.+1.91 m</td> <td>眺望平均満潮位(将来気候) + 潮位偏差(将来気候)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">波浪(設計沖波)</td> <td>既往の計画(令和4年)</td> <td>「確率波高計算処理システム」にて、事業実施箇所の沖の地点の設計沖波を算定</td> </tr> <tr> <td>変化率</td> <td>波向ごとに波高の変化率を設定</td> </tr> <tr> <td>想定台風</td> <td>・想定台風(2004年台風15号)条件は潮位偏差と同様 ・既往最大の台風(1991年台風19号) 中心気圧: 想定台風 934 hPa 移動速度: 想定台風 75 km/h 台風半径: 想定台風 234 km</td> </tr> <tr> <td>将来気候</td> <td>「確率波高計算処理システム」にて、事業実施箇所の沖の地点の設計沖波を算定し、対象となる波向に応じた変化率を乗じる</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 地殻変動の影響は考慮していない。なお、地盤沈降の影響については、島根・隠岐沿岸では、1996年～2023年で最大9cm程度の地盤沈降が観測されており、施設設計時に余裕高で考慮する。</p> <p>※2 IPCC第6次評価報告書で示された世界平均海面水位の上昇量の緯度経度1度間隔地点ごとの上昇量を収録したデータ</p> <p>※3 島根・隠岐沿岸に影響を与える台風範囲：潮位偏差が高まった台風は対馬海峡付近を南西→北東に通過することから抽出ライン①(E130.5,N33.5)と(E127.5,N36.5)、抽出ライン②(E133.0,N35.0)と(E128.0,N40.0)の両方を通過する範囲を設定</p>	項目	島根沿岸	内容	条件前提	気候変動シナリオ	2℃上昇シナリオ (RCP2.6)	防護水準の想定年次	2100年	眺望平均満潮位	眺望平均満潮位(現況)	T.P.+0.65m (浜田検潮所)	海面上昇量※1	0.42m	眺望平均満潮位(将来気候)	T.P.+1.07m	潮位偏差	潮位偏差(既往最大)	0.74m (浜田検潮所)	変化率	1.13	潮位偏差(将来気候)	0.84m	想定台風	2004年台風15号の経路を基に合計8経路設定(北に3本平行移動、南に4本平行移動) 中心気圧: 想定台風 963 hPa 移動速度: 想定台風 53 km/h 台風半径: 想定台風 227 km	設計高潮位(既往の計画)	T.P.+1.03 ~ +1.25 m	水産庁・港湾局所管海岸での値(水管理・国土保全局、農村振興局所管海岸は海岸ごとに設定)	設計高潮位(将来気候)	T.P.+1.91 m	眺望平均満潮位(将来気候) + 潮位偏差(将来気候)	波浪(設計沖波)	既往の計画(令和4年)	「確率波高計算処理システム」にて、事業実施箇所の沖の地点の設計沖波を算定	変化率	波向ごとに波高の変化率を設定	想定台風	・想定台風(2004年台風15号)条件は潮位偏差と同様 ・既往最大の台風(1991年台風19号) 中心気圧: 想定台風 934 hPa 移動速度: 想定台風 75 km/h 台風半径: 想定台風 234 km	将来気候	「確率波高計算処理システム」にて、事業実施箇所の沖の地点の設計沖波を算定し、対象となる波向に応じた変化率を乗じる
項目	島根沿岸	内容																																							
条件前提	気候変動シナリオ	2℃上昇シナリオ (RCP2.6)																																							
	防護水準の想定年次	2100年																																							
眺望平均満潮位	眺望平均満潮位(現況)	T.P.+0.65m (浜田検潮所)																																							
	海面上昇量※1	0.42m																																							
	眺望平均満潮位(将来気候)	T.P.+1.07m																																							
潮位偏差	潮位偏差(既往最大)	0.74m (浜田検潮所)																																							
	変化率	1.13																																							
	潮位偏差(将来気候)	0.84m																																							
	想定台風	2004年台風15号の経路を基に合計8経路設定(北に3本平行移動、南に4本平行移動) 中心気圧: 想定台風 963 hPa 移動速度: 想定台風 53 km/h 台風半径: 想定台風 227 km																																							
設計高潮位(既往の計画)	T.P.+1.03 ~ +1.25 m	水産庁・港湾局所管海岸での値(水管理・国土保全局、農村振興局所管海岸は海岸ごとに設定)																																							
設計高潮位(将来気候)	T.P.+1.91 m	眺望平均満潮位(将来気候) + 潮位偏差(将来気候)																																							
波浪(設計沖波)	既往の計画(令和4年)	「確率波高計算処理システム」にて、事業実施箇所の沖の地点の設計沖波を算定																																							
	変化率	波向ごとに波高の変化率を設定																																							
	想定台風	・想定台風(2004年台風15号)条件は潮位偏差と同様 ・既往最大の台風(1991年台風19号) 中心気圧: 想定台風 934 hPa 移動速度: 想定台風 75 km/h 台風半径: 想定台風 234 km																																							
	将来気候	「確率波高計算処理システム」にて、事業実施箇所の沖の地点の設計沖波を算定し、対象となる波向に応じた変化率を乗じる																																							

表-1.3 波向別の変化率（波高）（設計沖波 30年確率波）

N	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW
1.03	1.07	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.06	1.06	1.03	1.01	1.00	1.00

※周期は「確率波高計算処理システム」による算定値とする。

② 気候変動の影響を踏まえた必要高さの算定結果

県内の地区海岸 229 海岸（うち島根沿岸 151 海岸）のうち、堤防または護岸が設置されている 151 海岸（うち島根沿岸 101 海岸）を対象に、気候変動の影響を踏まえた必要高さの試算を行った。

なお、必要高さの試算は、海岸ごとに代表的な位置及び断面等で試算したものであり、設計等における計画高さを示したのではないことに留意する必要がある。

島根沿岸（エリア1～エリア6）の気候変動の影響を踏まえた必要高さは、既往の計画よりエリア平均値が 1.04～1.17m程度上昇することとなる。このうち、0.66mが将来気候の設計高潮位の変化によるものであり、0.38～0.52mが、波浪の変化や水深の増加により越波流量が増加することによるものといえる。

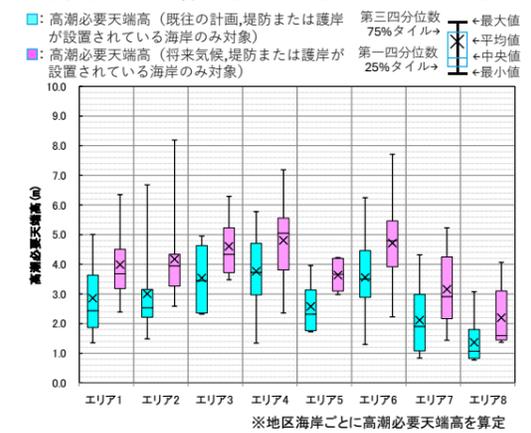


図-1.13 エリア別の必要高さ

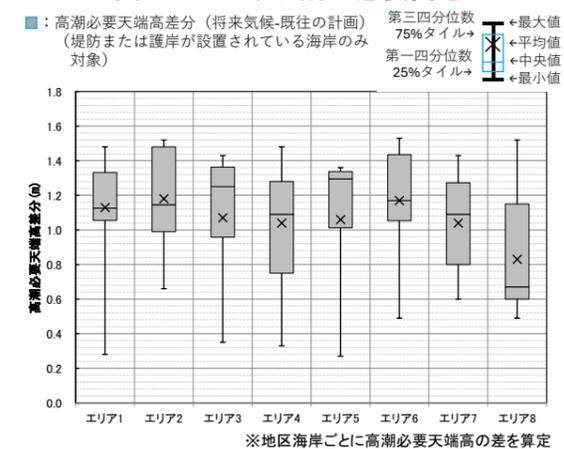


図-1.14 エリア別の必要高さの差分（将来気候－既存の計画）



図-1.15 評価エリア区分

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
---	--------------	------

(4) 津波対策のための必要高さ（設計津波水位）
 本県では、平成28年度に「最大クラスの津波」（L2津波）における津波浸水想定
 の検討を行うとともに、「比較的発生頻度の高い津波」（L1津波）に対する設計
 津波水位を設定した。
 気候変動の影響を踏まえた設計津波水位は、平成29年3月に公表した設計津波水
 位に、将来の海面上昇量0.42mを加えたものとする。

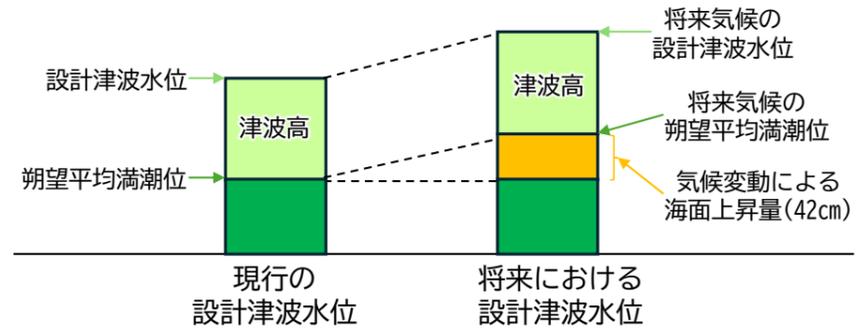
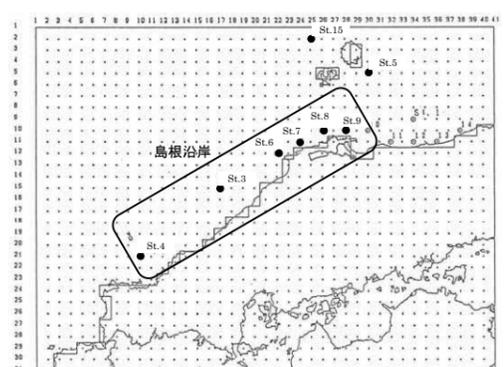
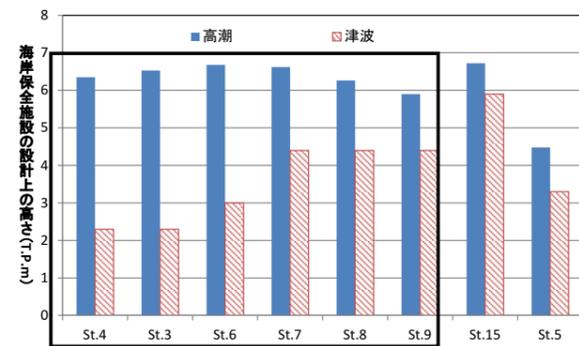


図-1.16 将来気候における設計津波水位の算定イメージ

19 次頁に示すとおり、新たに算定した「設計津波高」、現況施設の設計外力である「設
 計高潮高」を概略比較すると、県全体の傾向として「津波<高潮」となっていることか
 ら、引き続き高潮および海岸侵食に対する対策を優先的に推進していく。ただし、現況
 施設高が設計津波高より低い海岸も一部存在するため、地域の実情を踏まえて高潮・海
 岸侵食対策を中心とした海岸整備を進めて行く必要がある。



設計高潮高：海岸の設計波高・周期^{※1}に対し、技術基準^{※2}に従って算出した波の打ち上げ高
 設計津波高：比較地点が含まれる海岸線の設計津波水位の最大値
 ※1) (財) 漁港漁村建設技術研究所：日本海（山陰沿岸）沖波調査報告書、平成4年3月
 ※2) 海岸保全施設技術研究会：海岸保全施設の技術上の基準・同解説、平成16年6月

図-1.8 設計高潮高と設計津波高の比較

(5) 高潮対策と津波対策の必要高さの比較
 気候変動の影響を踏まえた高潮対策における必要天端高と津波対策における設計
 津波水位を比較した。島根沿岸を6つのエリア（エリア1～エリア6）に分け、高
 潮と津波の必要天端高を平均すると、高潮対策における必要天端高で3.64～4.81
 m、津波対策における設計津波水位で2.09～2.85mとなっている。
 島根沿岸（エリア1～エリア6）では、概ね「高潮対策>津波対策」となっており
 、海岸保全施設等の整備の基本は高潮対策になるが、津波対策で必要な高さを確認
 した上で検討を進める。

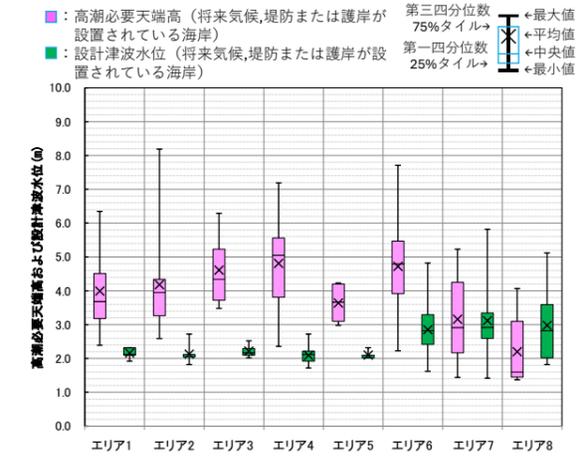


図-1.17 気候変動の影響を踏まえた高潮必要天端高と設計津波水位



図-1.18 評価エリア区分

下表に示すとおり、島根沿岸は設計津波高よりも既存施設高が1m^{*}（次頁参照）以上低い海岸が約2%存在する。施設高が設計津波高より低い区域については、経済性・維持管理の容易性・施工性・公衆の利用等を総合的に議論し、関係市町村や地元と合意形成を図っていく必要がある。その結果、施設の嵩上げ等の対策が必要と判断された区域は、施設整備の事業化も含めて検討を行う。

表-1.2 設計津波高に対し、既設施設高が1m以上低い海岸の割合

	全海岸数	該当海岸数	全海岸に占める該当海岸の割合
島根沿岸	146	3	2.1%
隠岐沿岸（島後）	38	6	15.8%
隠岐沿岸（島前）	39	7	17.9%

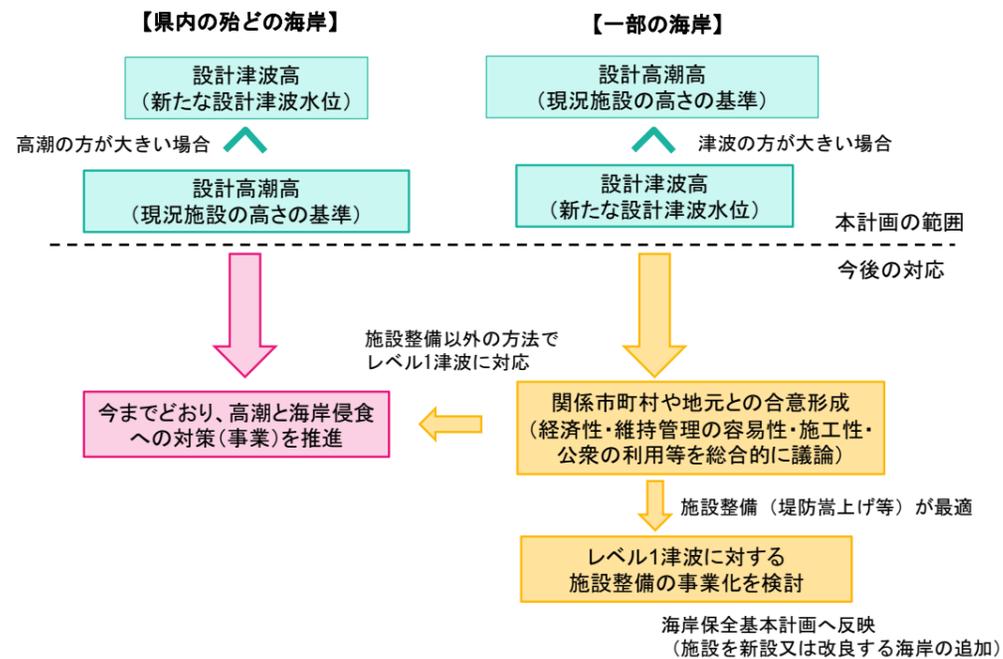
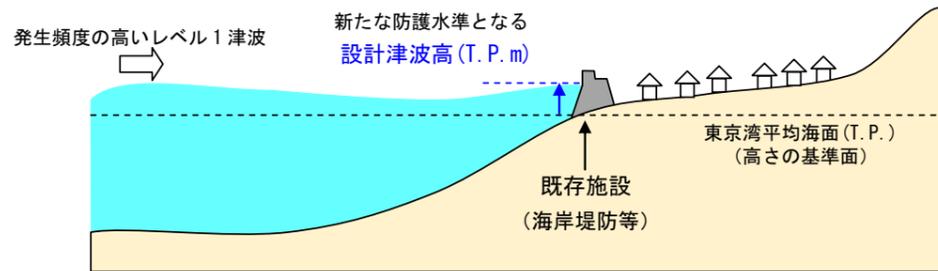


図-1.9 新たに設定された設計津波高を踏まえた海岸保全施設整備の考え方

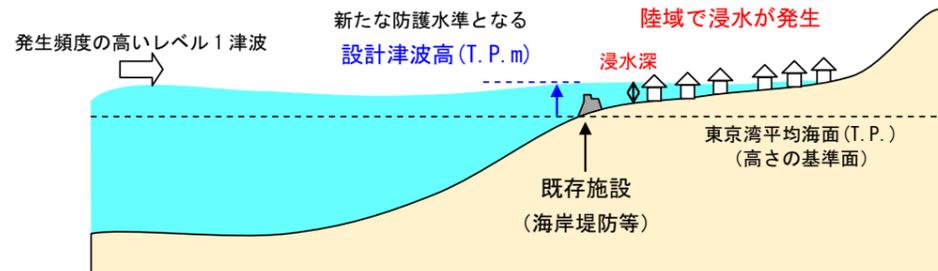
【削除】

※【参考：既存施設の高さが設計津波高（水位）より1m以上低い海岸とは？】
 2011年の東北地方太平洋沖地震津波では非常に多くの建物等の被害が発生した。
 内閣府が整理した資料によると、津波が海岸堤防を越流するなどして陸域に進入した場合、地盤からの浸水深が1mを超えると全壊する建物が急激に増えることが分かっている。すなわち、既存施設の高さが設計津波高よりも1m以上低い場所においては、背後地の浸水による建物被害リスクが高いと考えられる。

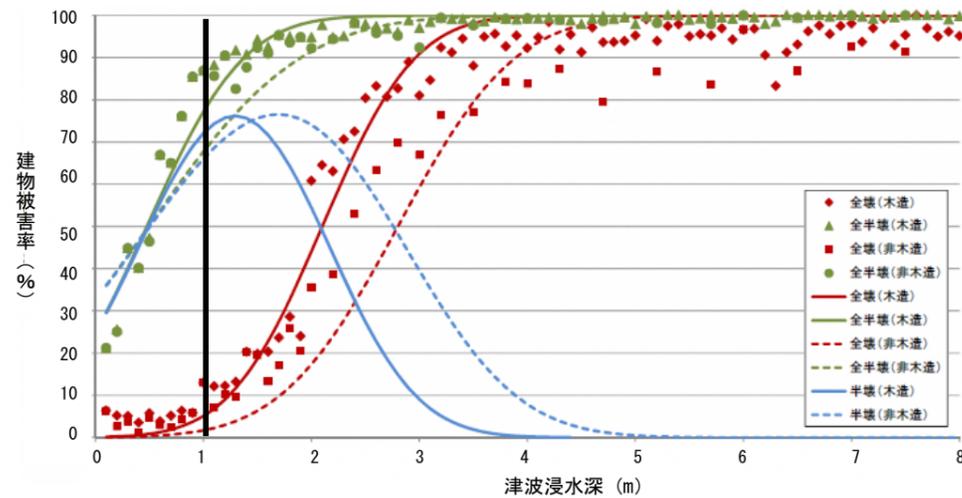
【既存施設が津波より高い場合】



【既存施設が津波より低い場合】



津波越流と浸水深のイメージ



出典) 内閣府：南海トラフ巨大地震の被害想定（第1次報告）、平成24年8月に加筆

図-1.10 津波の浸水深と建物被害率の関係（人口集中地区以外）

【削除】

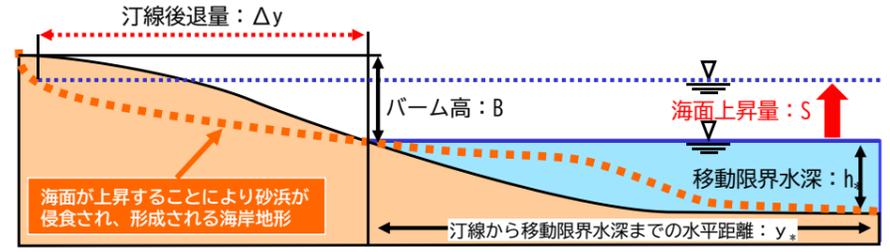
頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
		<p>（6）余裕高の設定</p> <p>護岸の天端高の決定にあたっては、若干の不確実性を考慮して余裕高を設定する必要がある。不確実性を有する要素としては、気候変動による外力の変化や地盤変動など多岐にわたるが、余裕高をいたずらに大きくとれば工費の増大を招き、不経済となる。</p> <p>そのため、将来の地盤変動を考慮した余裕高として、県下一律で 10cm を見込むものとする。なお、施設設計時は、所要天端高に余裕高 10cm を足して、10cm 刻みで切り上げた値で天端高を決定する。</p>

(7) 侵食対策
 気候変動がもたらす海面上昇（2℃上昇シナリオ）による砂浜への影響把握として、汀線後退量を試算した。なお、汀線後退量は、Bruun 則にて算定したものであり、海面上昇以外の影響（波浪の将来変化、沿岸漂砂、海岸保全施設の影響等）は未考慮となっている。

表-1.4 Bruun 則の概要

	算定式	備考
Bruun 則	$\Delta y/y_s = -S/(h_s + B_h)$	S:海面上昇量(m), y:汀線後退量(m), h _s :移動限界水深(m) y _s :汀線から移動限界水深までの水平距離(m), B _h :バーム高
前提条件 (汀線付近の断面地形)	$h = Ay/2/3$	h:水深(m), A:海浜断面係数, y:岸沖方向距離(m) 断面地形が底質粒形と波浪条件から決定されると仮定。 h _s における縦断地形データと適合するように A を設定。y を算出。
以下、諸係数の算定式※2		
Hallemeier(1978)	$h_s = 2.28\bar{H}m - 68.5(\bar{H}m/3g\bar{T}m^3)$	g:重力加速度, $\bar{H}m$:年最大有義波高の平均値, $\bar{T}m$:年最大有義波周期の平均値
武田、砂村(1983)	$B_h = 0.125\bar{H}b^5/8(g\bar{T}s^2)^{3/8}$	$\bar{H}b$: $\bar{H}s$ に対する碎波波高, $\bar{H}s$:年平均有義波高の平均値
砂村(1983)	$\bar{H}b/\bar{H}s = (\tan\alpha)0.2(\bar{H}s/\bar{L}s) - 0.25$	$\bar{L}s$:年平均有義波波長 (1.56 $\bar{T}s^2$) の平均値, $\bar{T}s$:年平均有義波周期の平均値

※1 Bruun 則の適用に必要な入力データである地形データを表中に赤字、波浪データを表中に青字で記載。
 ※2 諸係数の算定式は、「須川ら（2011）、海面上昇に伴う全国砂浜侵食量の推定、土木学会論文集, Vol. 67, No. 2, I_1196-I_1200」に準じた。
 海浜断面係数の設定は、「三村ら（1993）、砂浜に対する海面上昇の影響評価、海岸工学論文集, 第 40 巻, pp. 1046-1050」に準じた。
 ※3 tan α（海底勾配）は、0.01～0.1 の範囲とした。



出典：沿岸部(海岸)における気候変動の影響及び適応の方向性検討委員会の資料を基に作図
図-1.19 海面上昇による砂浜の消失イメージ

試算の結果、2090～2100 年頃には、現況の浜幅より汀線後退量が大きくなり、島根沿岸全体では砂浜面積が半減する可能性がある。

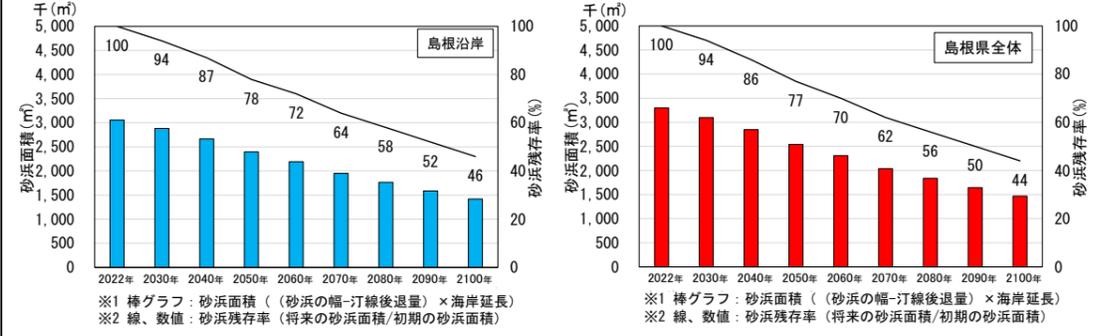


図-1.20 砂浜の面積と砂浜の残存率の試算（左：島根沿岸、右：島根県全体）

上記試算の砂浜残存率は、既往文献※4に示される「0.10～1.00m の海面上昇量に対する砂浜消失率の将来予測結果」の島根沿岸の傾向と概ね整合している。
 ※4 「土木学会論文集 G(環境), Vol. 69, No. 5」 「最新の海面水位予測データを用いた海面上昇による全国砂浜侵食量の将来予測」

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
22	<p>3-2 環境面からの基本方針</p> <p>(1) 郷土色豊かな海岸環境の保全</p> <p>海岸は、陸域と海域とが相接する空間で、砂浜、岩礁、藻場（大型海産植物群落）など、生物にとって多様な生息・生育環境を有しているため、そこには、種類豊富な生物が存在している。</p> <p>当沿岸の海中では、一般的に藻場と呼ばれる大型海産植物群落（海藻群落、海産種子植物群落）が広く分布している。これらの大型海産植物群落は魚類をはじめ多様な海産動物の生息場所、産卵場及び幼生の発育場として重要な生態系を構成している。環境省によると、島根半島沿岸東部や日御碕・十六島周辺は「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に指定されている※（次頁参照）。</p> <p>また、陸上部では、当沿岸のほぼ全域で「しまねレッドデータブック 2014 動物編」において絶滅危惧種Ⅰ類とされているハヤブサが生息している他、笠浦ハマビワ群落、出雲海岸砂丘植生、仁摩海岸クロマツ林、浅利黒松海岸砂丘植生、三隅海岸クロマツ林、飯ノ浦海岸植生など多くの特定植物群落が分布している。また、浜田市の三隅海岸では自然環境保全地域が指定されている他、大田市の琴ヶ浜海岸は日本でも屈指の鳴り砂海岸として知られている。</p> <p>こうした貴重な自然環境資源や、生態系の基盤となる藻場等に配慮し、郷土色豊かな海岸環境の保全に努める。</p> <div data-bbox="522 1079 1448 1381"> <p>絶滅危惧種Ⅰ類：ハヤブサ</p> </div> <p>写真-1.11 絶滅危惧種</p> <div data-bbox="522 1415 1448 1751"> <p>琴ヶ浜海岸（大田市）</p> </div> <p>写真-1.12 日本屈指の鳴り砂海岸</p>	<p>3-2 環境面からの基本方針</p> <p>(1) 郷土色豊かな海岸環境の保全</p> <p>海岸は、陸域と海域とが相接する空間で、砂浜、岩礁、藻場（大型海産植物群落）など、生物にとって多様な生息・生育環境を有しているため、そこには、種類豊富な生物が存在している。</p> <p>当沿岸の海中では、一般的に藻場と呼ばれる大型海藻類（大型の褐藻類や海産被子植物（海草））の群落は広く分布している。これらの藻場は、魚類をはじめ多様な海産動物の生息場所、産卵場及び幼生の発育場として重要な生態系を構成している。島根半島沿岸東部や日御碕・十六島周辺は「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（環境省）に指定され※（次頁参照）、生物多様性の保全・管理が取り組まれている。</p> <p>また、陸上部では、「しまねレッドデータブック 2014 動物編」において絶滅危惧種Ⅰ類とされているハヤブサ、ハラビロハンミョウ、カワラハンミョウ、オオヒョウタンゴミムシ、絶滅危惧Ⅱ類とされているコアジサシ、準絶滅危惧種とされているシロチドリなどが生息し、「しまねレッドデータブック 2013 植物編」において絶滅危惧Ⅰ類とされているハマナス、ハマサジ、ノグサなどが生育している。</p> <p>沿岸における重要な植物群落としては、笠浦ハマビワ群落、出雲海岸砂丘植生、仁摩海岸クロマツ林、浅利黒松海岸砂丘植生、三隅海岸クロマツ林、飯ノ浦海岸植生など多くの特定植物群落が分布している。また、浜田市の三隅海岸では自然環境保全地域が指定されている他、大田市の琴ヶ浜海岸は日本でも屈指の鳴り砂海岸として知られている。</p> <p>一方、気候変動による海面上昇等は、砂浜の消失を引き起こすなどにより、沿岸の貴重な生物の生息・生育環境等に大きな影響を与えるおそれがある。</p> <p>こうした貴重な自然環境資源や、生態系の基盤となる藻場等に配慮し、郷土色豊かな海岸環境の保全に努める。</p> <div data-bbox="1614 1108 2570 1411"> <p>絶滅危惧種Ⅰ類：ハヤブサ</p> <p>絶滅危惧Ⅰ類：カワラハンミョウ</p> <p>出典：しまねレッドデータブック 2014 動物編</p> </div> <p>写真-1.12 絶滅危惧種</p> <div data-bbox="1614 1444 2570 1780"> <p>琴ヶ浜海岸（大田市）</p> </div> <p>写真-1.13 日本屈指の鳴り砂海岸</p>

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案																																																																																																										
23	<p>※【参考：生物多様性の観点から重要度の高い海域（環境省指定）】</p> <p><u>海域指定の概要</u> 生物多様性条約（CBD）の国際条約を受けた生物多様性国家戦略 2012－2020 を踏まえ、我が国周辺海域の生物多様性を保全していく上で重要度が高い海域を、生態学および生物学的観点から、科学的そして客観的に明らかにしたもの。 学識経験者から構成される検討会を設置して平成 23 年度からの 3 年間にわたる検討の結果、沿岸域で 270 ヶ所、沖合表層域で 20 カ所、沖合海底域で 31 か所が抽出されている。</p> <p><u>島根沿岸の指定海域の特徴</u> 下表のとおり島根半島の 2 カ所が指定されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定No.</th> <th>沿岸域 16101</th> <th>沿岸域 16001</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海域名</td> <td>島根半島沿岸東部</td> <td>日御碕・十六島周辺</td> </tr> <tr> <td>該当市区町村</td> <td>松江市</td> <td>出雲市</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td style="text-align: center;">83km²</td> <td style="text-align: center;">50km²</td> </tr> <tr> <td>特徴</td> <td>佐陀川から七類湾までの海域で、入り組んだリアス式海岸の地形と多くの湾、島がある。 日本海の荒波によって浸食された海食崖や沈水海岸が連続する特徴的な海域である。 また、複数種の鳥類、魚類、頭足類などの産卵場が含まれる。</td> <td>日御碕周辺の経島（ふみしま）にはウミネコの繁殖地があり、天然記念物になっている。 十六島町の海岸周辺にはウップルイノリが生息し、ガラモ場が広がる特徴ある海域である。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">環境情報</td> <td>干潟</td> <td style="text-align: center;">※1</td> <td style="text-align: center;">※1</td> </tr> <tr> <td>藻場</td> <td style="text-align: center;">29.0km²</td> <td style="text-align: center;">4.2km²</td> </tr> <tr> <td>自然海岸の長さ</td> <td style="text-align: center;">182.4km</td> <td style="text-align: center;">43.1km</td> </tr> <tr> <td>自然海岸の占める割合</td> <td style="text-align: center;">78.5%</td> <td style="text-align: center;">82.3%</td> </tr> <tr> <td>砂堆</td> <td style="text-align: center;">※1</td> <td style="text-align: center;">※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">代表的な生物情報</td> <td>維管束植物</td> <td>ウラギク オオクグ</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>藻類</td> <td>※2</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>アマツバメ イソヨドリ ウミネコ ミサゴ</td> <td>ハヤブサ ミサゴ</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>アカアマダイ ウナギ カマキリ タチウオ ヒラスズキ ブリ マアジ マイワシ ミミズハゼ</td> <td>アカアマダイ カタクチイワシ カマキリ タチウオ ブリ マアジ マイワシ ミミズハゼ</td> </tr> <tr> <td>貝類</td> <td>ヤマトシジミ</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>頭足類</td> <td>ケンサキイカ スルメイカ マダコ ヤリイカ</td> <td>ケンサキイカ スルメイカ マダコ</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td>該当なし</td> <td>経島ウミネコ繁殖地</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1) 環境省の調査で存在が確認されなかったもの ※2) 他の種を用いて海域指定の妥当性を判定しているもの（存在しないということではない）</p>	指定No.	沿岸域 16101	沿岸域 16001	海域名	島根半島沿岸東部	日御碕・十六島周辺	該当市区町村	松江市	出雲市	面積	83km ²	50km ²	特徴	佐陀川から七類湾までの海域で、入り組んだリアス式海岸の地形と多くの湾、島がある。 日本海の荒波によって浸食された海食崖や沈水海岸が連続する特徴的な海域である。 また、複数種の鳥類、魚類、頭足類などの産卵場が含まれる。	日御碕周辺の経島（ふみしま）にはウミネコの繁殖地があり、天然記念物になっている。 十六島町の海岸周辺にはウップルイノリが生息し、ガラモ場が広がる特徴ある海域である。	環境情報	干潟	※1	※1	藻場	29.0km ²	4.2km ²	自然海岸の長さ	182.4km	43.1km	自然海岸の占める割合	78.5%	82.3%	砂堆	※1	※1	代表的な生物情報	維管束植物	ウラギク オオクグ	※2	藻類	※2	※2	鳥類	アマツバメ イソヨドリ ウミネコ ミサゴ	ハヤブサ ミサゴ	魚類	アカアマダイ ウナギ カマキリ タチウオ ヒラスズキ ブリ マアジ マイワシ ミミズハゼ	アカアマダイ カタクチイワシ カマキリ タチウオ ブリ マアジ マイワシ ミミズハゼ	貝類	ヤマトシジミ	※2	頭足類	ケンサキイカ スルメイカ マダコ ヤリイカ	ケンサキイカ スルメイカ マダコ	天然記念物	該当なし	経島ウミネコ繁殖地	<p>※【参考：生物多様性の観点から重要度の高い海域（環境省指定）】</p> <p><u>海域指定の概要</u> 生物多様性条約（CBD）の国際条約を受けた生物多様性国家戦略 2012－2020 を踏まえ、我が国周辺海域の生物多様性を保全していく上で重要度が高い海域を、生態学および生物学的観点から、科学的そして客観的に明らかにしたもの。 学識経験者から構成される検討会を設置して平成 23 年度からの 3 年間にわたる検討の結果、沿岸域で 270 ヶ所、沖合表層域で 20 カ所、沖合海底域で 31 か所が抽出されている。</p> <p><u>島根沿岸の指定海域の特徴</u> 下表のとおり島根半島の 2 カ所が指定されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定No.</th> <th>沿岸域 16101</th> <th>沿岸域 16001</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海域名</td> <td>島根半島沿岸東部</td> <td>日御碕・十六島周辺</td> </tr> <tr> <td>該当市区町村</td> <td>松江市</td> <td>出雲市</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td style="text-align: center;">83k m²</td> <td style="text-align: center;">50k m²</td> </tr> <tr> <td>特徴</td> <td>佐陀川から七類湾までの海域で、入り組んだリアス海岸の地形と多くの湾、島がある。 日本海の荒波によって浸食された海食崖や沈水海岸が連続する特徴的な海域である。 また、複数種の鳥類、魚類、頭足類などの産卵場が含まれる。</td> <td>日御碕周辺の経島（ふみしま）にはウミネコの繁殖地があり、天然記念物になっている。 十六島町の周辺海岸にはウップルイノリが生息し、ガラモ場が広がる特徴ある海域である。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">環境情報</td> <td>干潟</td> <td style="text-align: center;">※1</td> <td style="text-align: center;">※1</td> </tr> <tr> <td>藻場</td> <td style="text-align: center;">29.0 k m²</td> <td style="text-align: center;">4.2 k m²</td> </tr> <tr> <td>資源海岸の長さ</td> <td style="text-align: center;">182.4 km</td> <td style="text-align: center;">43.1 km</td> </tr> <tr> <td>自然海岸の占める割合</td> <td style="text-align: center;">78.5%</td> <td style="text-align: center;">82.3%</td> </tr> <tr> <td>砂堆</td> <td style="text-align: center;">※1</td> <td style="text-align: center;">※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">代表的な生物情報</td> <td>維管束植物</td> <td>ウラギク オオクグ</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>藻類</td> <td>※2</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>アマツバメ イソヨドリ ウミネコ ミサゴ</td> <td>ハヤブサ ミサゴ</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>アカアマダイ ウナギ カマキリ タチウオ ヒラスズキ ブリ マアジ マイワシ ミミズハゼ</td> <td>アカアマダイ カタクチイワシ カマキリ タチウオ ブリ マアジ マイワシ ミミズハゼ</td> </tr> <tr> <td>貝類</td> <td>ヤマトシジミ</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>頭足類</td> <td>ケンサキイカ スルメイカ マダコ ヤリイカ</td> <td>ケンサキイカ スルメイカ マダコ</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td>該当なし</td> <td>経島ウミネコ繁殖地</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1) 環境省の調査で存在が確認されなかったもの ※2) 他の種を用いて海域指定の妥当性を判定しているもの（存在しないということではない）</p>	指定No.	沿岸域 16101	沿岸域 16001	海域名	島根半島沿岸東部	日御碕・十六島周辺	該当市区町村	松江市	出雲市	面積	83k m ²	50k m ²	特徴	佐陀川から七類湾までの海域で、入り組んだリアス海岸の地形と多くの湾、島がある。 日本海の荒波によって浸食された海食崖や沈水海岸が連続する特徴的な海域である。 また、複数種の鳥類、魚類、頭足類などの産卵場が含まれる。	日御碕周辺の経島（ふみしま）にはウミネコの繁殖地があり、天然記念物になっている。 十六島町の周辺海岸にはウップルイノリが生息し、ガラモ場が広がる特徴ある海域である。	環境情報	干潟	※1	※1	藻場	29.0 k m ²	4.2 k m ²	資源海岸の長さ	182.4 km	43.1 km	自然海岸の占める割合	78.5%	82.3%	砂堆	※1	※1	代表的な生物情報	維管束植物	ウラギク オオクグ	※2	藻類	※2	※2	鳥類	アマツバメ イソヨドリ ウミネコ ミサゴ	ハヤブサ ミサゴ	魚類	アカアマダイ ウナギ カマキリ タチウオ ヒラスズキ ブリ マアジ マイワシ ミミズハゼ	アカアマダイ カタクチイワシ カマキリ タチウオ ブリ マアジ マイワシ ミミズハゼ	貝類	ヤマトシジミ	※2	頭足類	ケンサキイカ スルメイカ マダコ ヤリイカ	ケンサキイカ スルメイカ マダコ	天然記念物	該当なし	経島ウミネコ繁殖地
指定No.	沿岸域 16101	沿岸域 16001																																																																																																										
海域名	島根半島沿岸東部	日御碕・十六島周辺																																																																																																										
該当市区町村	松江市	出雲市																																																																																																										
面積	83km ²	50km ²																																																																																																										
特徴	佐陀川から七類湾までの海域で、入り組んだリアス式海岸の地形と多くの湾、島がある。 日本海の荒波によって浸食された海食崖や沈水海岸が連続する特徴的な海域である。 また、複数種の鳥類、魚類、頭足類などの産卵場が含まれる。	日御碕周辺の経島（ふみしま）にはウミネコの繁殖地があり、天然記念物になっている。 十六島町の海岸周辺にはウップルイノリが生息し、ガラモ場が広がる特徴ある海域である。																																																																																																										
環境情報	干潟	※1	※1																																																																																																									
	藻場	29.0km ²	4.2km ²																																																																																																									
	自然海岸の長さ	182.4km	43.1km																																																																																																									
	自然海岸の占める割合	78.5%	82.3%																																																																																																									
	砂堆	※1	※1																																																																																																									
代表的な生物情報	維管束植物	ウラギク オオクグ	※2																																																																																																									
	藻類	※2	※2																																																																																																									
	鳥類	アマツバメ イソヨドリ ウミネコ ミサゴ	ハヤブサ ミサゴ																																																																																																									
	魚類	アカアマダイ ウナギ カマキリ タチウオ ヒラスズキ ブリ マアジ マイワシ ミミズハゼ	アカアマダイ カタクチイワシ カマキリ タチウオ ブリ マアジ マイワシ ミミズハゼ																																																																																																									
	貝類	ヤマトシジミ	※2																																																																																																									
	頭足類	ケンサキイカ スルメイカ マダコ ヤリイカ	ケンサキイカ スルメイカ マダコ																																																																																																									
	天然記念物	該当なし	経島ウミネコ繁殖地																																																																																																									
指定No.	沿岸域 16101	沿岸域 16001																																																																																																										
海域名	島根半島沿岸東部	日御碕・十六島周辺																																																																																																										
該当市区町村	松江市	出雲市																																																																																																										
面積	83k m ²	50k m ²																																																																																																										
特徴	佐陀川から七類湾までの海域で、入り組んだリアス海岸の地形と多くの湾、島がある。 日本海の荒波によって浸食された海食崖や沈水海岸が連続する特徴的な海域である。 また、複数種の鳥類、魚類、頭足類などの産卵場が含まれる。	日御碕周辺の経島（ふみしま）にはウミネコの繁殖地があり、天然記念物になっている。 十六島町の周辺海岸にはウップルイノリが生息し、ガラモ場が広がる特徴ある海域である。																																																																																																										
環境情報	干潟	※1	※1																																																																																																									
	藻場	29.0 k m ²	4.2 k m ²																																																																																																									
	資源海岸の長さ	182.4 km	43.1 km																																																																																																									
	自然海岸の占める割合	78.5%	82.3%																																																																																																									
	砂堆	※1	※1																																																																																																									
代表的な生物情報	維管束植物	ウラギク オオクグ	※2																																																																																																									
	藻類	※2	※2																																																																																																									
	鳥類	アマツバメ イソヨドリ ウミネコ ミサゴ	ハヤブサ ミサゴ																																																																																																									
	魚類	アカアマダイ ウナギ カマキリ タチウオ ヒラスズキ ブリ マアジ マイワシ ミミズハゼ	アカアマダイ カタクチイワシ カマキリ タチウオ ブリ マアジ マイワシ ミミズハゼ																																																																																																									
	貝類	ヤマトシジミ	※2																																																																																																									
	頭足類	ケンサキイカ スルメイカ マダコ ヤリイカ	ケンサキイカ スルメイカ マダコ																																																																																																									
	天然記念物	該当なし	経島ウミネコ繁殖地																																																																																																									

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
24	<p>（２）優れた海岸景観との調和 海岸は白砂青松等の名勝や自然公園等の優れた自然景観を形成するための重要な要素である。 当沿岸では、島根半島の一部が大山隠岐国立公園に指定され、浜田市には浜田海岸県立自然公園が指定されており、名勝・天然記念物の加賀の潜戸、天然記念物の石見畳ヶ浦といった景勝地が存在する。当沿岸の景勝地の価値が全国的にも評価され、平成28年7月、大山隠岐国立公園が国立公園満喫プロジェクト（環境省）の先行的・集中的フィールドに指定された。今後は観光客誘致のための各種施策が強化・実施される予定である。 対象海岸の保全にあたっては対象区域に隣接する、こうした名勝や自然公園等の優れた海岸景観との調和にも配慮する。</p> <div data-bbox="483 680 1486 1003" style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="483 680 973 1003"> <p>石見畳ヶ浦（浜田市）</p>  </div> <div data-bbox="997 680 1486 1003">  </div> </div> <p style="text-align: center;">写真- 1.13 島根沿岸の景勝地の一例</p>	<p>（２）優れた海岸景観との調和 海岸は白砂青松等の名勝や自然公園等の優れた自然景観を形成するための重要な要素である。 当沿岸では、島根半島の一部が大山隠岐国立公園に指定され、浜田市には浜田海岸県立自然公園が指定されており、名勝・天然記念物の加賀の潜戸、天然記念物の石見畳ヶ浦といった景勝地が存在する。 当沿岸の景勝地の価値が全国的にも評価され、平成28年7月には、大山隠岐国立公園が国立公園満喫プロジェクト（環境省）において、先行的・集中的に取り組むを行う国立公園に指定され、「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム2025」（令和4年1月一部改訂）を作成し、多様な主体による多角的な観光地づくりが進められている。 対象海岸の保全にあたっては対象区域に隣接する、こうした名勝や自然公園等の優れた海岸景観との調和にも配慮する。</p> <div data-bbox="1590 680 2594 1003" style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1590 680 2080 1003"> <p>石見畳ヶ浦(浜田市)</p>  </div> <div data-bbox="2104 680 2594 1003">  </div> </div> <p style="text-align: center;">写真- 1.14 島根沿岸の景勝地の一例</p>
	<p>（３）環境保全への適切な対応 海岸環境の適切な保全のため、必要に応じ、貴重な生物の生息・生育地への車の乗り入れ規制の実施、環境に悪影響を及ぼす恐れのある油等の漂着物への対処など、適切に対応する。島根県では、「海岸漂着物処理推進法」の策定を契機とした「島根県海岸漂着物対策推進地域計画」を平成25年3月に策定し、海岸漂着物への対応を計画的に実施している。</p>	<p>（３）環境保全への適切な対応 海岸環境の適切な保全のため、必要に応じ、貴重な生物の生息・生育地への車の乗り入れ規制の実施、環境に悪影響を及ぼすおそれのある油等の漂着物への対処など、適切に対応する。本県では、国における「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」の制定、「海岸漂着物対策を総合的かつ効率的に推進するための基本的な方針」の閣議決定を踏まえ、「島根県海岸漂着物対策推進地域計画」を平成25年3月に策定、令和7年3月に一部改訂し、海岸漂着物への対応を計画的に実施している。</p>

25 (4) 保全活動の支援
 自然環境の保全を適切かつ効果的に進めていくため、地域住民や団体と連携し、地域の海岸愛護の啓発を図る。島根県では、「ハートフルしまね（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）」を平成21年度に創設し、地域住民や団体等による海岸保全活動を支援しているところである。
 下図に示すとおり、H21年度以降、海岸保全活動に携わる団体と構成人数は増えている。しかし、構成人数（団体）と実績人数（団体）に開きがあること、実際に活動に参加した人数が近年減少傾向にあることが課題といえる。

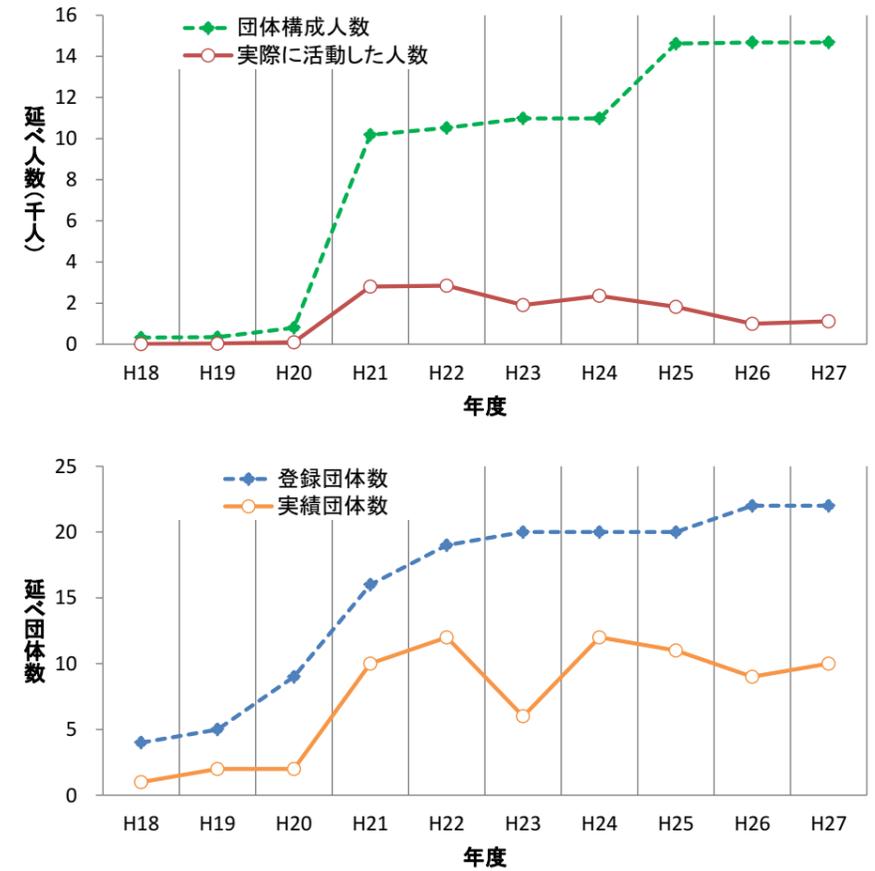
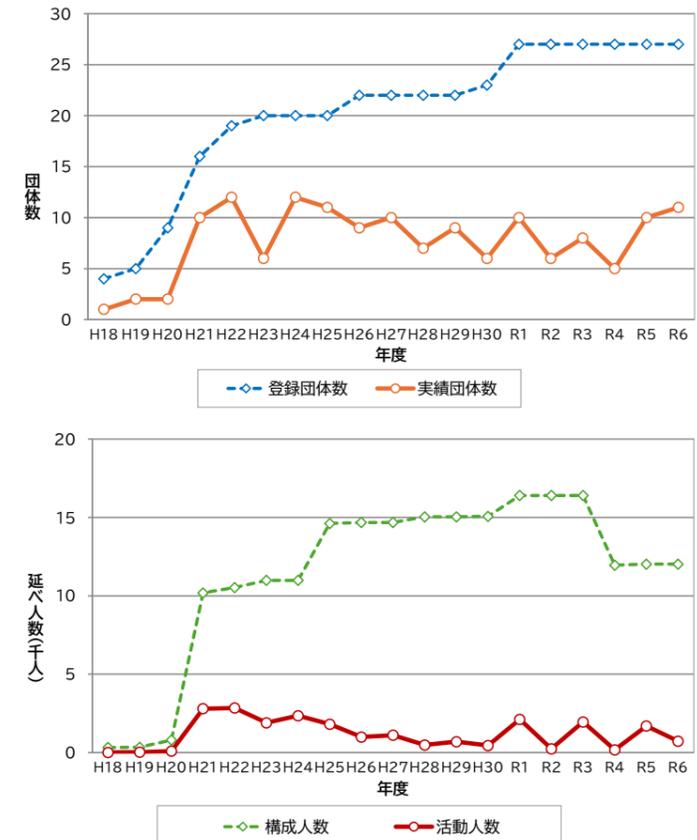


図-1.11 海岸保全活動に携わる団体および人の推移（県全体）

(4) 保全活動の支援
 自然環境の保全を適切かつ効果的に進めていくため、地域住民や団体と連携し、地域の海岸愛護の啓発を図る。本県では、**地域住民や各種団体等による海岸清掃活動や河岸植物の定植活動等の海岸保全活動が行われており、これらの海岸保全活動に対する支援を行うため、「ハートフルしまね（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）」を平成21年度に創設した。**

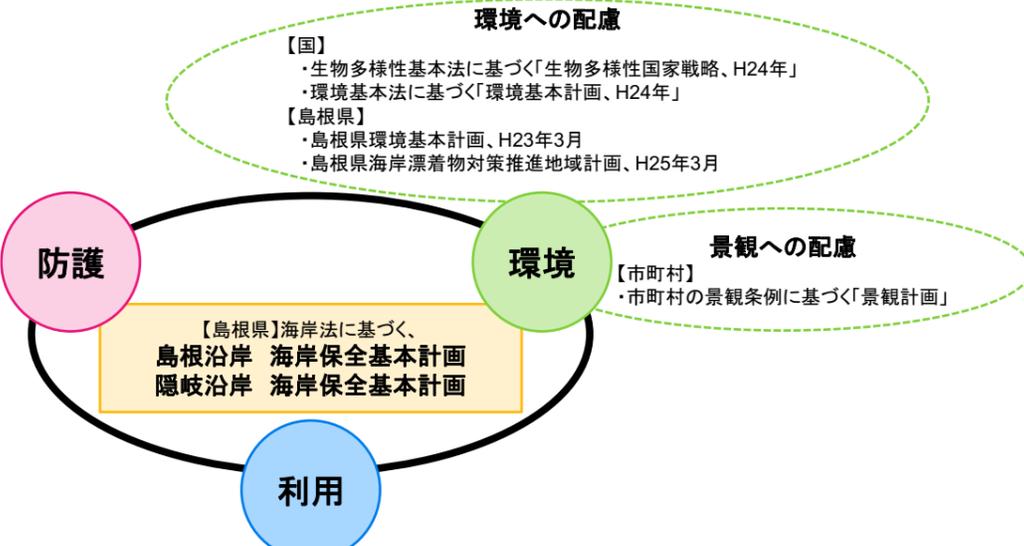
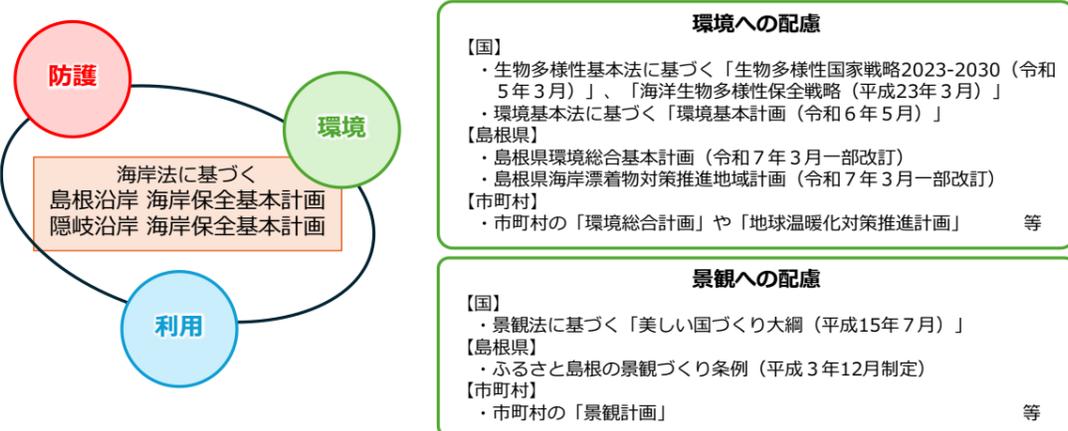
海岸を活動区域としている登録団体数は増加傾向を見せているが、新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、構成員や実際に活動した団体数・人数については一時的に減少を見せている。令和6年度時点で登録団体は27団体、12,022人（うち島根沿岸は25団体、11,927人）、そのうち、実際に活動している団体は、島根沿岸の11団体、734人となっている。
 このような活動は、海岸環境の保全において貴重な役割を担っており、引き続き、登録団体の募集や活動に対する支援の継続を図る。



※「ハートフルしまね」に登録し、海岸等を活動区域としている団体を対象に集計
 図-1.21 海岸保全活動に携わる団体及び人数の推移（県全体）

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
26	<div data-bbox="742 220 1202 871" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="682 877 1261 913" data-label="Caption"> <p>図- 1.12 ハートフルしまねの紹介パンフレット</p> </div> <div data-bbox="445 945 920 1018" data-label="Caption"> <p>ハートフルしまねの海岸清掃活動 外園海岸（出雲市）、H27年9月</p> </div> <div data-bbox="489 1018 920 1333" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="979 945 1469 1018" data-label="Caption"> <p>地元高校等によるハマボウフウ定植活動 外園海岸（出雲市）、H24年6月</p> </div> <div data-bbox="1023 1018 1469 1333" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1023 1344 1469 1669" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="771 1675 1172 1711" data-label="Caption"> <p>写真- 1.14 海岸保全活動の事例</p> </div>	<div data-bbox="1884 220 2344 871" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1795 877 2374 913" data-label="Caption"> <p>図- 1.22 ハートフルしまねの紹介パンフレット</p> </div> <div data-bbox="1543 945 2018 1018" data-label="Caption"> <p>ハートフルしまねの海岸清掃活動 外園海岸（出雲市）、H27年9月</p> </div> <div data-bbox="1587 1018 2018 1333" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="2077 945 2567 1018" data-label="Caption"> <p>地元高校等によるハマボウフウ定植活動 外園海岸（出雲市）、H24年6月</p> </div> <div data-bbox="2122 1018 2567 1333" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="2122 1344 2567 1669" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1884 1675 2285 1711" data-label="Caption"> <p>写真- 1.15 海岸保全活動の事例</p> </div>

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
27	<p>島根沿岸には、大山隠岐国立公園を始め、浜田海岸県立自然公園があり、その他にも美しい自然景観や貴重な動植物の生息地が数多く存在する。「しまねの自然お宝MAP」によると、島根沿岸における自然環境の価値が高い地域や場所は次頁の表のとおりとなる。</p> <p>また、須津漁港海岸（浜田市）と土田漁港海岸（益田市）の間に位置する鎌手地区においては、「唐音水仙公園」が有名である。地域住民によって植えられた200万球を超える日本水仙を見ることができ、国の天然記念物「唐音の蛇岩」と共に名所となっている。2006年にはしまね景観賞（大賞）を受賞しており、地域住民による保全活動が成功した事例として挙げられる。</p>	<p>島根沿岸には、大山隠岐国立公園を始め、浜田海岸県立自然公園があり、その他にも美しい自然景観や貴重な動植物の生息・生育地が数多く存在する。「しまねの自然お宝MAP」によると、島根沿岸における自然環境の価値が高い地域や場所は次頁の表のとおりとなる。</p> <p>琴ヶ浜海岸（大田市）は、日本有数の鳴砂（なきすな）浜として、平成29年10月に国指定天然記念物に指定され、地域住民や県民の貴重な財産となっている。地域の盆踊りや町民運動会などの年中行事の場となっており、住民による保全活動も積極的に行われている。また、地域や学校、企業、各種団体などによる清掃活動や環境学習など、鳴砂の価値を伝え、保全していく取組が進められている。</p> <div data-bbox="1804 520 2377 898" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1923 905 2258 932">写真-1.16 琴ヶ浜海岸全景</p> <div data-bbox="1626 968 2555 1287" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1819 1293 2362 1320">写真-1.17 地域の活動の場としての利用状況</p>

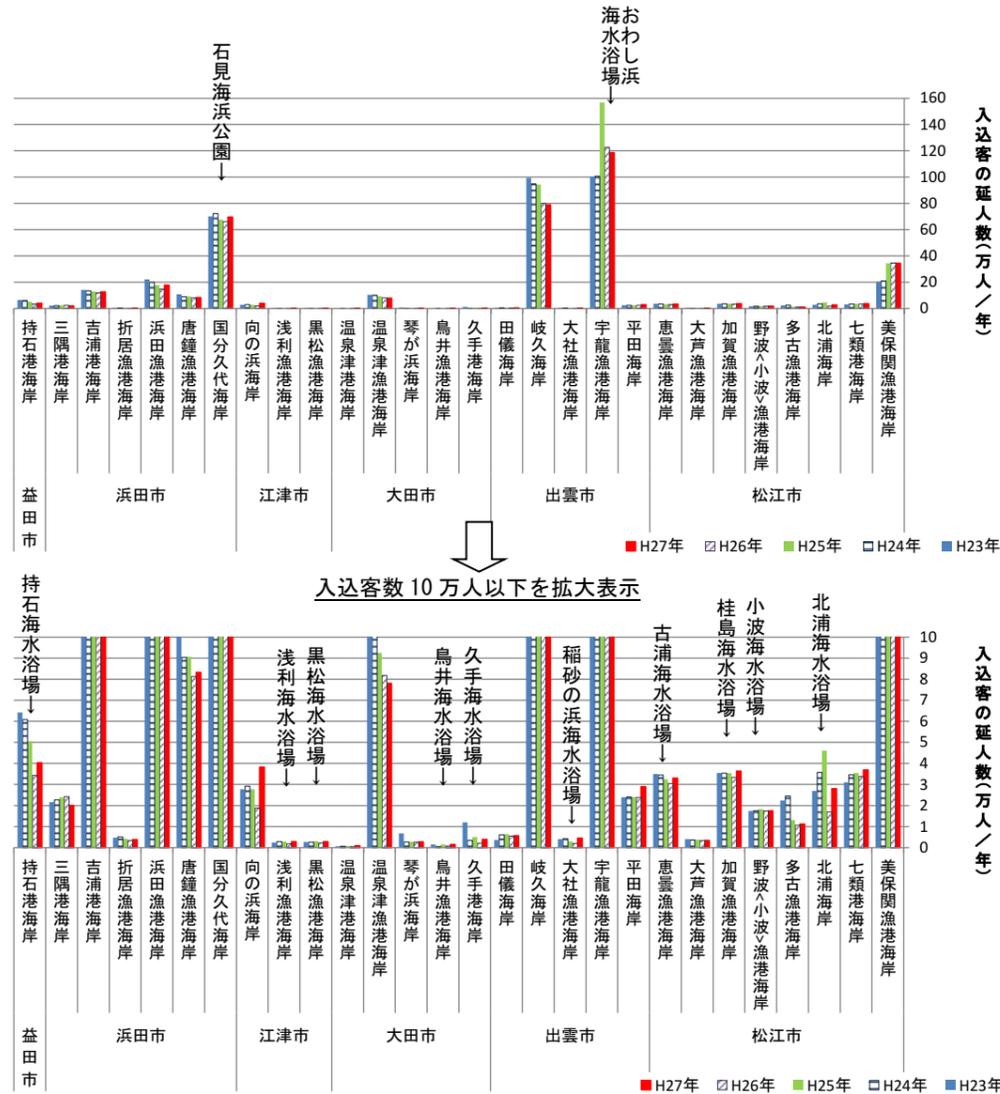
頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
30	<p>(5) 調査の実施 海岸の整備にあたっては、環境保全に関する事前の調査を行い、自然環境へ配慮するとともに、モニタリングの導入等を実施する。</p>	<p>(5) 調査の実施 海岸の整備にあたっては、環境保全に関する事前の調査を行い、自然環境へ配慮するとともに、モニタリングの導入等を実施する。</p>
	<p>(6) 環境保全に関する他の法や計画も踏まえた海岸保全 前述のように、本県の海岸は自然的・景観的な価値が非常に高く、海岸保全においては環境省等の国家プロジェクトの動きも鑑みつつ、自然・景観に関する以下の法（条例）や計画と調和するものとする。</p> <p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性基本法に基づく「生物多様性国家戦略、H24年」 ・環境基本法に基づく「環境基本計画、H24年」 <p>【島根県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県環境基本計画、H23年3月 ・島根県海岸漂着物対策推進地域計画、H25年3月 <p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の景観条例に基づく「景観計画」  <p>図- 1.13 本計画と環境に関する他の計画との関連図</p>	<p>(6) 環境保全に関する他の法や計画も踏まえた海岸保全 前述のように、本県の海岸は自然的・景観的な価値が非常に高く、海岸保全においては環境省等の国家プロジェクトの動きも鑑みつつ、自然・景観に関する以下の法（条例）や計画と調和するものとする。</p> <p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性基本法に基づく「生物多様性国家戦略 2023-2030（令和5年3月）」、「海洋生物多様性保全戦略（平成23年3月）」 ・環境基本法に基づく「環境基本計画（令和6年5月）」 ・景観法に基づく「美しい国づくり大綱（平成15年7月）」 <p>【島根県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県環境総合基本計画（令和7年3月一部改訂） ・島根県海岸漂着物対策推進地域計画（令和7年3月一部改訂） ・ふるさと島根の景観づくり条例（平成3年12月制定） <p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の「環境総合計画」や「地球温暖化対策推進計画」 ・市町村の「景観計画」  <p>図- 1.23 本計画と環境に関する他の計画との関連図</p>

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
31	<p data-bbox="439 222 839 254">3-3 利用面からの基本方針</p> <p data-bbox="439 291 955 323">（1）多様なニーズに対応した海岸づくり</p> <p data-bbox="439 325 1507 394">海岸は生活の場、漁業活動の場、レクリエーションの場、交通・運輸の場など多種・多様な利用がなされている。</p> <p data-bbox="439 396 1507 501">特にレクリエーション利用を考慮する海岸においては、国土の保全と併せて海岸の利用増進に役立つ施設（水辺へ近づきやすい階段護岸、砂浜、植栽等）や飛砂防止施設の整備を推進する。</p> <p data-bbox="439 504 1507 573">その際には、自然環境や景観に配慮するとともにユニバーサルデザインに配慮した海岸づくり※（次頁参照）を推進する。</p> <p data-bbox="439 575 1507 680">また、小学生を中心に行われている環境学習の場としての海岸利用については、各自治体や地域住民と連携し、その拡大を図っていくとともに、生物観察に適した磯浜などの保全に配慮していく。</p> <div data-bbox="448 716 943 1056"> <p data-bbox="457 730 724 762">大社漁港海岸（出雲市）</p> <p data-bbox="795 730 928 762">保育園遠足</p>  </div> <div data-bbox="973 716 1469 1035"> <p data-bbox="982 730 1457 762">大社漁港海岸（出雲市）</p> <p data-bbox="1053 730 1457 762">ビーチバレー大会</p>  </div> <div data-bbox="448 1094 943 1476"> <p data-bbox="457 1108 724 1140">岐久海岸海岸（出雲市）</p> <p data-bbox="839 1108 928 1140">海水浴</p>  </div> <div data-bbox="973 1094 1469 1465"> <p data-bbox="982 1108 1205 1140">北浦海岸（松江市）</p> <p data-bbox="1380 1108 1457 1140">海水浴</p>  </div> <p data-bbox="765 1482 1181 1514">写真- 1.15 多様な海岸利用の事例</p>	<p data-bbox="1546 222 1947 254">3-3 利用面からの基本方針</p> <p data-bbox="1546 291 2062 323">（1）多様なニーズに対応した海岸づくり</p> <p data-bbox="1546 325 2614 394">海岸は生活の場、漁業活動の場、レクリエーションの場、交通・運輸の場など多種・多様な利用がなされている。</p> <p data-bbox="1546 396 2614 501">特にレクリエーション利用を考慮する海岸においては、国土の保全と併せて、必要に応じ、海岸の利用増進に役立つ施設（親水護岸や遊歩道、砂浜、植栽等）や飛砂防止施設の整備を推進する。</p> <p data-bbox="1546 504 2614 646">また、気候変動による影響等を踏まえた海岸保全施設の整備は、これまで以上の高さの堤防等が必要となる。そのため、堤防等によって海辺へのアクセスが分断されることのないよう、必要に応じ階段の設置等施設の構造への配慮を行うとともに、階段護岸や緩傾斜堤防等による整備を検討する。</p> <p data-bbox="1546 648 2614 718">その際には、自然環境や景観に配慮するとともにユニバーサルデザインに配慮した海岸づくり※（次頁参照）を推進する。</p> <p data-bbox="1546 720 2614 825">さらに、小学生を中心に行われている環境学習の場としての海岸利用については、各自治体や地域住民と連携し、その拡大を図っていくとともに、生物観察に適した磯浜などの保全に配慮していく。</p> <div data-bbox="1567 856 2041 1186"> <p data-bbox="1576 871 1828 903">大社漁港海岸(出雲市)</p>  <p data-bbox="1884 1140 2018 1171">保育園遠足</p> </div> <div data-bbox="2080 856 2576 1186"> <p data-bbox="2089 871 2341 903">大社漁港海岸(出雲市)</p>  <p data-bbox="2353 1140 2546 1171">ビーチバレー大会</p> </div> <div data-bbox="1567 1224 2041 1591"> <p data-bbox="1576 1239 1828 1270">岐久海岸海岸(出雲市)</p>  <p data-bbox="1929 1549 2018 1581">海水浴</p> </div> <div data-bbox="2080 1224 2576 1591"> <p data-bbox="2089 1239 2297 1270">北浦海岸(松江市)</p>  <p data-bbox="2472 1549 2561 1581">海水浴</p> </div> <p data-bbox="1863 1598 2294 1629">写真- 1.18 多様な海岸利用の事例</p>

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
32	<p>※【参考：ユニバーサルデザインに配慮した海岸づくりとは】</p> <p><u>概念</u> 「ユニバーサルデザイン」は、より多くの人たちが利用しやすい施設や環境を整備する考え方であり、主に高齢者や障がい者を対象とした「バリアフリー」に代わる概念として提唱されたものである。また、“多くの方に使いやすいもの（環境）を作ろう”というユニバーサルデザインの思想には『心の優しさや思いやり』が根本にある。</p> <p><u>海岸保全施設や環境整備における留意点</u> 島根県においては、平成19年に「ユニバーサルデザイン推進指針」が策定されている。 海岸保全施設の整備においても、上記指針や取り組みを参考としつつ、可能な限りユニバーサルデザインに配慮していくことが重要である。 一方、例えば、優れた景観を有する海岸の保全や施設整備において、ユニバーサルデザインにこだわり過ぎて、防護を基本とした本来の目的やその魅力を著しく失うようなことになっては意味がない。 そのため、(周辺も含めた自然環境や利用形態などの)海岸特性と施設整備の目的とを勘案し、地元住民や利用者の方々との合意形成を図ったうえで、可能な限りユニバーサルデザインの考え方に則った施設整備の実施が肝要となる。</p> <p><u>海岸保全施設や環境整備における具体例</u> 海岸利用者に対するユニバーサルデザイン配慮の具体例としては以下のものが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ (外国から来た方や子供達に配慮した) 海岸案内板や避難表示板 ➤ (子供達の遊び場、環境学習の場にもなる) タイドプール※の併設 ※干潮時に出現する潮だまり <p>以下は、「ユニバーサルデザイン」の考えのもとで「バリアフリー」に対応した事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ (車いす利用者や高齢者が使い易い) 浜へのアクセス道 ➤ (色覚障がいのある方に配慮した) 配色を採用した案内板や表示板 ➤ (車いす利用者に配慮した) ビーチマットの敷設 	<p>※【参考：ユニバーサルデザインに配慮した海岸づくりとは】</p> <p><u>概念</u> 「ユニバーサルデザイン」は、より多くの人たちが利用しやすい施設や環境を整備する考え方であり、主に高齢者や障がい者を対象とした「バリアフリー」に代わる概念として提唱されたものである。また、“多くの方に使いやすいもの（環境）を作ろう”というユニバーサルデザインの思想には『心の優しさや思いやり』が根本にある。</p> <p><u>海岸保全施設や環境整備における留意点</u> 島根県においては、平成19年に「ユニバーサルデザイン推進指針」が策定されている。 海岸保全施設の整備においても、上記指針や取り組みを参考としつつ、可能な限りユニバーサルデザインに配慮していくことが重要である。 一方、例えば、優れた景観を有する海岸の保全や施設整備において、ユニバーサルデザインにこだわり過ぎて、防護を基本とした本来の目的やその魅力を著しく失うようなことになっては意味がない。 そのため、(周辺も含めた自然環境や利用形態などの)海岸特性と施設整備の目的とを勘案し、地元住民や利用者の方々との合意形成を図ったうえで、可能な限りユニバーサルデザインの考え方に則った施設整備の実施が肝要となる。</p> <p><u>海岸保全施設や環境整備における具体例</u> 海岸利用者に対するユニバーサルデザイン配慮の具体例としては以下のものが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ (外国から来た方や子供達に配慮した) 海岸案内板や避難表示板 ➤ (子供達の遊び場、環境学習の場にもなる) タイドプール※の併設 ※干潮時に出現する潮だまり <p>以下は、「ユニバーサルデザイン」の考えのもとで「バリアフリー」に対応した事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ (車いす利用者や高齢者が使い易い) 浜へのアクセス道 ➤ (色覚障がいのある方に配慮した) 配色を採用した案内板や表示板 ➤ (車いす利用者に配慮した) ビーチマットの敷設

現行計画（令和3年3月）

海岸の観光利用の実態として、海岸別の観光入込客の延べ人数を以下に示す。
 松江市の美保関漁港海岸（美保神社など）、出雲市の宇龍漁港海岸（日御崎など）と岐久海岸（道の駅キララ多岐など）、浜田市の国分久代海岸（石見海浜公園など）は20万人／年を超える観光入込客が利用している。一方、観光入込客が年間5万人以下の海岸が多数であり、地域の特性に応じた海岸利用を促す施設整備や維持管理に継続して取り組んでいく必要がある。



資料) 島根沿岸の全海岸のうち、観光動態調査（島根県観光振興課）の対象海岸※を整理対象海岸内の海水浴場を併記

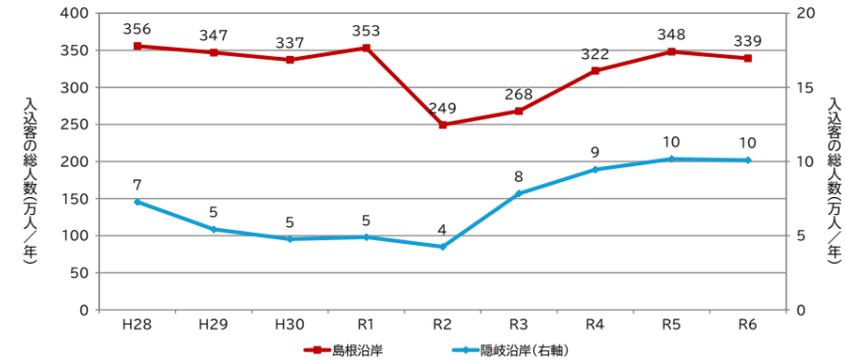
※) 以下の3つの要件を満たす場所および(公社)日本観光振興協会刊行「全国観光統計基準」による地点を追加
 ①非日常利用が多いこと、②入込客数が適切に把握できること、③前年の入込客数が年間1万人以上、もしくは前年の特定月の入込客数が5千人以上であること

図-1.14 観光入込客の延べ人数（海岸別の集計結果）

改定素案

海岸の観光利用の実態として、島根沿岸の観光入込客数の推移をみると、令和2年以降に新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な減少傾向が見受けられたものの、近年は回復傾向にある。

令和6年の島根沿岸部への観光入込客数は約340万人となっており、多くの利用者が訪れている。



※ 島根沿岸・隠岐沿岸：平成28年～令和6年の期間、島根県観光動態調査結果に調査地点が継続して掲載されている沿岸部の観光地点を対象に集計

図-1.24 観光入込客数の推移

海岸別の観光入込客の延べ人数をみると、松江市の美保関漁港海岸（美保神社など）、出雲市の宇龍漁港海岸（日御崎など）と岐久海岸（道の駅キララ多岐など）、浜田市の国分久代海岸（石見海浜公園など）は50万人／年を超える観光入込客が利用している。これらの地域を代表する観光資源が立地している海岸は、良好な海岸景観の形成や地域の活性化等に寄与する整備等を進めていくことが重要である。

また、多くの海水浴場は、年間5万人以下の観光入込客数となっているところが多く、地域の特性に応じた海岸利用を促す施設整備や維持管理に継続して取り組んでいく必要がある。

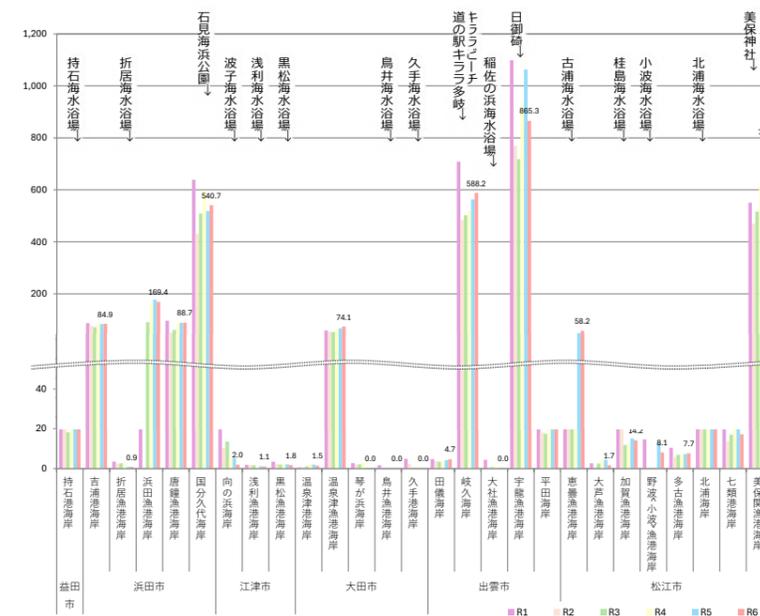
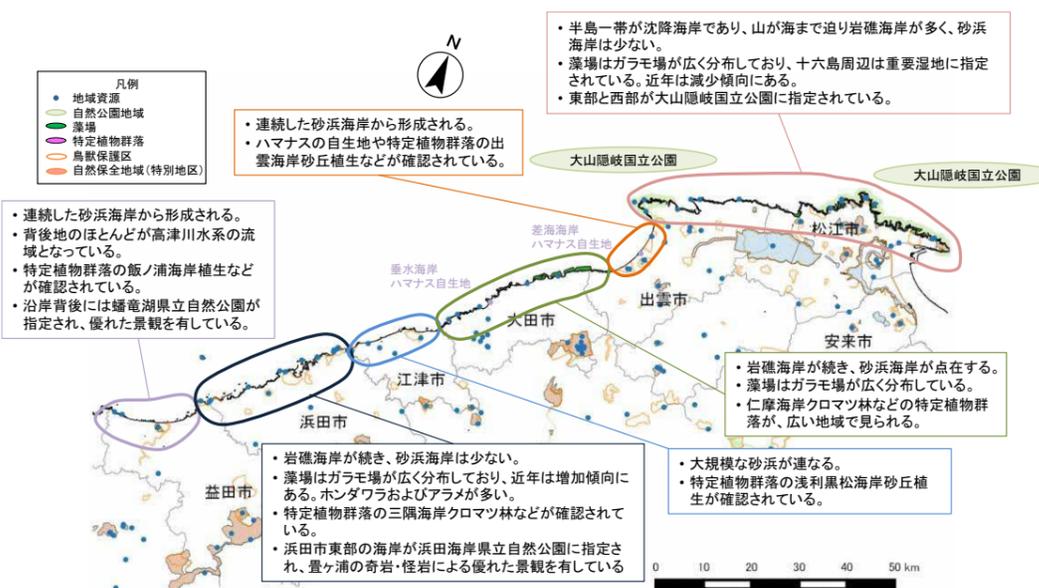
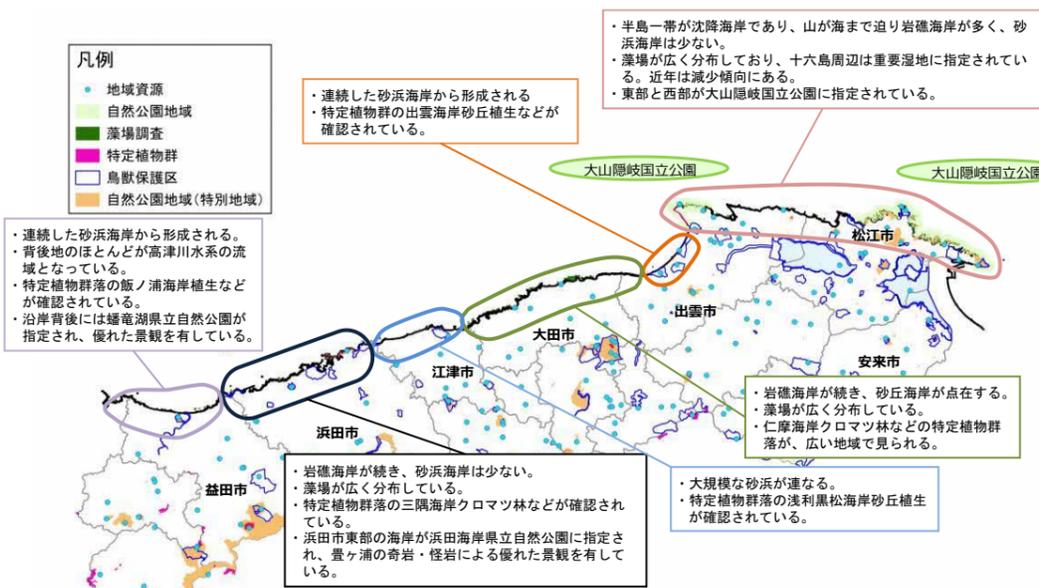
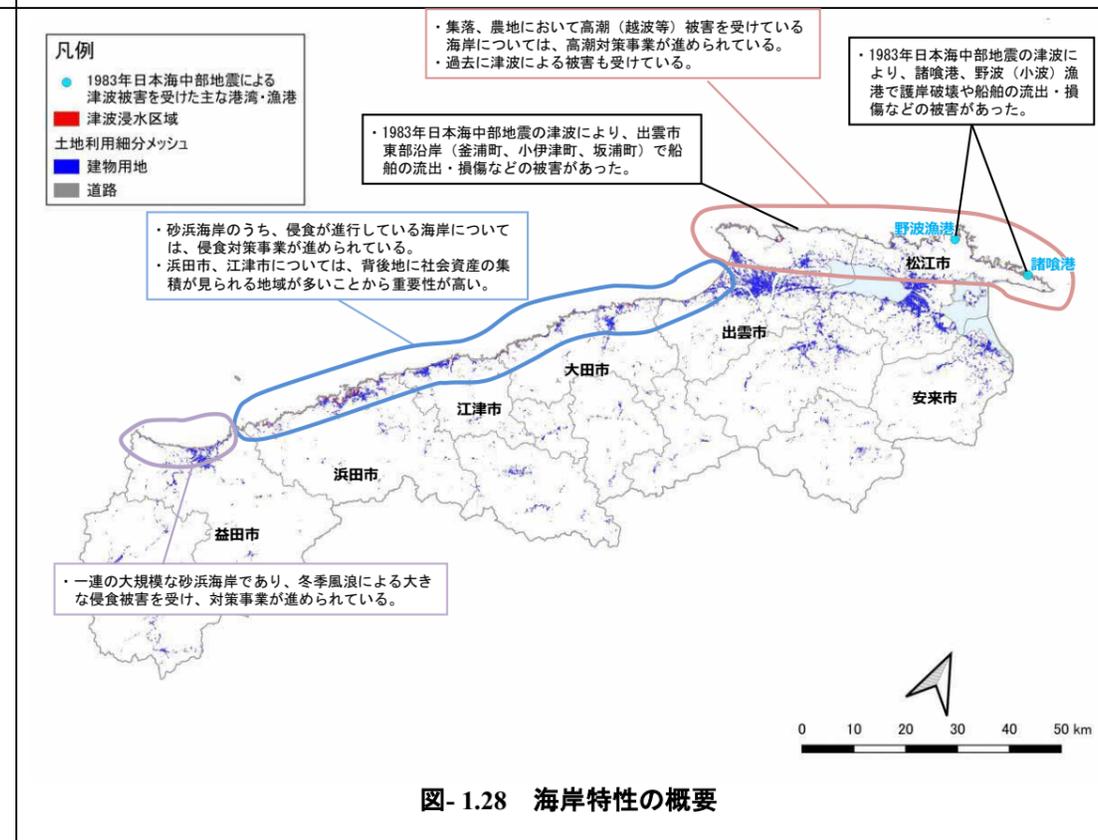
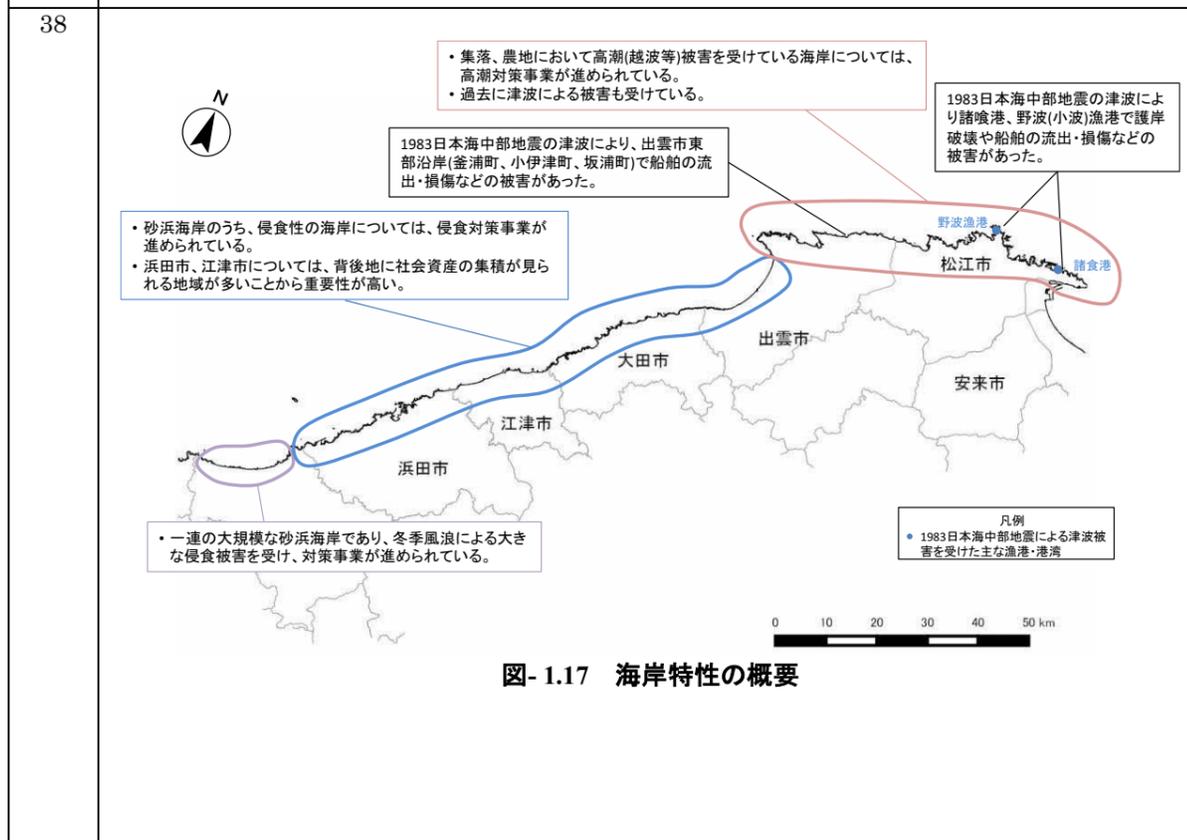
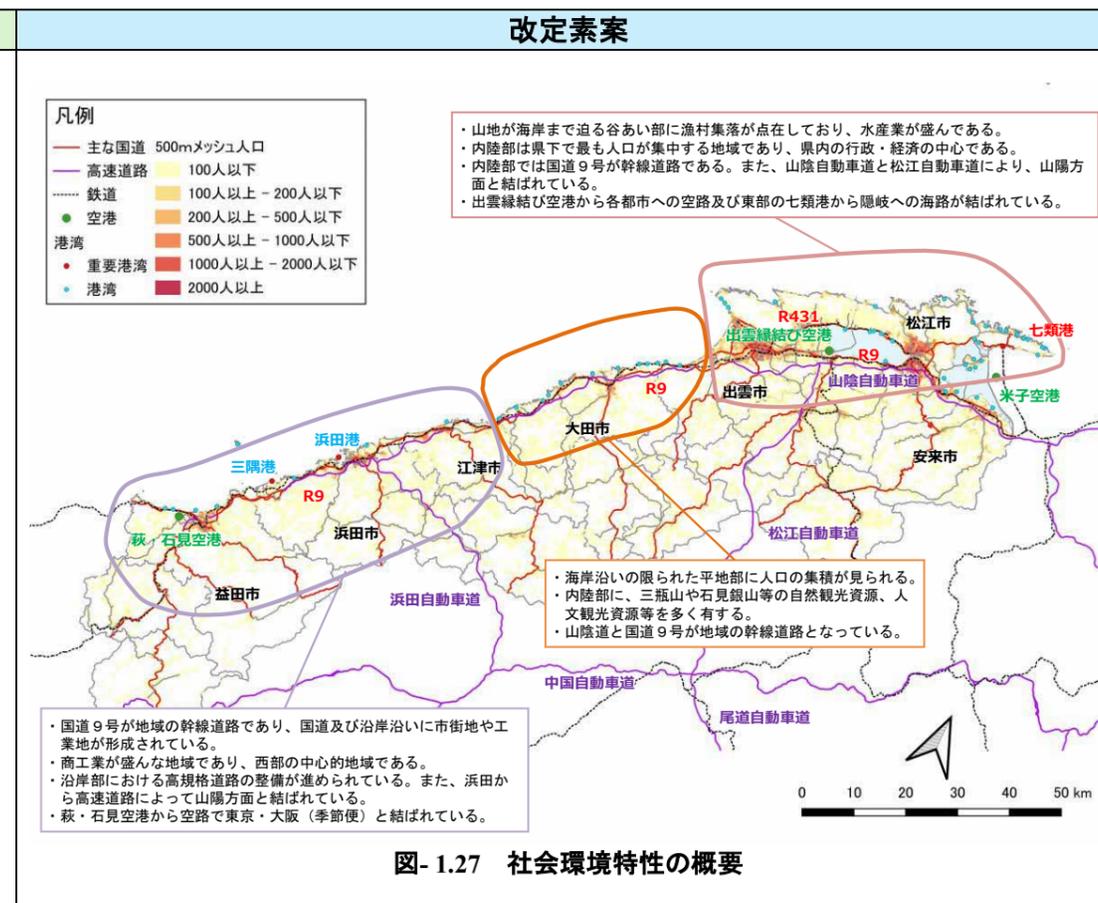
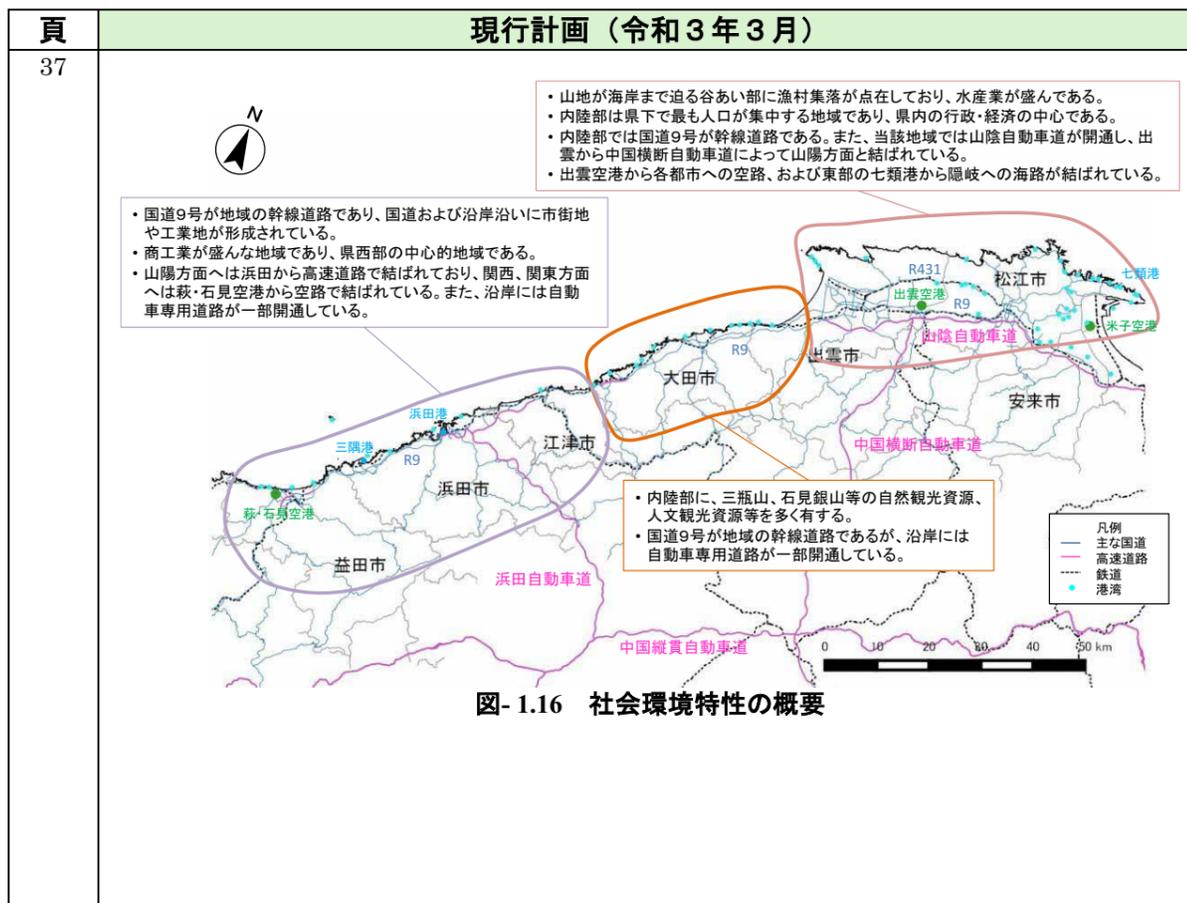


図-1.25 海岸別の観光入込客数

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
34	<p>（２）安全で適正な海岸利用の確保 誰もが快適に海岸を利用するため、利用者が他の迷惑になる行為や海岸環境に悪影響を及ぼす行為を自粛するといったマナー、モラルの向上が必要である。これらの啓発を図るとともに、（案内板等を含む）海岸保全の関連施設に落書きする等の迷惑行為に対する取り締まりを強化する。</p>	<p>（２）安全で適正な海岸利用の確保 誰もが快適に海岸を利用するため、利用者が他の迷惑になる行為や海岸環境に悪影響を及ぼす行為を自粛するといったマナー、モラルの向上が必要である。これらの啓発を図るとともに、海岸保全の関連施設（案内板等を含む）に落書きする等の迷惑行為に対する取り締まりを強化する。</p>
	<p>（３）地域と連携した海岸愛護活動 現在ある美しい海岸は、地元住民やボランティアによる海岸清掃を中心とする海岸愛護活動によって維持されている。こういった海岸愛護活動は海岸環境に対する意識の向上の面からも重要であり、これらの活動の広がりや海岸利用のモラルの向上にもつながることから、可能な限りの支援を行っていく。 例えば、日本有数の鳴り砂海岸として広く知られている大田市の琴ヶ浜海岸では、地元住民による浜の清掃活動が年間を通じて自発的に実施されており、地域に根付いた海岸保全の良い事例である。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="477 772 952 1129"> <p>岐久海岸（出雲市）</p>  </div> <div data-bbox="973 772 1472 1129"> <p>岐久海岸（出雲市）</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">写真-1.16 海岸利用と海岸愛護活動の事例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="477 1192 973 1528"> <p>国分久代海岸（浜田市）</p>  </div> <div data-bbox="994 1192 1472 1528"> <p>湊原海岸（出雲市）</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">写真-1.17 市民団体との協働による海岸清掃活動の事例</p>	<p>（３）地域と連携した海岸愛護活動 現在ある美しい海岸は、地元住民やボランティアによる海岸清掃を中心とする海岸愛護活動によって維持されている。こういった海岸愛護活動は海岸環境に対する意識の向上の面からも重要であり、これらの活動の広がりや海岸利用のモラルの向上にもつながることから、可能な限りの支援を行っていく。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1584 772 2059 1129"> <p>岐久海岸(出雲市)</p>  </div> <div data-bbox="2080 772 2576 1129"> <p>岐久海岸(出雲市)</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">写真-1.19 海岸利用と海岸愛護活動の事例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1584 1192 2074 1528"> <p>国分久代海岸(浜田市)</p>  </div> <div data-bbox="2095 1192 2576 1528"> <p>湊原海岸(出雲市)</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">写真-1.20 市民団体との協働による海岸清掃活動の事例</p>

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
35	<p>3-4 ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針</p> <p>3-4-1 ゾーン区分</p> <p>島根沿岸は、海岸線延長が約559kmと長く、地形や利用状況、住民意識などの特性が地域によって変化することが考えられる。このため、島根沿岸を、自然環境特性、社会環境特性、海岸特性、利用特性および住民意識の5つの特性に着目して整理を行った。以降に、その概要を示す。</p>	<p>3-4 ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針</p> <p>3-4-1 ゾーン区分</p> <p>島根沿岸は、海岸線延長が約562kmと長く、地形や利用状況、住民意識などの特性が地域によって変化することが考えられる。このため、島根沿岸を、自然環境特性、社会環境特性、海岸特性、利用特性の4つの特性に着目して整理を行った。以降に、その概要を示す。</p>
36	 <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域資源 ○ 自然公園地域 ■ 藻場 ■ 特定植物群落 ■ 鳥獣保護区 ■ 自然保全地域(特別地区) <p>・連続した砂浜海岸から形成される。 ・背後地のほとんどが高津川水系の流域となっている。 ・特定植物群落の飯ノ浦海岸植生などが確認されている。 ・沿岸背後には蟠竜湖県立自然公園が指定され、優れた景観を有している。</p> <p>・連続した砂浜海岸から形成される。 ・ハマナスの自生地や特定植物群落の出雲海岸砂丘植生などが確認されている。</p> <p>・半島一帯が沈降海岸であり、山が海まで迫り岩礁海岸が多く、砂浜海岸は少ない。 ・藻場はガラモ場が広く分布しており、十六島周辺は重要湿地に指定されている。近年は減少傾向にある。 ・東部と西部が大山隠岐国立公園に指定されている。</p> <p>・岩礁海岸が続き、砂浜海岸が点在する。 ・藻場はガラモ場が広く分布している。 ・仁摩海岸クロマツ林などの特定植物群落、広い地域で見られる。</p> <p>・大規模な砂浜が連なる。 ・特定植物群落の浅利黒松海岸砂丘植生が確認されている。</p> <p>・岩礁海岸が続き、砂浜海岸は少ない。 ・藻場はガラモ場が広く分布しており、近年は増加傾向にある。ホンダワラおよびアラメが多い。 ・特定植物群落の三隅海岸クロマツ林などが確認されている。 ・浜田市東部の海岸が浜田海岸県立自然公園に指定され、壘ヶ浦の奇岩・怪岩による優れた景観を有している。</p> <p>図-1.15 自然環境特性の概要</p>	 <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域資源 ○ 自然公園地域 ■ 藻場調査 ■ 特定植物群落 ■ 鳥獣保護区 ■ 自然公園地域(特別地域) <p>・連続した砂浜海岸から形成される。 ・背後地のほとんどが高津川水系の流域となっている。 ・特定植物群落の飯ノ浦海岸植生などが確認されている。 ・沿岸背後には蟠竜湖県立自然公園が指定され、優れた景観を有している。</p> <p>・連続した砂浜海岸から形成される。 ・特定植物群落の出雲海岸砂丘植生などが確認されている。</p> <p>・半島一帯が沈降海岸であり、山が海まで迫り岩礁海岸が多く、砂浜海岸は少ない。 ・藻場が広く分布しており、十六島周辺は重要湿地に指定されている。近年は減少傾向にある。 ・東部と西部が大山隠岐国立公園に指定されている。</p> <p>・岩礁海岸が続き、砂丘海岸が点在する。 ・藻場が広く分布している。 ・仁摩海岸クロマツ林などの特定植物群落、広い地域で見られる。</p> <p>・大規模な砂浜が連なる。 ・特定植物群落の浅利黒松海岸砂丘植生が確認されている。</p> <p>・岩礁海岸が続き、砂浜海岸は少ない。 ・藻場が広く分布している。 ・特定植物群落の三隅海岸クロマツ林などが確認されている。 ・浜田市東部の海岸が浜田海岸県立自然公園に指定され、壘ヶ浦の奇岩・怪岩による優れた景観を有している。</p> <p>図-1.26 自然環境特性の概要</p>



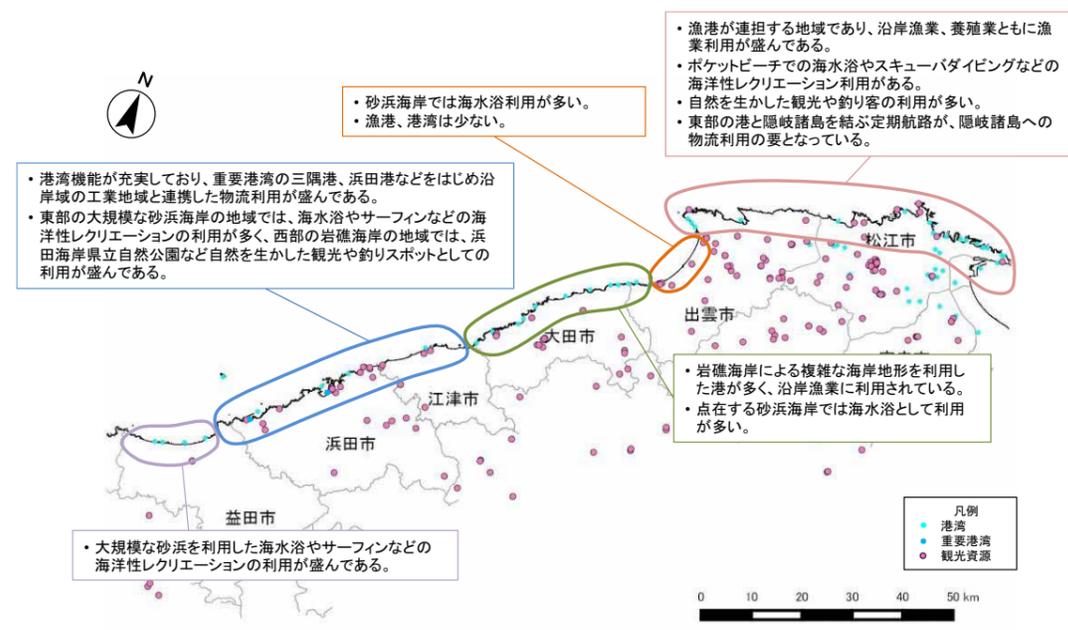


図-1.18 利用特性の概要

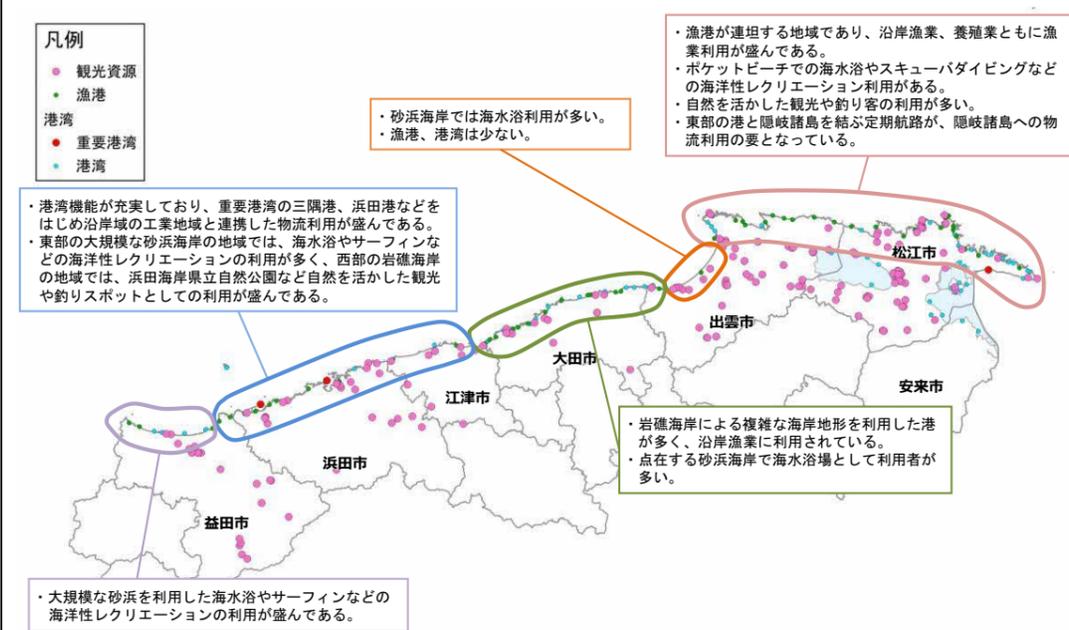


図-1.29 利用特性の概要

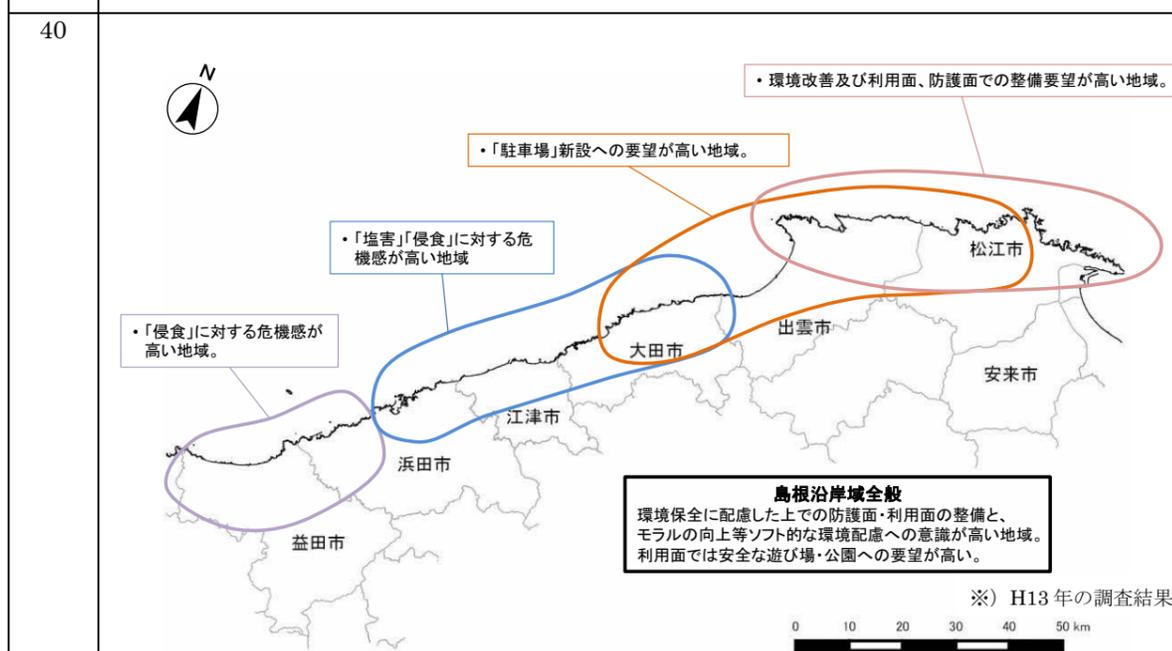
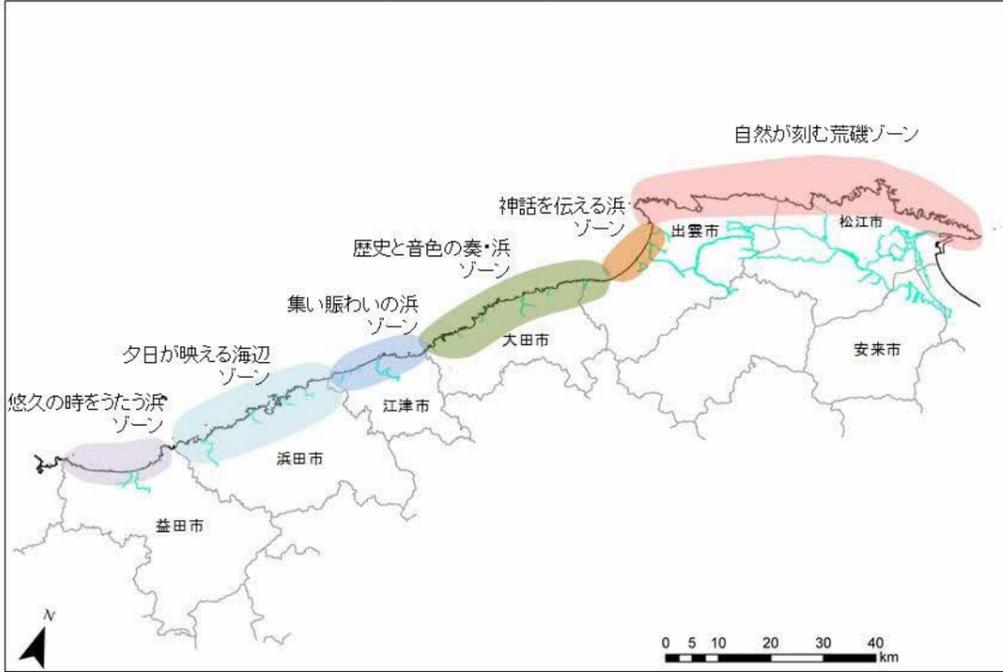
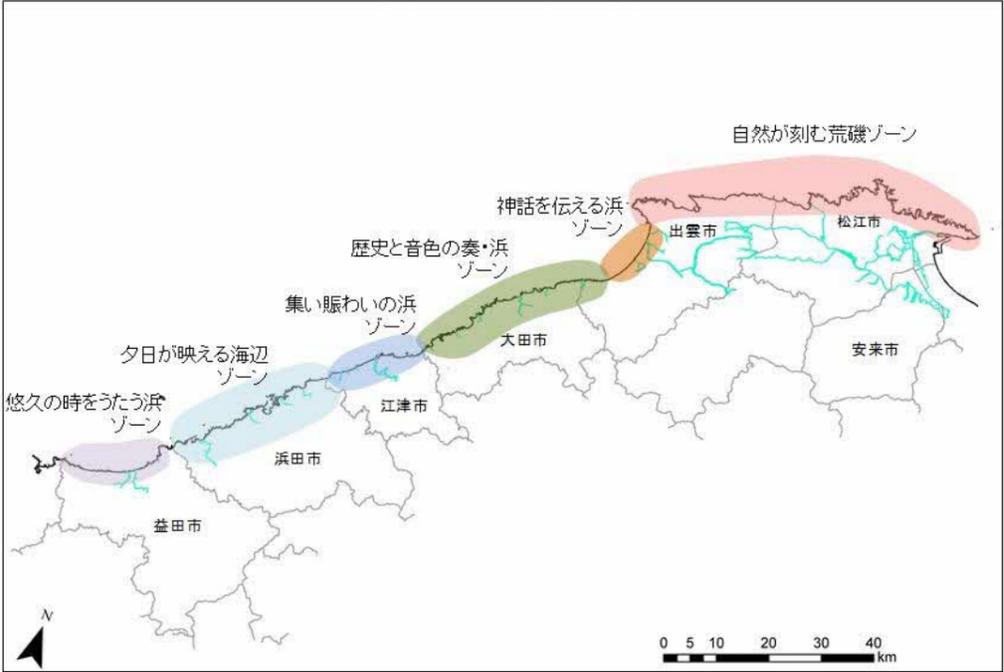


図-1.19 住民意識の概要

○住民意識 … 平成13年の調査となっており削除

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
41	<p>以上の5つの特性を総合的に勘案し、島根沿岸を以下の6つのゾーンに区分した。</p>  <p>図-1.20 ゾーン区分</p>	<p>以上の4つの特性を総合的に勘案し、島根沿岸を以下の6つのゾーンに区分した。</p>  <p>図-1.30 ゾーン区分</p>
42	<p>3-4-2 ゾーン毎の基本方針</p> <p>[自然が刻む荒磯ゾーン]</p> <p>[防護]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集落、農地において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。 ○ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。 ○過去に津波被害を受けており、緊急時の避難体制や情報管理といったソフト面における防災体制の充実に努める。 <p>[環境]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大山隠岐国立公園に指定されている地区は、その優れた景観の保全に配慮する。 ○笠浦ハマビワ群落や、重要湿地である十六島に代表される藻場などの貴重な植生の保全に配慮する。 <p>[利用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者のマナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。 	<p>3-4-2 ゾーン毎の基本方針</p> <p>[自然が刻む荒磯ゾーン]</p> <p>[防護]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集落、農地において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。 ○ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。 ○過去に津波被害を受けており、緊急時の避難体制や情報管理といったソフト面における防災体制の充実に努める。 <p>[環境]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大山隠岐国立公園に指定されている地区は、その優れた景観の保全に配慮する。 ○笠浦ハマビワ群落や、重要湿地である十六島に代表される藻場などの貴重な植生の保全に配慮する。 <p>[利用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者のマナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
	<p>[神話を伝える浜ゾーン]</p> <p>[防護] ○広域的な土砂収支の把握に努め、連続する砂浜海岸を保全する。</p> <p>[環境] ○ハマナスや出雲海岸砂丘植生などの貴重な植生の保全に配慮する。</p> <p>[利用] ○利用者のマナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。</p>	<p>[神話を伝える浜ゾーン]</p> <p>[防護] ○広域的な土砂収支の把握に努め、連続する砂浜海岸を保全する。</p> <p>[環境] ○ハマナスや出雲海岸砂丘植生などの貴重な植生の保全に配慮する。</p> <p>[利用] ○利用者のマナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。</p>
43	<p>[歴史と音色の湊・浜ゾーン]</p> <p>[防護] ○集落において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。 ○ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。</p> <p>[環境] ○ハマナスや仁摩海岸クロマツ林、藻場などの貴重な植生の保全に配慮する。 ○琴ヶ浜海岸は、日本でも屈指の鳴り砂海岸であるため、砂浜の保全に努める。</p> <p>[利用] ○利用者のマナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。</p>	<p>[歴史と音色の湊・浜ゾーン]</p> <p>[防護] ○集落において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。 ○ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。</p> <p>[環境] ○ハマナスや仁摩海岸クロマツ林、藻場などの貴重な植生の保全に配慮する。 ○琴ヶ浜海岸は、日本でも屈指の鳴り砂海岸であるため、砂浜の保全に努める。</p> <p>[利用] ○利用者のマナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。</p>
	<p>[集い賑わいの浜ゾーン]</p> <p>[防護] ○砂浜海岸が多数存在するとともに、社会資産の集積がみられることから、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。</p> <p>[環境] ○浅利黒松海岸砂丘植生などの貴重な植生の保全に配慮する。</p> <p>[利用] ○遠方からの利用者を含めた幅広い利用者に対して、マナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。</p>	<p>[集い賑わいの浜ゾーン]</p> <p>[防護] ○砂浜海岸が多数存在するとともに、社会資産の集積がみられることから、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。</p> <p>[環境] ○浅利黒松海岸砂丘植生などの貴重な植生の保全に配慮する。</p> <p>[利用] ○遠方からの利用者を含めた幅広い利用者に対して、マナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。</p>

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
44	<p>[夕日が映える海辺ゾーン]</p> <p>[防護] ○砂浜海岸の保全に努める。</p> <p>[環境] ○浜田海岸県立自然公園に指定されている地区は、その優れた景観の保全に配慮する。 ○三隅海岸クロマツ林や藻場などの貴重な植生の保全に配慮する。 ○三隅海岸自然環境保全地域に指定されている地域では、その優れた自然環境の保全に配慮する。</p> <p>[利用] ○遠方からの利用者を含めた幅広い利用者に対して、マナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。</p>	<p>[夕日が映える海辺ゾーン]</p> <p>[防護] ○砂浜海岸の保全に努める。</p> <p>[環境] ○浜田海岸県立自然公園に指定されている地区は、その優れた景観の保全に配慮する。 ○三隅海岸クロマツ林や藻場などの貴重な植生の保全に配慮する。 ○三隅海岸自然環境保全地域に指定されている地域では、その優れた自然環境の保全に配慮する。</p> <p>[利用] ○遠方からの利用者を含めた幅広い利用者に対して、マナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。</p>
	<p>[悠久の時をうたう浜ゾーン]</p> <p>[防護] ○侵食の進んでいる海岸について侵食対策を実施し、連続する砂浜を保全する。 ○集落において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。</p> <p>[環境] ○高島暖地性植物群落や飯ノ浦海岸植生、藻場などの貴重な植生の保全に配慮する。</p> <p>[利用] ○利用者のマナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。</p>	<p>[悠久の時をうたう浜ゾーン]</p> <p>[防護] ○侵食の進んでいる海岸について侵食対策を実施し、連続する砂浜を保全する。 ○集落において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。</p> <p>[環境] ○高島暖地性植物群落や飯ノ浦海岸植生、藻場などの貴重な植生の保全に配慮する。</p> <p>[利用] ○利用者のマナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。</p>

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
45	<p data-bbox="433 222 1240 262">第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項</p> <p data-bbox="433 289 1240 329">第1章 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項</p> <p data-bbox="433 333 1516 401">海岸保全施設の新設又は改良にあたっては、防護・環境・利用面からの施設整備、海岸従事者の安全性確保、施設の長寿命化等の観点から以下を基本的な配慮事項とする。</p> <p data-bbox="433 438 655 472">安全な海岸の整備</p> <ul data-bbox="457 478 1516 831" style="list-style-type: none"> ➤ 線的防護方式から、防護のみならず環境や利用の面からも優れた面的防護方式への転換をより一層推進 ➤ 高潮・津波等に対する施設整備を進め、（必要に応じて）施設を複合的かつ効果的に組み合わせた対策を推進 ➤ 設計の防護目標を超える高潮・津波等の作用に対し、「緑の防潮堤」等の施設の粘り強さを発揮するための多様な構造を背後地の状況等を考慮して推進 ➤ 水門・陸閘等の統廃合又は常時閉鎖を推進。自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進めて現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保 ➤ 構造物によらない土砂移動制御も含めた総合的土砂管理による侵食対策の推進 ➤ 施設の機能、背後地の重要度等を考慮し、（必要に応じて）耐震性の強化を推進 <p data-bbox="433 879 715 913">自然豊かな海岸の整備</p> <ul data-bbox="457 919 1486 1094" style="list-style-type: none"> ➤ 各海岸の有する自然特性に応じた海岸保全施設の整備を推進 ➤ 防護・環境・利用の3役を担える「砂浜」の保全と回復を主体とした整備の推進 ➤ 自然環境の保全、海岸景観に配慮した施設整備の推進 ➤ 多様な生物の生息・生育の場となり得る「離岸堤や人工リーフ等」整備の推進 <p data-bbox="433 1129 715 1163">親しまれる海岸の整備</p> <ul data-bbox="457 1169 1418 1308" style="list-style-type: none"> ➤ 海岸利用上の利便性や地域社会の生活環境の向上に配慮した施設の工夫 ➤ 特に、海辺への円滑なアクセスが可能な構造への配慮 ➤ だれもが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した海岸づくりの推進 ➤ 既存施設を環境や利用に配慮した施設に変化させていく取り組みの推進 	<p data-bbox="1534 222 2341 262">第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項</p> <p data-bbox="1534 289 2341 329">第1章 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項</p> <p data-bbox="1534 333 2623 401">海岸保全施設の新設又は改良にあたっては、防護・環境・利用面からの施設整備、海岸従事者の安全性確保、施設の長寿命化等の観点から以下を基本的な配慮事項とする。</p> <p data-bbox="1534 438 1757 472">安全な海岸の整備</p> <ul data-bbox="1558 478 2623 867" style="list-style-type: none"> ➤ 線的防護方式から、防護のみならず環境や利用の面からも優れた面的防護方式への転換をより一層推進 ➤ 高潮・津波等に対する施設整備を進め、（必要に応じて）施設を複合的かつ効果的に組み合わせた対策を推進 ➤ 設計の防護目標を超える高潮・津波等の作用に対し、「緑の防潮堤」等の施設の粘り強さを発揮するための多様な構造を背後地の状況等を考慮して推進 ➤ 水門・陸閘等の統廃合又は常時閉鎖を推進。自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進めて現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保 ➤ 構造物によらない土砂移動制御も含めた総合的土砂管理及び予測を重視した順応的砂浜管理による侵食対策の推進 ➤ 施設の機能、背後地の重要度等を考慮し、（必要に応じて）耐震性の強化を推進 <p data-bbox="1534 915 1816 949">自然豊かな海岸の整備</p> <ul data-bbox="1558 955 2614 1163" style="list-style-type: none"> ➤ 各海岸の有する自然特性に応じた海岸保全施設の整備を推進 ➤ 防護・環境・利用において多様な役割を担う「砂浜」の保全と回復を主体とした整備の推進 ➤ 自然環境の保全、海岸景観に配慮した施設整備の推進 ➤ 多様な生物の生息・生育の場となり得る「離岸堤や潜堤、人工リーフ等」整備の推進 <p data-bbox="1534 1199 1816 1232">親しまれる海岸の整備</p> <ul data-bbox="1558 1239 2525 1377" style="list-style-type: none"> ➤ 海岸利用上の利便性や地域社会の生活環境の向上に配慮した施設の工夫 ➤ 特に、海辺への円滑なアクセスが可能な構造への配慮 ➤ だれもが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した海岸づくりの推進 ➤ 既存施設を環境や利用に配慮した施設に変化させていく取り組みの推進

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案								
	<p>1-1 海岸保全施設を整備しようとする区域 「第1編 3-1-2 防護面の目標」で定めた防護すべき地域のうち、高潮、侵食に対する対策が必要な海岸は、表-2.1と表-2.2に示す14海岸となる。 なお、「第1編 3-1-2 防護面の目標」で示したように、発生頻度の高いレベル1津波に対する設計津波高よりも設計高潮高が高い傾向にある。そのため、津波対策よりも高潮・海岸侵食への対応を優先的に実施していく。</p>	<p>1-1 海岸保全施設を整備しようとする区域 (1) 整備しようとする区域の考え方 「第1編 3-1-2 防護面の目標」で定めた防護すべき地域や防護目標を踏まえると、気候変動による海面上昇や潮位偏差の強大化等により、高潮や津波、侵食に対する対策が必要な海岸が大きく増加することとなる。 一方、現在の海面水位や外力に基づいて想定される高潮や津波等に対して対策が必要な海岸で既に設計等に着手している海岸もあることから、これについては優先的に整備を進めるものとする。 また、今後整備等に着手する海岸については、将来にわたって安全性を確保するため、気候変動を踏まえた防護水準に基づき整備を行うものとし、整備にあたっては、施設の規模や期待される被害の軽減効果、背後地の状況（人口や重要な施設の立地等）、地元との合意形成の状況等を踏まえながら、効率的に実施していく。</p>								
		<p>【参考】 堤防又は護岸がある101の海岸を対象に、現況の堤防高（下限高）と将来気候において必要な堤防の高さを比較した。なお、必要な堤防高さは代表的な場所で算出しているものであること、下限高の背後地の状況等は踏まえていないことから、海岸ごとに精査する必要がある。 試算結果として、将来気候において堤防高が不足する海岸数は69海岸となる。</p> <p>表-2.1 対策の検討が必要な海岸（島根沿岸）</p> <table border="1" data-bbox="1546 968 2614 1108"> <thead> <tr> <th></th> <th>将来気候</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十分な堤防等の高さを満足している海岸^{※1}</td> <td>32海岸</td> </tr> <tr> <td>高潮又は津波対策として堤防等の高さが不足している海岸^{※2}</td> <td>69海岸</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>101海岸</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 現況の堤防高さの下限値>「高潮対策に必要な堤防高さ（必要天端高^{※3}）と津波対策として必要な堤防高さ（設計津波水位）の高い方」 ※2 現況の堤防高さの下限値<「高潮対策に必要な堤防高さ（必要天端高）と津波対策として必要な堤防高さ（設計津波水位）の高い方」 ※3 高潮対策としての必要天端高さは、既設の海岸保全施設による波浪低減効果を見込んで算出</p>		将来気候	十分な堤防等の高さを満足している海岸 ^{※1}	32海岸	高潮又は津波対策として堤防等の高さが不足している海岸 ^{※2}	69海岸	合計	101海岸
	将来気候									
十分な堤防等の高さを満足している海岸 ^{※1}	32海岸									
高潮又は津波対策として堤防等の高さが不足している海岸 ^{※2}	69海岸									
合計	101海岸									

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案																																																																																										
46	<p style="text-align: center;">表-2.1 施設を新設・改良する予定の海岸一覧（その1）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">自然が刻む荒磯ゾーン （松江市～出雲市）</td> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> 集落、農地において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。 ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。 </td> </tr> <tr> <th>海岸番号</th> <th>海岸名 （市町村）</th> <th>所管</th> <th>背後地</th> <th>整備計画※</th> </tr> <tr> <td>1-1</td> <td>惣津海岸 （松江市）</td> <td>国土交通省 水管理・国土保全局</td> <td>住宅地、山林</td> <td>沖合消波施設</td> </tr> <tr> <td>1-2</td> <td>笠浦港海岸 （松江市）</td> <td>国土交通省 港湾局</td> <td>住宅地、山林</td> <td>護岸等</td> </tr> <tr> <td>1-3</td> <td>加賀漁港海岸 （松江市）</td> <td>農林水産省 水産庁</td> <td>住宅地、観光地</td> <td>護岸等 沖合消波施設</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">神話を伝える浜ゾーン （出雲市）</td> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> 広域的な土砂収支の把握に努め、連続する砂浜海岸を保全する。 </td> </tr> <tr> <th>海岸番号</th> <th>海岸名</th> <th>所管</th> <th>背後地</th> <th>整備計画※</th> </tr> <tr> <td>2-1</td> <td>大社漁港海岸 （出雲市）</td> <td>農林水産省 水産庁</td> <td>住宅地</td> <td>護岸等 沖合消波施設</td> </tr> <tr> <td>2-2</td> <td>西浜海岸 （出雲市）</td> <td>国土交通省 水管理・国土保全局</td> <td>住宅地、農地、山林</td> <td>護岸等 沖合消波施設</td> </tr> </table> <p>※護岸等：直立護岸、緩傾斜護岸、消波堤、養浜 等 ※沖合消波施設：離岸堤、人工リーフ、潜堤</p>	自然が刻む荒磯ゾーン （松江市～出雲市）		<ul style="list-style-type: none"> 集落、農地において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。 ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。 			海岸番号	海岸名 （市町村）	所管	背後地	整備計画※	1-1	惣津海岸 （松江市）	国土交通省 水管理・国土保全局	住宅地、山林	沖合消波施設	1-2	笠浦港海岸 （松江市）	国土交通省 港湾局	住宅地、山林	護岸等	1-3	加賀漁港海岸 （松江市）	農林水産省 水産庁	住宅地、観光地	護岸等 沖合消波施設	神話を伝える浜ゾーン （出雲市）		<ul style="list-style-type: none"> 広域的な土砂収支の把握に努め、連続する砂浜海岸を保全する。 			海岸番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※	2-1	大社漁港海岸 （出雲市）	農林水産省 水産庁	住宅地	護岸等 沖合消波施設	2-2	西浜海岸 （出雲市）	国土交通省 水管理・国土保全局	住宅地、農地、山林	護岸等 沖合消波施設	<p style="text-align: center;">表-2.2 施設を新設・改良する予定の海岸一覧（その1）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">自然が刻む荒磯ゾーン （松江市～出雲市）</td> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> 集落、農地において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。 ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。 </td> </tr> <tr> <th>海岸番号</th> <th>海岸名 （市町村）</th> <th>所管</th> <th>背後地</th> <th>整備計画※</th> </tr> <tr> <td>1-1</td> <td>惣津海岸 （松江市）</td> <td>国土交通省 水管理・国土保全局</td> <td>住宅地、山林</td> <td>沖合消波施設</td> </tr> <tr> <td>1-2</td> <td>笠浦港海岸 （松江市）</td> <td>国土交通省 港湾局</td> <td>住宅地、山林</td> <td>護岸等</td> </tr> <tr> <td>1-3</td> <td>加賀漁港海岸 （松江市）</td> <td>農林水産省 水産庁</td> <td>住宅地、観光地</td> <td>護岸等 沖合消波施設</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">神話を伝える浜ゾーン （出雲市）</td> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> 広域的な土砂収支の把握に努め、連続する砂浜海岸を保全する。 </td> </tr> <tr> <th>海岸番号</th> <th>海岸名</th> <th>所管</th> <th>背後地</th> <th>整備計画※</th> </tr> <tr> <td>2-1</td> <td>大社漁港海岸 （出雲市）</td> <td>農林水産省 水産庁</td> <td>住宅地</td> <td>護岸等 沖合消波施設</td> </tr> <tr> <td>2-2</td> <td>西浜海岸 （出雲市）</td> <td>国土交通省 水管理・国土保全局</td> <td>住宅地、農地、山林</td> <td>護岸等 沖合消波施設</td> </tr> </table> <p>※護岸等：直立護岸、緩傾斜護岸、消波堤、養浜 等 ※沖合消波施設：離岸堤、人工リーフ、潜堤</p>	自然が刻む荒磯ゾーン （松江市～出雲市）		<ul style="list-style-type: none"> 集落、農地において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。 ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。 			海岸番号	海岸名 （市町村）	所管	背後地	整備計画※	1-1	惣津海岸 （松江市）	国土交通省 水管理・国土保全局	住宅地、山林	沖合消波施設	1-2	笠浦港海岸 （松江市）	国土交通省 港湾局	住宅地、山林	護岸等	1-3	加賀漁港海岸 （松江市）	農林水産省 水産庁	住宅地、観光地	護岸等 沖合消波施設	神話を伝える浜ゾーン （出雲市）		<ul style="list-style-type: none"> 広域的な土砂収支の把握に努め、連続する砂浜海岸を保全する。 			海岸番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※	2-1	大社漁港海岸 （出雲市）	農林水産省 水産庁	住宅地	護岸等 沖合消波施設	2-2	西浜海岸 （出雲市）	国土交通省 水管理・国土保全局	住宅地、農地、山林	護岸等 沖合消波施設
自然が刻む荒磯ゾーン （松江市～出雲市）		<ul style="list-style-type: none"> 集落、農地において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。 ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。 																																																																																										
海岸番号	海岸名 （市町村）	所管	背後地	整備計画※																																																																																								
1-1	惣津海岸 （松江市）	国土交通省 水管理・国土保全局	住宅地、山林	沖合消波施設																																																																																								
1-2	笠浦港海岸 （松江市）	国土交通省 港湾局	住宅地、山林	護岸等																																																																																								
1-3	加賀漁港海岸 （松江市）	農林水産省 水産庁	住宅地、観光地	護岸等 沖合消波施設																																																																																								
神話を伝える浜ゾーン （出雲市）		<ul style="list-style-type: none"> 広域的な土砂収支の把握に努め、連続する砂浜海岸を保全する。 																																																																																										
海岸番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※																																																																																								
2-1	大社漁港海岸 （出雲市）	農林水産省 水産庁	住宅地	護岸等 沖合消波施設																																																																																								
2-2	西浜海岸 （出雲市）	国土交通省 水管理・国土保全局	住宅地、農地、山林	護岸等 沖合消波施設																																																																																								
自然が刻む荒磯ゾーン （松江市～出雲市）		<ul style="list-style-type: none"> 集落、農地において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。 ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。 																																																																																										
海岸番号	海岸名 （市町村）	所管	背後地	整備計画※																																																																																								
1-1	惣津海岸 （松江市）	国土交通省 水管理・国土保全局	住宅地、山林	沖合消波施設																																																																																								
1-2	笠浦港海岸 （松江市）	国土交通省 港湾局	住宅地、山林	護岸等																																																																																								
1-3	加賀漁港海岸 （松江市）	農林水産省 水産庁	住宅地、観光地	護岸等 沖合消波施設																																																																																								
神話を伝える浜ゾーン （出雲市）		<ul style="list-style-type: none"> 広域的な土砂収支の把握に努め、連続する砂浜海岸を保全する。 																																																																																										
海岸番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※																																																																																								
2-1	大社漁港海岸 （出雲市）	農林水産省 水産庁	住宅地	護岸等 沖合消波施設																																																																																								
2-2	西浜海岸 （出雲市）	国土交通省 水管理・国土保全局	住宅地、農地、山林	護岸等 沖合消波施設																																																																																								
47	<p style="text-align: center;">表-2.2 施設を新設・改良する予定の海岸一覧（その2）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">歴史と音色の湊・浜ゾーン （出雲市～大田市）</td> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> 集落において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。 ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。 </td> </tr> <tr> <th>海岸番号</th> <th>海岸名</th> <th>所管</th> <th>背後地</th> <th>整備計画※</th> </tr> <tr> <td>3-1</td> <td>波根東漁港海岸 （大田市）</td> <td>農林水産省 水産庁</td> <td>住宅地</td> <td>護岸等 沖合消波施設</td> </tr> <tr> <td>3-2</td> <td>久手港海岸 （大田市）</td> <td>国土交通省 港湾局</td> <td>住宅地、農地、山林</td> <td>沖合消波施設 （透過的に改良）</td> </tr> </table>	歴史と音色の湊・浜ゾーン （出雲市～大田市）		<ul style="list-style-type: none"> 集落において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。 ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。 			海岸番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※	3-1	波根東漁港海岸 （大田市）	農林水産省 水産庁	住宅地	護岸等 沖合消波施設	3-2	久手港海岸 （大田市）	国土交通省 港湾局	住宅地、農地、山林	沖合消波施設 （透過的に改良）	<p style="text-align: center;">表-2.3 施設を新設・改良する予定の海岸一覧（その2）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">歴史と音色の湊・浜ゾーン （出雲市～大田市）</td> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> 集落において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。 ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。 </td> </tr> <tr> <th>海岸番号</th> <th>海岸名</th> <th>所管</th> <th>背後地</th> <th>整備計画※</th> </tr> <tr> <td>3-1</td> <td>波根東漁港海岸 （大田市）</td> <td>農林水産省 水産庁</td> <td>住宅地</td> <td>護岸等 沖合消波施設</td> </tr> <tr> <td>3-2</td> <td>久手港海岸 （大田市）</td> <td>国土交通省 港湾局</td> <td>住宅地、農地、山林</td> <td>沖合消波施設 （透過的に改良）</td> </tr> </table>	歴史と音色の湊・浜ゾーン （出雲市～大田市）		<ul style="list-style-type: none"> 集落において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。 ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。 			海岸番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※	3-1	波根東漁港海岸 （大田市）	農林水産省 水産庁	住宅地	護岸等 沖合消波施設	3-2	久手港海岸 （大田市）	国土交通省 港湾局	住宅地、農地、山林	沖合消波施設 （透過的に改良）																																																		
歴史と音色の湊・浜ゾーン （出雲市～大田市）		<ul style="list-style-type: none"> 集落において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。 ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。 																																																																																										
海岸番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※																																																																																								
3-1	波根東漁港海岸 （大田市）	農林水産省 水産庁	住宅地	護岸等 沖合消波施設																																																																																								
3-2	久手港海岸 （大田市）	国土交通省 港湾局	住宅地、農地、山林	沖合消波施設 （透過的に改良）																																																																																								
歴史と音色の湊・浜ゾーン （出雲市～大田市）		<ul style="list-style-type: none"> 集落において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。 ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。 																																																																																										
海岸番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※																																																																																								
3-1	波根東漁港海岸 （大田市）	農林水産省 水産庁	住宅地	護岸等 沖合消波施設																																																																																								
3-2	久手港海岸 （大田市）	国土交通省 港湾局	住宅地、農地、山林	沖合消波施設 （透過的に改良）																																																																																								

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案																																																																																																																																																												
	<table border="1"> <tr> <td colspan="5">集い賑わいの浜ゾーン (江津市)</td> <td>・ 砂浜海岸が多数存在するとともに、社会資産の集積がみられることから、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。</td> </tr> <tr> <th>海岸番号</th> <th>海岸名</th> <th>所管</th> <th>背後地</th> <th>整備計画※</th> <td></td> </tr> <tr> <td>4-1</td> <td>江津港海岸 (江津市)</td> <td>国土交通省 港湾局</td> <td>住宅地、工業地</td> <td>護岸等 沖合消波施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4-2</td> <td>和木波子海岸 (江津市)</td> <td>国土交通省 水管理・国土保全局</td> <td>住宅地</td> <td>護岸等 沖合消波施設</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="5">夕日が映える海辺ゾーン (浜田市)</td> <td>・ 砂浜海岸の保全に努める。</td> </tr> <tr> <th>海岸番号</th> <th>海岸名</th> <th>所管</th> <th>背後地</th> <th>整備計画※</th> <td></td> </tr> <tr> <td>5-1</td> <td>三隅港海岸 (浜田市)</td> <td>国土交通省 港湾局</td> <td>住宅地</td> <td>護岸等 沖合消波施設</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="5">悠久の時をうたう浜ゾーン (益田市)</td> <td>・ 侵食の進んでいる海岸について侵食対策を実施し、連続する砂浜を保全する。 ・ 集落において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。</td> </tr> <tr> <th>海岸番号</th> <th>海岸名</th> <th>所管</th> <th>背後地</th> <th>整備計画※</th> <td></td> </tr> <tr> <td>6-1</td> <td>遠田港海岸 (益田市)</td> <td>国土交通省 港湾局</td> <td>山林</td> <td>護岸等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6-2</td> <td>益田港海岸 (益田市)</td> <td>国土交通省 港湾局</td> <td>商業地、工業地 住宅地、山林</td> <td>護岸等 沖合消波施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6-3</td> <td>持石港海岸 (益田市)</td> <td>国土交通省 港湾局</td> <td>住宅地、山林</td> <td>護岸等 沖合消波施設</td> <td></td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>6-4</td> <td>小浜海岸 (益田市)</td> <td>国土交通省 水管理・国土保全局</td> <td>住宅地</td> <td>沖合消波施設</td> <td></td> </tr> </table> <p>※護岸等：直立護岸、緩傾斜護岸、消波堤、養浜 等 ※沖合消波施設：離岸堤、人工リーフ、潜堤</p>	集い賑わいの浜ゾーン (江津市)					・ 砂浜海岸が多数存在するとともに、社会資産の集積がみられることから、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。	海岸番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※		4-1	江津港海岸 (江津市)	国土交通省 港湾局	住宅地、工業地	護岸等 沖合消波施設		4-2	和木波子海岸 (江津市)	国土交通省 水管理・国土保全局	住宅地	護岸等 沖合消波施設		夕日が映える海辺ゾーン (浜田市)					・ 砂浜海岸の保全に努める。	海岸番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※		5-1	三隅港海岸 (浜田市)	国土交通省 港湾局	住宅地	護岸等 沖合消波施設		悠久の時をうたう浜ゾーン (益田市)					・ 侵食の進んでいる海岸について侵食対策を実施し、連続する砂浜を保全する。 ・ 集落において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。	海岸番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※		6-1	遠田港海岸 (益田市)	国土交通省 港湾局	山林	護岸等		6-2	益田港海岸 (益田市)	国土交通省 港湾局	商業地、工業地 住宅地、山林	護岸等 沖合消波施設		6-3	持石港海岸 (益田市)	国土交通省 港湾局	住宅地、山林	護岸等 沖合消波施設		6-4	小浜海岸 (益田市)	国土交通省 水管理・国土保全局	住宅地	沖合消波施設		<table border="1"> <tr> <td colspan="5">集い賑わいの浜ゾーン (江津市)</td> <td>・ 砂浜海岸が多数存在するとともに、社会資産の集積がみられることから、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。</td> </tr> <tr> <th>海岸番号</th> <th>海岸名</th> <th>所管</th> <th>背後地</th> <th>整備計画※</th> <td></td> </tr> <tr> <td>4-1</td> <td>江津港海岸 (江津市)</td> <td>国土交通省 港湾局</td> <td>住宅地、工業地</td> <td>護岸等 沖合消波施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4-2</td> <td>和木波子海岸 (江津市)</td> <td>国土交通省 水管理・国土保全局</td> <td>住宅地</td> <td>護岸等 沖合消波施設</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="5">夕日が映える海辺ゾーン (浜田市)</td> <td>・ 砂浜海岸の保全に努める。</td> </tr> <tr> <th>海岸番号</th> <th>海岸名</th> <th>所管</th> <th>背後地</th> <th>整備計画※</th> <td></td> </tr> <tr> <td>5-1</td> <td>三隅港海岸 (浜田市)</td> <td>国土交通省 港湾局</td> <td>住宅地</td> <td>護岸等 沖合消波施設</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="5">悠久の時をうたう浜ゾーン (益田市)</td> <td>・ 侵食の進んでいる海岸について侵食対策を実施し、連続する砂浜を保全する。 ・ 集落において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。</td> </tr> <tr> <th>海岸番号</th> <th>海岸名</th> <th>所管</th> <th>背後地</th> <th>整備計画※</th> <td></td> </tr> <tr> <td>6-1</td> <td>遠田港海岸 (益田市)</td> <td>国土交通省 港湾局</td> <td>山林</td> <td>護岸等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6-2</td> <td>益田港海岸 (益田市)</td> <td>国土交通省 港湾局</td> <td>商業地、工業地 住宅地、山林</td> <td>護岸等 沖合消波施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6-3</td> <td>持石港海岸 (益田市)</td> <td>国土交通省 港湾局</td> <td>住宅地、山林</td> <td>護岸等 沖合消波施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6-4</td> <td>小浜海岸 (益田市)</td> <td>国土交通省 水管理・国土保全局</td> <td>住宅地</td> <td>沖合消波施設</td> <td></td> </tr> </table> <p>※護岸等：直立護岸、緩傾斜護岸、消波堤、養浜 等 ※沖合消波施設：離岸堤、人工リーフ、潜堤</p>	集い賑わいの浜ゾーン (江津市)					・ 砂浜海岸が多数存在するとともに、社会資産の集積がみられることから、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。	海岸番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※		4-1	江津港海岸 (江津市)	国土交通省 港湾局	住宅地、工業地	護岸等 沖合消波施設		4-2	和木波子海岸 (江津市)	国土交通省 水管理・国土保全局	住宅地	護岸等 沖合消波施設		夕日が映える海辺ゾーン (浜田市)					・ 砂浜海岸の保全に努める。	海岸番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※		5-1	三隅港海岸 (浜田市)	国土交通省 港湾局	住宅地	護岸等 沖合消波施設		悠久の時をうたう浜ゾーン (益田市)					・ 侵食の進んでいる海岸について侵食対策を実施し、連続する砂浜を保全する。 ・ 集落において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。	海岸番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※		6-1	遠田港海岸 (益田市)	国土交通省 港湾局	山林	護岸等		6-2	益田港海岸 (益田市)	国土交通省 港湾局	商業地、工業地 住宅地、山林	護岸等 沖合消波施設		6-3	持石港海岸 (益田市)	国土交通省 港湾局	住宅地、山林	護岸等 沖合消波施設		6-4	小浜海岸 (益田市)	国土交通省 水管理・国土保全局	住宅地	沖合消波施設	
集い賑わいの浜ゾーン (江津市)					・ 砂浜海岸が多数存在するとともに、社会資産の集積がみられることから、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。																																																																																																																																																									
海岸番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※																																																																																																																																																										
4-1	江津港海岸 (江津市)	国土交通省 港湾局	住宅地、工業地	護岸等 沖合消波施設																																																																																																																																																										
4-2	和木波子海岸 (江津市)	国土交通省 水管理・国土保全局	住宅地	護岸等 沖合消波施設																																																																																																																																																										
夕日が映える海辺ゾーン (浜田市)					・ 砂浜海岸の保全に努める。																																																																																																																																																									
海岸番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※																																																																																																																																																										
5-1	三隅港海岸 (浜田市)	国土交通省 港湾局	住宅地	護岸等 沖合消波施設																																																																																																																																																										
悠久の時をうたう浜ゾーン (益田市)					・ 侵食の進んでいる海岸について侵食対策を実施し、連続する砂浜を保全する。 ・ 集落において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。																																																																																																																																																									
海岸番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※																																																																																																																																																										
6-1	遠田港海岸 (益田市)	国土交通省 港湾局	山林	護岸等																																																																																																																																																										
6-2	益田港海岸 (益田市)	国土交通省 港湾局	商業地、工業地 住宅地、山林	護岸等 沖合消波施設																																																																																																																																																										
6-3	持石港海岸 (益田市)	国土交通省 港湾局	住宅地、山林	護岸等 沖合消波施設																																																																																																																																																										
6-4	小浜海岸 (益田市)	国土交通省 水管理・国土保全局	住宅地	沖合消波施設																																																																																																																																																										
集い賑わいの浜ゾーン (江津市)					・ 砂浜海岸が多数存在するとともに、社会資産の集積がみられることから、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。																																																																																																																																																									
海岸番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※																																																																																																																																																										
4-1	江津港海岸 (江津市)	国土交通省 港湾局	住宅地、工業地	護岸等 沖合消波施設																																																																																																																																																										
4-2	和木波子海岸 (江津市)	国土交通省 水管理・国土保全局	住宅地	護岸等 沖合消波施設																																																																																																																																																										
夕日が映える海辺ゾーン (浜田市)					・ 砂浜海岸の保全に努める。																																																																																																																																																									
海岸番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※																																																																																																																																																										
5-1	三隅港海岸 (浜田市)	国土交通省 港湾局	住宅地	護岸等 沖合消波施設																																																																																																																																																										
悠久の時をうたう浜ゾーン (益田市)					・ 侵食の進んでいる海岸について侵食対策を実施し、連続する砂浜を保全する。 ・ 集落において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。																																																																																																																																																									
海岸番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※																																																																																																																																																										
6-1	遠田港海岸 (益田市)	国土交通省 港湾局	山林	護岸等																																																																																																																																																										
6-2	益田港海岸 (益田市)	国土交通省 港湾局	商業地、工業地 住宅地、山林	護岸等 沖合消波施設																																																																																																																																																										
6-3	持石港海岸 (益田市)	国土交通省 港湾局	住宅地、山林	護岸等 沖合消波施設																																																																																																																																																										
6-4	小浜海岸 (益田市)	国土交通省 水管理・国土保全局	住宅地	沖合消波施設																																																																																																																																																										
48	<p>1-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置</p> <p>(1) 海岸保全施設の種類 整備する海岸保全施設は、設定した防護目標のもと、海象や地形等の各種条件、景観、背後地の利用形態、周辺の整備内容等を総合的に判断して決定するものとする。主要な海岸保全施設の種類（特徴と事例）を表-2.3～表-2.4に示す。</p> <p>(2) 海岸保全施設の規模 海岸保全施設は、整備地区毎に施設延長及び代表天端高を定める。代表天端高は、各地区単独、又は複数地区にまたがり、標準的な海岸保全施設を想定して設定する。設定にあたっては、必要に応じて周辺海岸の施設整備内容との調整を図る。</p>	<p>1-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置</p> <p>(1) 海岸保全施設の種類 整備する海岸保全施設は、設定した防護目標のもと、海象や地形等の各種条件、景観、背後地の利用形態、周辺の整備内容等を総合的に判断して決定するものとする。主要な海岸保全施設の種類（特徴と事例）を表-2.4～表-2.5に示す。</p> <p>(2) 海岸保全施設の規模 海岸保全施設は、整備地区毎に施設延長及び代表天端高を定める。代表天端高は、各地区単独、又は複数地区にまたがり、標準的な海岸保全施設を想定して設定する。設定にあたっては、必要に応じて周辺海岸の施設整備内容との調整を図る。</p>																																																																																																																																																												

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案																																										
	<p>（3）海岸保全施設の配置 海岸保全施設の配置は、受益地域とその地域の実情を考慮して設定する。設定にあたっては、防護が必要な地域及び背後地の利用状況、さらには海岸の利用面・環境面に配慮して適切に行う。</p>	<p>（3）海岸保全施設の配置 海岸保全施設の配置は、受益地域とその地域の実情を考慮して設定する。設定にあたっては、防護が必要な地域及び背後地の利用状況、さらには海岸の利用面・環境面に配慮して適切に行う。</p>																																										
	<p>表-2.3 各施設の特徴と写真の一覧表（その1）</p>	<p>表-2.4 各施設の特徴と写真の一覧表（その1）</p>																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 432 715 472">施設の種類</th> <th data-bbox="715 432 1115 472">整備目的、効果</th> <th data-bbox="1115 432 1516 472">整備事例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 472 715 737">(緩傾斜構造を含む) 堤防</td> <td data-bbox="715 472 1115 737">海水の侵入を防止するとともに、陸地が侵食されるのを防止する施設</td> <td data-bbox="1115 472 1516 737"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 737 715 968">(緩傾斜構造を含む) 護岸</td> <td data-bbox="715 737 1115 968">陸地が侵食されるのを直接防止する施設</td> <td data-bbox="1115 737 1516 968"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 968 715 1230">胸壁</td> <td data-bbox="715 968 1115 1230">利用上の制約から海岸線付近に堤防・護岸等を設置することが困難な場合に海水の侵入を防止する施設</td> <td data-bbox="1115 968 1516 1230"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1230 715 1440">(ヘッドランド含む) 突堤</td> <td data-bbox="715 1230 1115 1440">海岸から海に突き出た形に築いた構造物。海岸に平行した流れによる砂の移動を止める施設</td> <td data-bbox="1115 1230 1516 1440"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1440 715 1619">離岸堤</td> <td data-bbox="715 1440 1115 1619">海岸から少し沖に海岸線とほぼ平行に築いた構造物。波を直接ぶつけて弱めるもので、上部が海面上に現れている施設</td> <td data-bbox="1115 1440 1516 1619"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1619 715 1843">(消波工含む) 消波堤</td> <td data-bbox="715 1619 1115 1843">汀線(ていせん・波打ちぎわ)に沿って連続または不連続に築いた構造物。波を低減する効果がある施設</td> <td data-bbox="1115 1619 1516 1843"></td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	整備目的、効果	整備事例	(緩傾斜構造を含む) 堤防	海水の侵入を防止するとともに、陸地が侵食されるのを防止する施設		(緩傾斜構造を含む) 護岸	陸地が侵食されるのを直接防止する施設		胸壁	利用上の制約から海岸線付近に堤防・護岸等を設置することが困難な場合に海水の侵入を防止する施設		(ヘッドランド含む) 突堤	海岸から海に突き出た形に築いた構造物。海岸に平行した流れによる砂の移動を止める施設		離岸堤	海岸から少し沖に海岸線とほぼ平行に築いた構造物。波を直接ぶつけて弱めるもので、上部が海面上に現れている施設		(消波工含む) 消波堤	汀線(ていせん・波打ちぎわ)に沿って連続または不連続に築いた構造物。波を低減する効果がある施設		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1534 432 1822 472">施設の種類</th> <th data-bbox="1822 432 2226 472">整備目的、効果</th> <th data-bbox="2226 432 2614 472">整備事例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1534 472 1822 737">堤防 (緩傾斜構造を含む)</td> <td data-bbox="1822 472 2226 737">海水の侵入を防止するとともに、陸地が侵食されるのを防止する施設</td> <td data-bbox="2226 472 2614 737"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1534 737 1822 968">護岸 (緩傾斜構造を含む)</td> <td data-bbox="1822 737 2226 968">陸地が侵食されるのを直接防止する施設</td> <td data-bbox="2226 737 2614 968"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1534 968 1822 1230">胸壁</td> <td data-bbox="1822 968 2226 1230">利用上の制約から海岸線付近に堤防・護岸等を設置することが困難な場合に海水の侵入を防止する施設</td> <td data-bbox="2226 968 2614 1230"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1534 1230 1822 1440">突堤 (ヘッドランド含む)</td> <td data-bbox="1822 1230 2226 1440">海岸から海に突き出た形に築いた構造物。海岸に平行した流れによる砂の移動を止める施設</td> <td data-bbox="2226 1230 2614 1440"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1534 1440 1822 1619">離岸堤</td> <td data-bbox="1822 1440 2226 1619">海岸から少し沖に海岸線とほぼ平行に築いた構造物。波を直接ぶつけて弱めるもので、上部が海面上に現れている施設</td> <td data-bbox="2226 1440 2614 1619"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1534 1619 1822 1843">消波堤 (消波工含む)</td> <td data-bbox="1822 1619 2226 1843">汀線(ていせん・波打ちぎわ)に沿って連続または不連続に築いた構造物。波を低減する効果がある施設</td> <td data-bbox="2226 1619 2614 1843"></td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	整備目的、効果	整備事例	堤防 (緩傾斜構造を含む)	海水の侵入を防止するとともに、陸地が侵食されるのを防止する施設		護岸 (緩傾斜構造を含む)	陸地が侵食されるのを直接防止する施設		胸壁	利用上の制約から海岸線付近に堤防・護岸等を設置することが困難な場合に海水の侵入を防止する施設		突堤 (ヘッドランド含む)	海岸から海に突き出た形に築いた構造物。海岸に平行した流れによる砂の移動を止める施設		離岸堤	海岸から少し沖に海岸線とほぼ平行に築いた構造物。波を直接ぶつけて弱めるもので、上部が海面上に現れている施設		消波堤 (消波工含む)	汀線(ていせん・波打ちぎわ)に沿って連続または不連続に築いた構造物。波を低減する効果がある施設	
施設の種類	整備目的、効果	整備事例																																										
(緩傾斜構造を含む) 堤防	海水の侵入を防止するとともに、陸地が侵食されるのを防止する施設																																											
(緩傾斜構造を含む) 護岸	陸地が侵食されるのを直接防止する施設																																											
胸壁	利用上の制約から海岸線付近に堤防・護岸等を設置することが困難な場合に海水の侵入を防止する施設																																											
(ヘッドランド含む) 突堤	海岸から海に突き出た形に築いた構造物。海岸に平行した流れによる砂の移動を止める施設																																											
離岸堤	海岸から少し沖に海岸線とほぼ平行に築いた構造物。波を直接ぶつけて弱めるもので、上部が海面上に現れている施設																																											
(消波工含む) 消波堤	汀線(ていせん・波打ちぎわ)に沿って連続または不連続に築いた構造物。波を低減する効果がある施設																																											
施設の種類	整備目的、効果	整備事例																																										
堤防 (緩傾斜構造を含む)	海水の侵入を防止するとともに、陸地が侵食されるのを防止する施設																																											
護岸 (緩傾斜構造を含む)	陸地が侵食されるのを直接防止する施設																																											
胸壁	利用上の制約から海岸線付近に堤防・護岸等を設置することが困難な場合に海水の侵入を防止する施設																																											
突堤 (ヘッドランド含む)	海岸から海に突き出た形に築いた構造物。海岸に平行した流れによる砂の移動を止める施設																																											
離岸堤	海岸から少し沖に海岸線とほぼ平行に築いた構造物。波を直接ぶつけて弱めるもので、上部が海面上に現れている施設																																											
消波堤 (消波工含む)	汀線(ていせん・波打ちぎわ)に沿って連続または不連続に築いた構造物。波を低減する効果がある施設																																											

頁	現行計画（令和3年3月）			改定素案		
	表-2.4 各施設の特徴と写真の一覧表（その2）			表-2.5 各施設の特徴と写真の一覧表（その2）		
	施設の種類	整備目的、効果	整備事例	施設の種類	整備目的、効果	整備事例
	潜堤・人工リーフ	海岸から少し沖に海岸線とほぼ平行に築いた人工的な暗礁。上部の幅をかなり広くとることで離岸堤と同じ効果がある施設		潜堤・人工リーフ	海岸から少し沖に海岸線とほぼ平行に築いた人工的な暗礁。上部の幅をかなり広くとることで離岸堤と同じ効果がある施設	
	水門・樋門 排水機場	外水の侵入防止と内水の排水を行う機能を有する施設。自然排水能力に問題がある際は、排水機場も併設する		水門・樋門 排水機場	外水の侵入防止と内水の排水を行う機能を有する施設。自然排水能力に問題がある際は、排水機場も併設する	
	陸閘	前面の漁港・港湾・海浜等を利用するために車両や人が通行するために設置する施設。閉鎖時には堤防・護岸・胸壁の機能を有する		陸閘	前面の漁港・港湾・海浜等を利用するために、車両や人が通行できるように設置する施設。閉鎖時には堤防・護岸・胸壁の機能を有する	
	高潮防波堤 津波防波堤	高潮又は津波の侵入、低減に特化した海中構造物	県内に該当施設はない	高潮防波堤 津波防波堤	高潮又は津波の侵入、低減に特化した海中構造物	県内に該当施設はない
	（海岸管理者が指定した）砂浜	来襲する波の砕波によってエネルギーを減衰させる効果があり、海岸線の堤防等の洗掘防止機能も期待される施設	県内に該当施設はない	海岸管理者が指定した砂浜	来襲する波の砕波によってエネルギーを減衰させる効果があり、海岸線の堤防等の洗掘防止機能も期待される施設	県内に該当施設はない
	（海岸管理者が指定した）樹林	背後地の飛砂・飛沫の防止、低減を目的とし、景観の向上も期待される施設	県内に該当施設はない	海岸管理者が指定した樹林	背後地の飛砂・飛沫の防止、低減を目的とし、景観の向上も期待される施設	県内に該当施設はない
	閘門	水位（水面の高さ）が異なる水域を船舶がスムーズに往来できるように設置された施設	県内に該当施設はない	閘門	水位（水面の高さ）が異なる水域を船舶がスムーズに往来できるように設置された施設	県内に該当施設はない

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
---	--------------	------

1-3 海岸保全施設の計画的な整備
 気候変動による外力の変化は、様々な不確実性を有している中で、海岸保全施設の整備を手戻りなく、かつ、過剰な投資にならないように進めていくことが重要である。
 そのため、既存の堤防等の現行気候への対応で整備を行った海岸等において、将来気候に対応した再整備を行う際には、既存の堤防等を活かした嵩上げ等による対策を基本とする。
 また、将来気候に対応した堤防等の整備が、景観や環境、利用等に影響する場合は、面的防護方式等を組み合わせた対策を検討する。

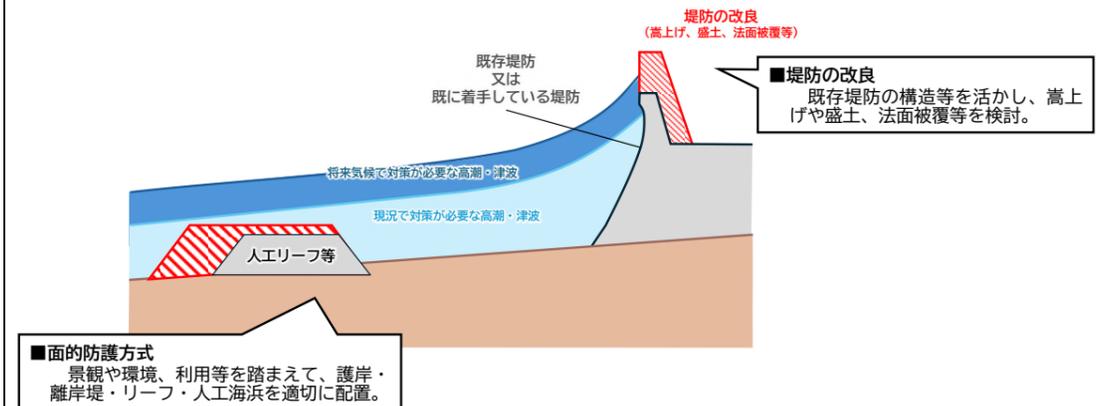
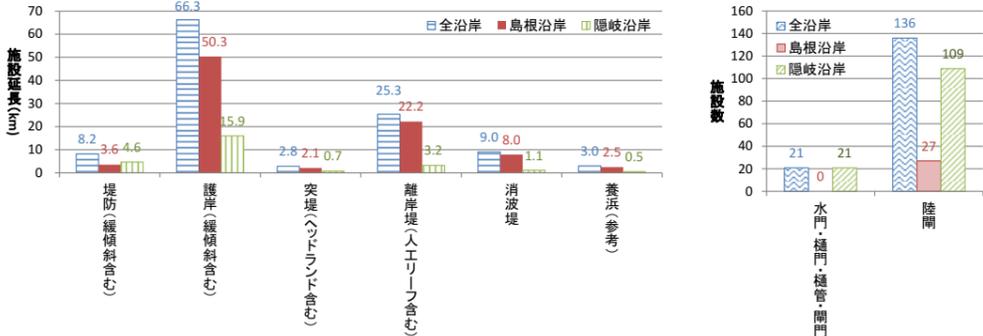
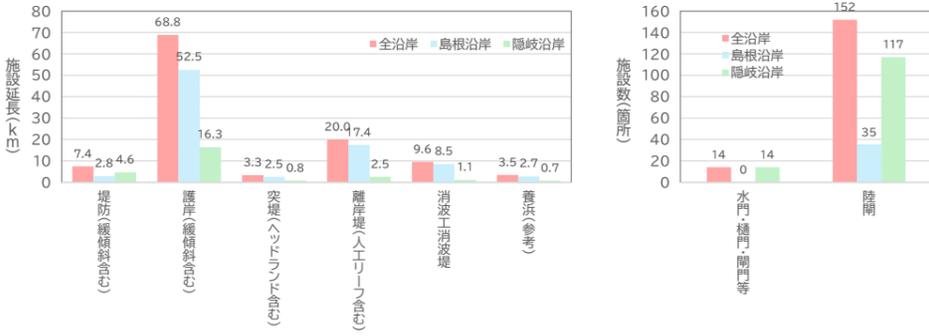


図-2.1 既存堤防等を活かした整備イメージ

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
51	<p>第2章 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項</p> <p>現在整備されている海岸保全施設の中には、築造後、相当時間が経過している施設があり、今後、急速に老朽化が進行する懸念がある。維持管理コスト（ライフサイクルコスト）を最小化していくためにも、予防保全型の維持管理を行って施設を長寿命化し、将来発生する施設の維持管理コストの軽減や平滑化を図る。そのための基本的かつ重要な取り組みとして、海岸保全施設の定期的な巡視・点検を行い、施設の損傷・劣化およびその他の変状を把握・記録し、情報を管理していく。</p> <p>湊原海岸（出雲市）</p>  <p>写真-2.1 海岸保全施設の維持・修繕の実施例</p>	<p>第2章 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項</p> <p>現在整備されている海岸保全施設は、1970年代から1990年代に多くの施設が整備されており、老朽化が急速に進行する懸念がある。このため、維持管理コスト（ライフサイクルコスト）の最小化や平準化を図る必要がある。</p> <p>そのための基本的かつ重要な取組として、海岸保全施設の構造、修繕の状況、気象・海象の状況等を勘案して、適切な時期に巡視・点検を行い、長寿命化計画を作成する。計画に基づき、予防保全の考え方に基づく、計画的かつ効果的な維持・修繕を推進し、点検又は修繕に関する記録を作成し保存していく。</p> <p>湊原海岸（出雲市）</p>  <p>写真-2.1 海岸保全施設の維持・修繕の実施例</p>
	<p>2-1 海岸保全施設の存する区域</p> <p>海岸保全施設は、背後地を高潮・津波等の災害から防護する機能を長期的に確保することが重要であり、そのためには適切な維持又は修繕を行っていく必要がある。</p> <p>本計画において定める維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の存する区域は、「平成29年3月までの間に海岸整備事業が実施された区域」であり、第3章で後述する一覧表および付図で整理している。</p>	<p>2-1 海岸保全施設の存する区域</p> <p>海岸保全施設は、背後地を高潮・津波等の災害から防護する機能を長期的に確保することが重要であり、そのためには適切な維持又は修繕を行っていく必要がある。</p> <p>本計画において定める維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の存する区域は、「令和8年●月までの間に海岸整備事業が実施された区域」であり、第3章で後述する一覧表および付図で整理している。</p>
52	<p>2-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置</p> <p>維持又は修繕の対象となる施設の種類は「第1章 1-2」で示したとおりである。</p> <p>下図に示すとおり、島根沿岸で維持又は修繕の対象となる施設では、護岸の総延長が50.3kmと最も長く、次いで離岸堤の22.2kmである。また、島根沿岸の“海岸保全区域内”においては、河口水門等が必要となる堤防分断箇所がないため水門・樋門等は存在しない。陸閘は27箇所ある。</p>  <p>図-2.1 現存する堤防・護岸等の総延長（上段）と水門等の施設数（下段）</p>	<p>2-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置</p> <p>維持又は修繕の対象となる施設の種類は「第2編 第1章 1-2」で示したとおりである。</p> <p>下図に示すとおり、島根沿岸で維持又は修繕の対象となる施設では、護岸の総延長が52.5kmと最も長く、次いで離岸堤の17.4kmである。また、島根沿岸の海岸保全区域内においては、河口水門等が必要となる堤防分断箇所がなく、水門・樋門・閘門等は存在しない。陸閘は35箇所ある。</p>  <p>図-2.2 現存する堤防・護岸等の総延長（左）と水門等の施設数（右）</p>

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案												
53	<p>2-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法</p> <p>海岸保全施設の巡視・点検の時期、頻度、方法として、1回以上/年の頻度で調査員の目視による施設巡視および異常時の臨時点検を実施し、情報を記録・管理する。</p> <p>その際、各管理者で適宜連携するとともに、施設背後の利用状況や重要度を踏まえ、効率的・効果的に施設の維持・修繕を行っていく。</p>	<p>2-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法</p> <p>海岸保全施設の点検は、初回点検、巡視（パトロール）、臨時点検、定期点検（土木構造物の一次点検・二次点検、水門・陸閘等の設備の管理運転点検・年点検）に分類される。その目的や内容、間隔・実施時期等を踏まえて、適切に実施する。</p> <p>また、初回点検の結果の評価、対策工法等の検討、長寿命化計画を作成し、巡視や臨時点検、定期点検を繰り返し、適切な維持管理を図る。</p> <p>その際、各管理者で適宜連携するとともに、施設背後の利用状況や重要度を踏まえ、効率的・効果的に施設の維持・修繕を行っていく。</p>												
	<p>現存する海岸保全施設については、以下に示す方法（方針）で施設の維持又は修繕を行っていく。</p> <p style="text-align: center;">表- 2.5 海岸保全施設の維持又は修繕の方法</p> <table border="1" data-bbox="460 709 1519 1224"> <tr> <td data-bbox="460 709 780 884">堤防・護岸</td> <td data-bbox="780 709 1519 884">施設の損傷・劣化等の変状について、調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="460 884 780 1058">突堤（ヘッドランド含） 離岸堤（人工リーフ含） 消波堤</td> <td data-bbox="780 884 1519 1058">波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="460 1058 780 1224">水門・樋門 樋管 陸閘</td> <td data-bbox="780 1058 1519 1224">調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および台風期前などにおける開閉点検を実施し、設置の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</td> </tr> </table> <p>なお、砂浜については現時点で海岸保全施設に指定されたものはないが、日常的な巡視や高潮や高波浪が発生した後に汀線や護岸前面等の状況を目視点検し、必要に応じて養浜等の土砂対策を実施して適切な維持に努める。</p>	堤防・護岸	施設の損傷・劣化等の変状について、調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	突堤（ヘッドランド含） 離岸堤（人工リーフ含） 消波堤	波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	水門・樋門 樋管 陸閘	調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および台風期前などにおける開閉点検を実施し、設置の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	<p>現存する海岸保全施設については、予防保全の考え方に基づき、以下に示す方法（方針）で施設の維持又は修繕を行っていく。</p> <p style="text-align: center;">表- 2.6 海岸保全施設の維持又は修繕の方法</p> <table border="1" data-bbox="1564 709 2623 1224"> <tr> <td data-bbox="1564 709 1884 884">堤防・護岸</td> <td data-bbox="1884 709 2623 884">施設の損傷・劣化等の変状について、調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1564 884 1884 1058">突堤（ヘッドランド含） 離岸堤（人工リーフ含） 消波堤</td> <td data-bbox="1884 884 2623 1058">波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1564 1058 1884 1224">水門・樋門 樋管 陸閘</td> <td data-bbox="1884 1058 2623 1224">調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および台風期前などにおける開閉点検を実施し、設置の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</td> </tr> </table> <p>なお、砂浜については現時点で海岸保全施設に指定されたものはないが、日常的な巡視や高潮や高波浪が発生した後に汀線や護岸前面等の状況を目視点検し、必要に応じて養浜等の土砂対策を実施して適切な維持に努める。</p>	堤防・護岸	施設の損傷・劣化等の変状について、調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	突堤（ヘッドランド含） 離岸堤（人工リーフ含） 消波堤	波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	水門・樋門 樋管 陸閘	調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および台風期前などにおける開閉点検を実施し、設置の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
堤防・護岸	施設の損傷・劣化等の変状について、調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。													
突堤（ヘッドランド含） 離岸堤（人工リーフ含） 消波堤	波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。													
水門・樋門 樋管 陸閘	調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および台風期前などにおける開閉点検を実施し、設置の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。													
堤防・護岸	施設の損傷・劣化等の変状について、調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。													
突堤（ヘッドランド含） 離岸堤（人工リーフ含） 消波堤	波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。													
水門・樋門 樋管 陸閘	調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および台風期前などにおける開閉点検を実施し、設置の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。													

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
54	<p>第3章 海岸保全施設の整備（維持・修繕および新設等）の状況 3-1 一覧表</p> <p>海岸保全区域の延長、海岸保全施設（防護施設）の延長、堤防高、設計津波水位、海岸保全施設の種別および施設整備の状況を以降に示す。</p> <p>一覧表の見方を以下に示す。ここで、現況堤防高は対象海岸内で最も低い高さを表示しており、実際には表中の値よりも高い堤防が存在する場合もある。また、今回の改定で新たに追加した（発生頻度の高いレベル1津波による）設計津波水位が現況堤防高よりも低い海岸においても、（利便性等を優先し）堤防が整備されていない箇所などから津波が進入する可能性、地震や津波作用時の施設安定性が確認されていない場合もあるため、注意が必要である。そのため、今後は地域の実情に応じた適切な津波対策を講じていく必要がある。</p>	<p>第3章 海岸保全施設の整備（維持・修繕および新設等）の状況 3-1 一覧表</p> <p>海岸保全区域の延長、海岸保全施設（防護施設）の延長、堤防高、必要天端高、設計津波水位、海岸保全施設の種別および施設整備の状況を以降に示す。</p> <p>一覧表の見方を以下に示す。</p> <p>ここで、現況堤防高は対象海岸内における堤防・護岸の最も低い高さ（下限値）を表示しているが、実際には表中の値よりも高い施設が存在する場合もある。</p> <p>また、気候変動の影響を考慮した場合の「高潮対策として必要な天端高」と「設計津波水位」を示しているが、海岸ごとに代表的な位置及び断面等で試算したものであり、設計等における計画高さを示したものではないため、詳細な検討を行った場合は、示した高さと異なる場合がある。</p>

施設台帳より（海岸内で最も低い堤防の高さ）

（平成27年11月～平成29年1月までに実施された）島根県地震津波防災対策検討委員会の検討結果

H28 海岸統計より（H27 年度末時点）

H28 海岸統計より（H27 年度末時点）

No. (東から)	市町村名	海岸名	よみがな	所管	管理者	海岸保全区域延長(m)	防護施設延長(m)	現況堤防の下限高(T.P.m)	設計津波水位(T.P.m)	現存する海岸保全施設の種類	施設整備		
											◎新設	○改良	□維持・補修
1	松江市	境港海岸	さかいこう	港湾局	市	2,382	2,089	3.8	1.4	護岸			□
2	松江市	海崎海岸	かいざき	港湾局	市	—	—	—	1.6				
3	松江市	五本松海岸	ごほんまつ	水国局	県	429	380	3.9	1.3	護岸、消波工			□
4	松江市	美保関漁港海岸	みほのせき	水産庁	県	—	—	—	1.4				
5	松江市	才港海岸	さい	港湾局	市	—	—	—	3.4				
6	松江市	鷺尾海岸	かるび	港湾局	市	—	—	—	3.1				
7	松江市	雲津漁港海岸	くもづ	水産庁	市	110	—	—	4.0				
8	松江市	語津海岸	もろくい	港湾局	市	315	—	—	2.4				
9	松江市	法田海岸	ほうだ	港湾局	市	1,105	571	2.0	4.4	護岸			□
10	松江市	七類海岸(七類地区)	しちるい しちるい	港湾局	県	1,220	108	1.3	2.0	護岸			□
11	松江市	七類海岸(猿渡地区)	しちるい さるわたり	港湾局	県	288	281	2.2	2.0	護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ			□
12	松江市	惣津海岸	そうづ	港湾局	市	—	—	—	2.2				
13	松江市	惣津海岸	そうづ	水国局	県	1,650	896	4.5	2.2	護岸	◎		□
14	松江市	美保関海岸(管子地区)	みほのせき ささご	農振局	県	600	345	3.5	3.3	堤防			□
15	松江市	管子海岸	ささご	港湾局	市	—	—	—	2.6				
16	松江市	片江漁港海岸	かたえ	水産庁	市	430	150	—	2.0	離岸堤			□
17	松江市	美保関海岸(立花地区)	みほのせき たらばな	農振局	県	207	140	3.5	2.5	堤防			□
18	松江市	菅浦海岸	すげうら	港湾局	市	—	—	—	2.8				
19	松江市	美保関海岸(菅浦地区)	みほのせき すげうら	農振局	県	430	276	3.5	2.9	堤防			□
20	松江市	美保関海岸(北浦地区)	みほのせき きたうら	農振局	県	130	130	3.5	2.7	堤防			□

【所管毎に色分け】
水管理・国土保全海岸
港湾海岸
漁港海岸
農地海岸

海岸保全区域に指定され、防護施設が存在する海岸

海岸保全区域には指定されていないが、防護施設が存在しない海岸

海岸保全区域ではない、その他に区分される海岸（水管理・国土保全所管は一般公共海岸も存在）
今後、必要性や重要度に応じて海岸保全区域に追加指定し、施設整備を行う場合もある

気候変動による影響を踏まえた高潮対策又は津波対策として必要な高さ ※海岸ごとの代表的な位置及び断面等での試算

海岸の基礎情報

海岸保全施設の状況

No.	市町村名	海岸名	よみがな	所管	管理者	海岸保全区域延長(m)	防護施設延長(m)	現況堤防の下限高(T.P.m)	将来気候		現存する海岸保全施設	施設整備		整備対象候補海岸
									高潮必要天端高	設計津波水位		◎新設	○改良	
1	松江市	境港海岸	さかいこう	港湾局	市	2,382	1,698	2.8	4.95	1.82	護岸			□
2	松江市	海崎海岸	かいざき	港湾局	市	—	—	—	4.74	2.02				
3	松江市	五本松海岸	ごほんまつ	水国局	県	429	380	3.9	4.70	1.72	護岸、消波工			□
4	松江市	美保関漁港海岸	みほのせき	水産庁	県	—	—	—	4.73	1.82				
5	松江市	才港海岸	さい	港湾局	市	—	—	—	1.91	3.82				
6	松江市	鷺尾海岸	かるび	港湾局	市	—	—	—	6.06	3.52				
7	松江市	雲津漁港海岸	くもづ	水産庁	市	110	—	—	1.91	4.42				
8	松江市	語津海岸	もろくい	港湾局	市	315	—	—	1.91	2.82				
9	松江市	法田海岸	ほうだ	港湾局	市	1,105	571	2.0	5.37	4.82	護岸			□
10	松江市	七類海岸(七類地区)	しちるい しちるい	港湾局	県	1,220	108	2.3	5.47	2.42	護岸			□
11	松江市	七類海岸(猿渡地区)	しちるい さるわたり	港湾局	県	288	281	2.2	4.04	2.42	護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ			□
12	松江市	惣津海岸	そうづ	港湾局	市	—	—	—	1.91	2.82				
13	松江市	惣津海岸	そうづ	水国局	県	1,650	896	4.5	4.47	2.62	護岸	◎		□
14	松江市	美保関海岸(管子地区)	みほのせき ささご	農振局	県	600	345	3.5	5.46	3.72	堤防			□
15	松江市	管子海岸	ささご	港湾局	市	—	—	—	5.31	3.22				

新設・改良を進める海岸

計画的な維持・補修を進める海岸

整備対象の候補の海岸として、将来気候の高潮・津波対策に対して堤防等の高さが不足している海岸

海岸の基礎情報

背後地の状況

No.	市町村名	海岸名	所管	管理者	海岸保全区域延長(m)	防護施設延長(m)	背後地の状況			
							人口(人)	公共・公益施設(施設数)	緊急輸送道路の有無	鉄道の有無
1	松江市	境港海岸	港湾局	市	2,382	1,698	8	3		
2	松江市	海崎海岸	港湾局	市	—	—	5			
3	松江市	五本松海岸	水国局	県	429	380	1			
4	松江市	美保関漁港海岸	水産庁	県	—	—	82	2		
5	松江市	才港海岸	港湾局	市	—	—	1			
6	松江市	鷺尾海岸	港湾局	市	—	—	2			
7	松江市	雲津漁港海岸	水産庁	市	110	—	19			
8	松江市	語津海岸	港湾局	市	315	—	11			
9	松江市	法田海岸	港湾局	市	1,105	571	12			
10	松江市	七類海岸(七類地区)	港湾局	県	1,220	108	322	4	○	
11	松江市	七類海岸(猿渡地区)	港湾局	県	288	281	0			
12	松江市	惣津海岸	港湾局	市	—	—	0			
13	松江市	惣津海岸	水国局	県	1,650	896	23			
14	松江市	美保関海岸(管子地区)	農振局	県	600	345	1			
15	松江市	管子海岸	港湾局	市	—	—	8			

図-2.3 一覧表の記載事項

- 【参考：一覧表の記載事項】
- 市町村名、海岸名、よみがな、所管、管理者 … 海岸の基礎情報
 - 海岸保全区域延長、防護施設延長 … 海岸の基礎情報
 - 現況堤防の下限高 … 対象海岸内における堤防・護岸の最も低い高さ
 - 将来気候
 - 高潮必要天端高 … 気候変動による影響を踏まえた高潮対策として必要な高さ
 - 設計津波水位 … 気候変動による影響を踏まえた津波対策として必要な高さ ※海岸ごとの代表的な位置及び断面等で試算した数値
 - 現存する海岸保全施設の種類 … 海岸内に現在設置されている施設
 - 施設整備
 - 「◎新設」、「○改良」 … 新設・改良を進める海岸
 - 「□維持・補修」 … 計画的な維持・補修を進める海岸
 - 整備対象候補海岸
 - 「将来気候評価」 … 気候変動を考慮した「高潮必要天端高」又は「設計津波水位」が、現況施設の下限高を上回っている海岸
 - 背後地の状況 … 将来気候における受益地域として、以下の範囲を設定
 - ・汀線から1km以内かつ地盤高が計画高水位+1/2波高以下の範囲
 - ・汀線から1km以上かつ地盤高が計画高水位以下の範囲
 - 「人口(人)」 … 令和2年国勢調査の250mメッシュから算出
 - 「公共・公益施設(施設数)」 … 国土数値情報の「公共施設、医療機関、市町村役場、福祉施設、文化施設、学校、国・都道府県の機関」から受益地域に含まれる施設数を算出
 - 「緊急輸送道路・重要物流道路の有無」 … 国土数値情報の「緊急輸送道路」及び「重要物流道路」から、受益地域に含まれるかを判定
 - 「鉄道の有無」 … 国土数値情報の「鉄道」から、受益地域に含まれるかを判定

現行計画（令和3年3月）

表-2.6 島根沿岸の海岸一覧（その1）

Table with columns: No. (東から), 市町村名, 海岸名, よみがな, 所管, 管理者, 海岸保全区域延長(m), 防護施設延長(m), 現況堤防の下限高(T.P.m), 設計津波水位(T.P.m), 現存する海岸保全施設の種類の欄. 表-2.6 島根沿岸の海岸一覧（その1）

【所管】
水管理・国土保全海岸
港湾海岸
漁港海岸
農地海岸

改定素案

表-2.7 島根沿岸の海岸一覧（その1-1）

Table with columns: No., 市町村名, 海岸名, よみがな, 所管, 管理者, 海岸保全区域延長(m), 防護施設延長(m), 現況堤防の下限高(T.P.m), 将来気候高潮必要堤高, 設計津波水位, 現存する海岸保全施設の種類の欄. 表-2.7 島根沿岸の海岸一覧（その1-1）

【所管】
水管理・国土保全海岸
港湾海岸
漁港海岸
農地海岸

表-2.8 島根沿岸の海岸一覧（その1-2）

No.	市町村名	海岸名	所管	管理者	海岸保全 区域延長 (m)	防護施設 延長 (m)	背後地の状況		
							人口 (人)	公共・公益施設 (施設数)	農地・農舎 面積 (ha)
1	松江市	境港海岸	港湾局	松江市	2,382	1,698	8	3	
2	松江市	海崎港海岸	港湾局	市	-	-	5		
3	松江市	五本松海岸	水産局	農	429	380	1		
4	松江市	美保関港海岸	水産庁	農	-	-	82	2	
5	松江市	才港海岸	港湾局	市	-	-	1		
6	松江市	軽尾港海岸	港湾局	市	-	-	2		
7	松江市	雲津漁港海岸	水産庁	市	110	-	19		
8	松江市	頭喰港海岸	港湾局	市	315	-	11		
9	松江市	法田港海岸	港湾局	市	1,105	571	12		
10	松江市	七瀬港海岸（七瀬地区）	港湾局	農	1,220	108	322	4	○
11	松江市	七瀬港海岸（鎌渡地区）	港湾局	農	288	326	0		
12	松江市	惣津港海岸	港湾局	市	-	-	0		
13	松江市	惣津海岸	水産局	農	1,650	896	23		
14	松江市	美保関海岸（管子地区）	農振局	農	600	345	1		
15	松江市	管子港海岸	港湾局	市	-	-	8		
16	松江市	丹江漁港海岸	水産庁	市	430	150	161	1	○
17	松江市	美保関海岸（立花地区）	農振局	農	207	140	0		
18	松江市	野津海岸	港湾局	市	-	-	90		
19	松江市	美保関海岸（菅浦地区）	農振局	農	430	276	17		
20	松江市	美保関海岸（北浦地区）	農振局	農	130	130	7		
21	松江市	稲穂漁港海岸	水産庁	市	-	-	128	6	○
22	松江市	北浦海岸	水産局	農	530	340	74	1	○
23	松江市	千の港海岸	港湾局	市	752	473	280	1	○
24	松江市	美保関海岸（千の地区）	農振局	農	193	-	0		
25	松江市	芝浦漁港海岸	水産庁	農	390	356	91		
26	松江市	芝浦海岸	港湾局	市	138	140	5		
27	松江市	野井漁港海岸	水産庁	市	150	135	50	1	○
28	松江市	島根海岸（内前地区）	農振局	農	220	215	0		
29	松江市	瀬崎漁港海岸	水産庁	農	95	50	35		
30	松江市	島根海岸（小八七地区）	農振局	農	104	85	0		
31	松江市	沖泊漁港海岸	水産庁	市	-	-	4		
32	松江市	多古漁港海岸	水産庁	市	-	-	17		
33	松江市	野波<小波>漁港海岸	水産庁	市	615	546	41	2	○
34	松江市	野波漁港海岸	水産庁	市	1,180	1,046	204	9	○
35	松江市	佐波港海岸	港湾局	市	260	102	3		
36	松江市	島根海岸（田島地区）	農振局	農	216	146	0		
37	松江市	加賀西海岸	水産庁	農	447	214	385	3	○
38	松江市	加賀西海岸	水産局	農	460	160	14	1	○
39	松江市	大芦漁港海岸	水産庁	市	1,560	1,385	143	1	○
40	松江市	島根海岸（須々海地区）	農振局	農	65	66	0		
41	松江市	御津漁港海岸	水産庁	農	238	166	79	2	
42	松江市	雲津漁港海岸	水産庁	農	946	734	748	6	○
43	松江市	秋鹿北海岸	港湾局	市	827	595	5		
44	松江市	秋鹿南海岸	水産庁	市	90	71	1		
45	出雲市	平田海岸（東地合第3地区）	農振局	農	1,468	615	0		
46	出雲市	平田海岸（東地合地区）	農振局	農	550	550	0		
47	出雲市	地合漁港海岸	水産庁	市	59	59	0		
48	出雲市	地合海岸	水産局	農	360	331	1		
49	出雲市	小伊津<飯浦>漁港海岸	水産庁	農	140	98	32		
50	出雲市	小伊津漁港海岸	水産庁	農	-	-	35		
51	出雲市	小伊津海岸	水産局	農	902	363	0		
52	出雲市	小伊津<三浦>漁港海岸	水産庁	農	-	-	29		
53	出雲市	堀浦漁港海岸	水産庁	市	463	278	0		
54	出雲市	塩津海岸	水産局	農	1,022	-	1		
55	出雲市	塩津漁港海岸	水産庁	市	270	140	8		
56	出雲市	雲浦漁港海岸	水産庁	市	435	435	12		
57	出雲市	十六島海岸	水産局	農	220	149	0		
58	出雲市	十六島漁港海岸	水産庁	農	654	654	11		
59	出雲市	河下港海岸（西田地区）	港湾局	農	754	758	150	1	○
60	出雲市	河下港海岸（垂水地区）	港湾局	農	1,100	789	1		
61	出雲市	猪目漁港海岸	水産庁	市	-	-	9		
62	出雲市	猪目海岸	水産局	農	308	-	0		
63	出雲市	福崎漁港海岸	水産庁	市	435	361	6		
64	出雲市	野津漁港海岸	水産庁	市	200	185	36	3	
65	出雲市	宇籠漁港海岸	水産庁	農	803	400	1		
66	出雲市	辰田海岸	港湾局	市	-	-	0		
67	出雲市	中山港海岸	港湾局	市	516	228	1		
68	出雲市	二俣海岸	港湾局	市	-	-	1		
69	出雲市	大社漁港海岸	水産庁	農	2,055	1,210	193		
70	出雲市	湯原海岸	水産局	農	1,300	967	2		
71	出雲市	外雲海岸	水産局	農	3,920	-	11		
72	出雲市	湖陰漁港海岸	水産庁	農	-	-	0		
73	出雲市	西浜海岸	水産局	農	2,900	2,219	47		
74	出雲市	枝久海岸	水産局	農	3,650	2,239	216	1	○
75	出雲市	小田東海岸	港湾局	市	-	-	4		
76	出雲市	田橋海岸	水産局	農	460	380	1		
77	出雲市	小田東海岸	水産庁	市	170	162	3		
78	出雲市	田橋海岸	港湾局	農	1,326	608	63	1	○

【所管】
 水管理・国土保全海岸
 港湾海岸
 漁港海岸
 農地海岸

現行計画（令和3年3月）

表-2.7 島根沿岸の海岸一覧（その2）

Table with columns: No. (東から), 市町村名, 海岸名, よみがな, 所管, 管理者, 海岸保全区域延長(m), 防護施設延長(m), 現況堤防の下限高(T.P.m), 設計津波水位(T.P.m), 現存する海岸保全施設の種類の欄がある。

【所管】
水管理・国土保全海岸
港湾海岸
漁港海岸
農地海岸

改定素案

表-2.9 島根沿岸の海岸一覧（その2-1）

Table with columns: No., 市町村名, 海岸名, よみがな, 所管, 管理者, 海岸保全区域延長(m), 防護施設延長(m), 現況堤防の下限高(T.P.m), 設計津波水位(T.P.m), 将来気候高潮必要天高, 設計津波水位, 現存する海岸保全施設, 施設整備, 整備対象既設海岸, 将来気候評価の欄がある。

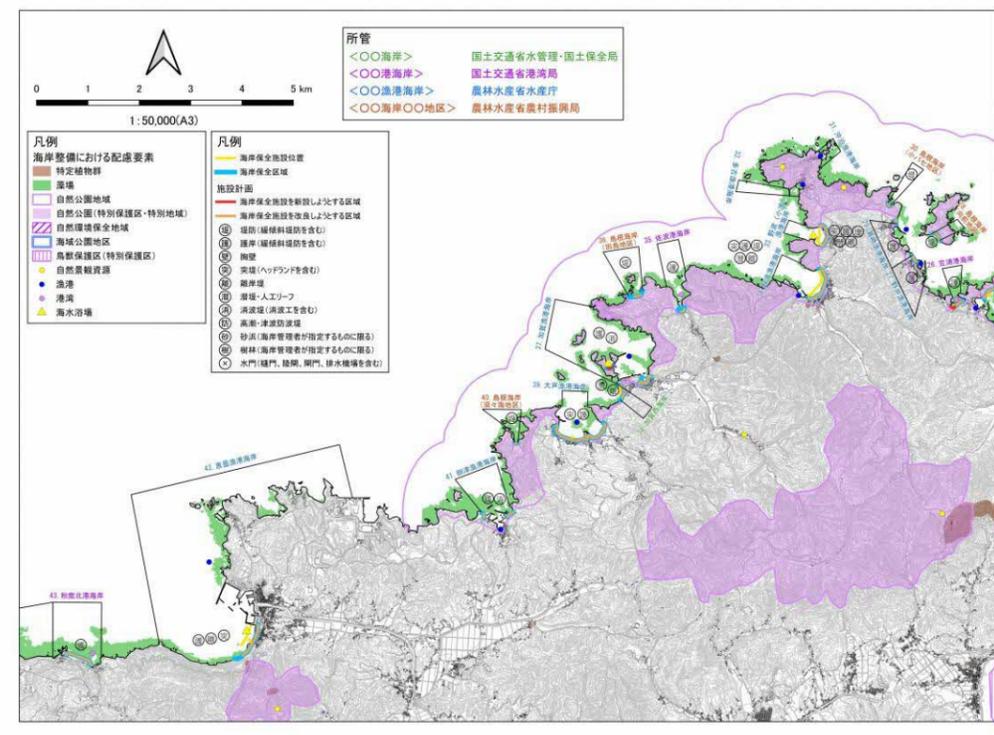
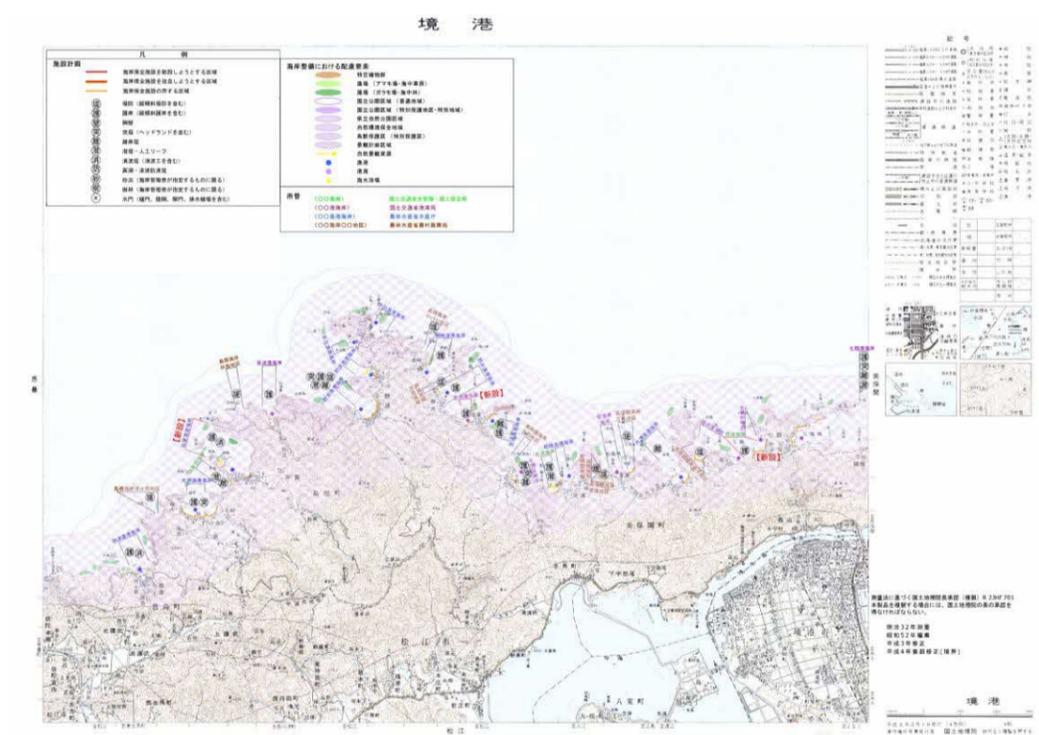
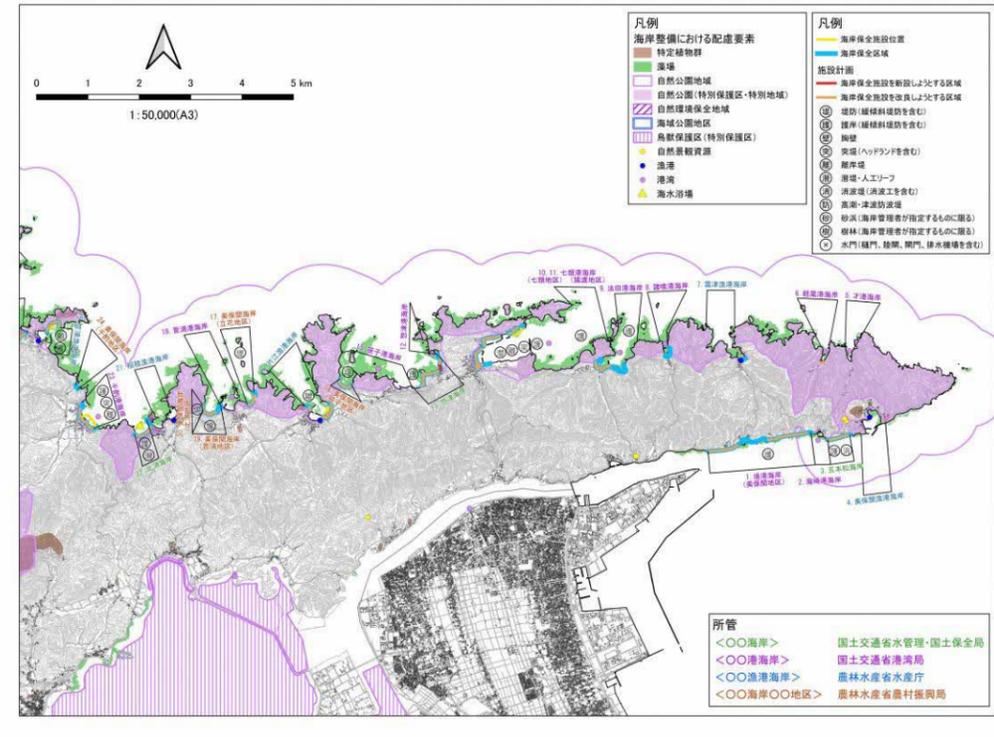
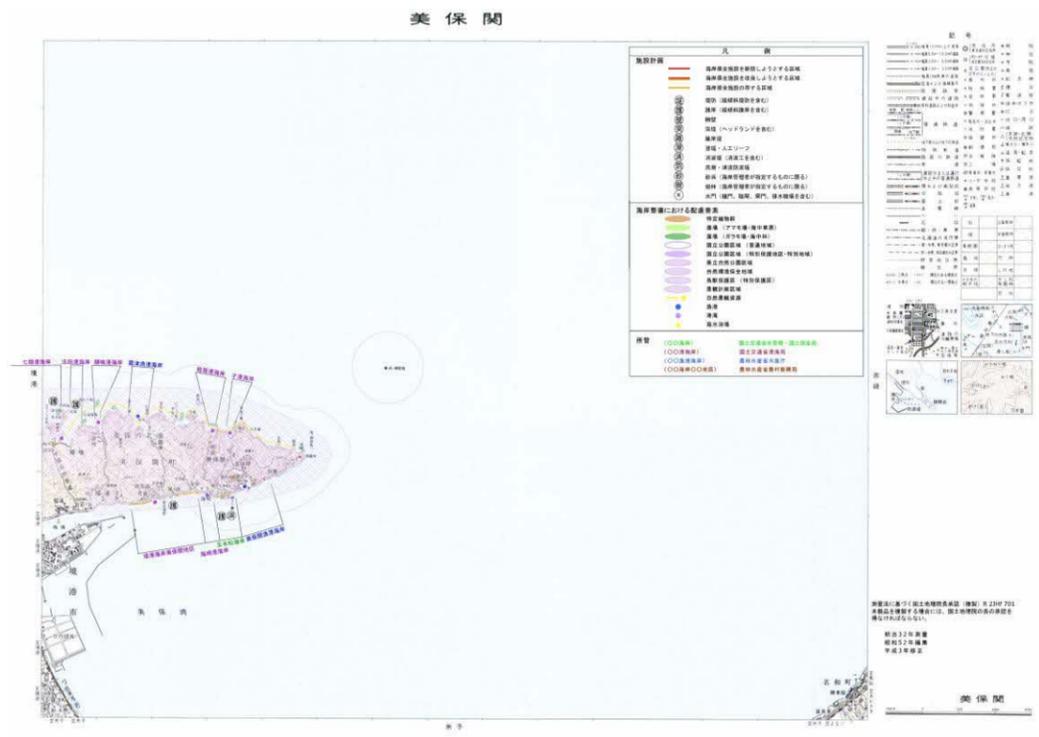
【所管】
水管理・国土保全海岸
港湾海岸
漁港海岸
農地海岸

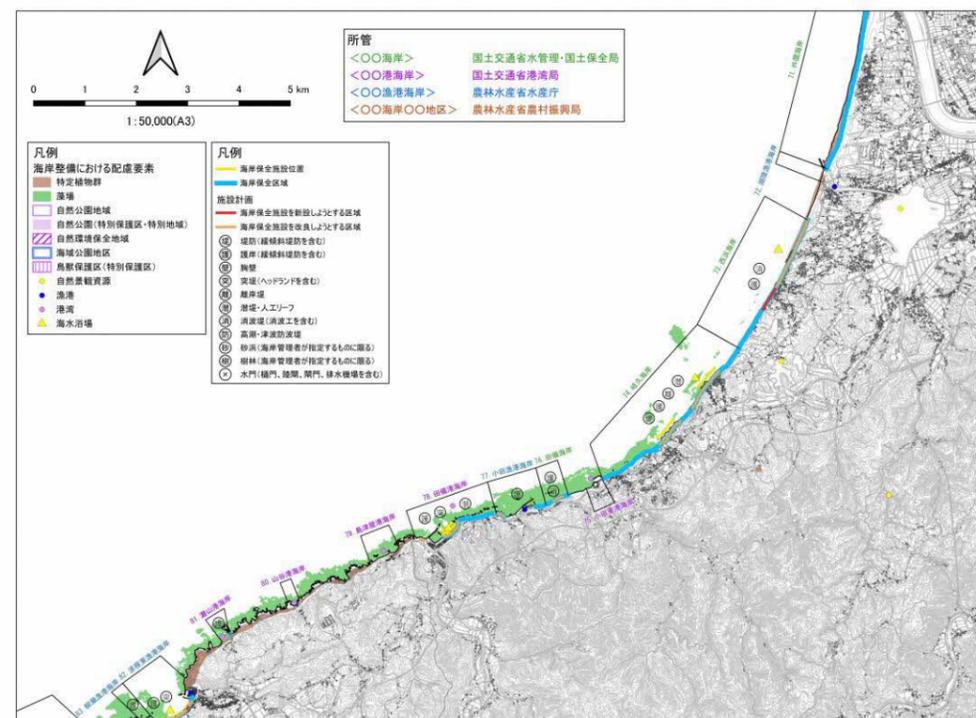
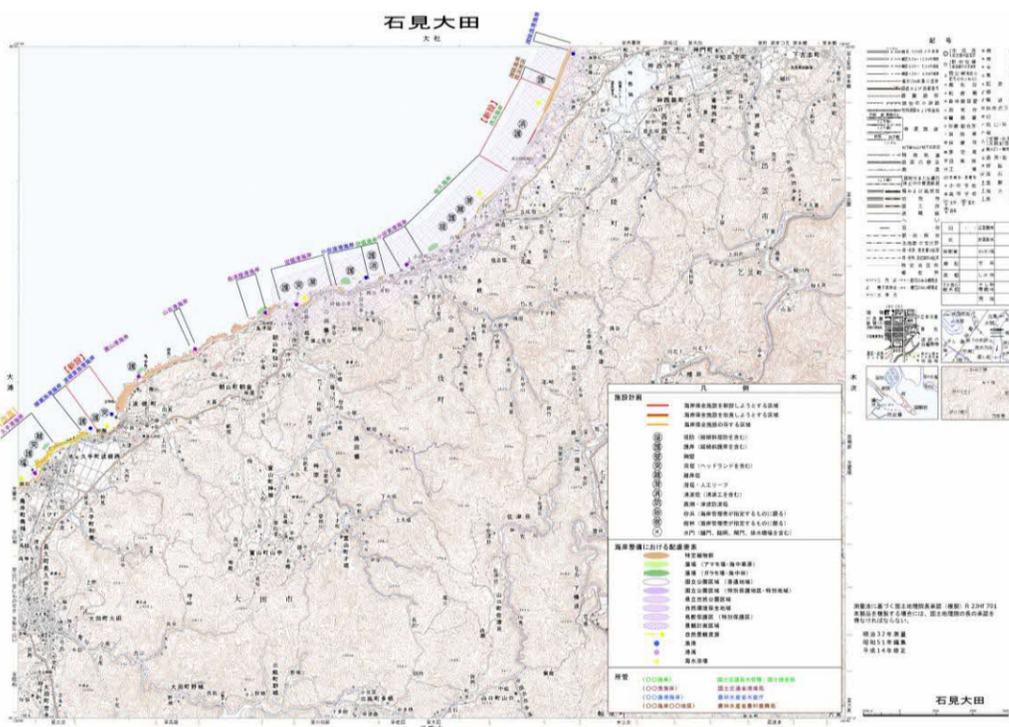
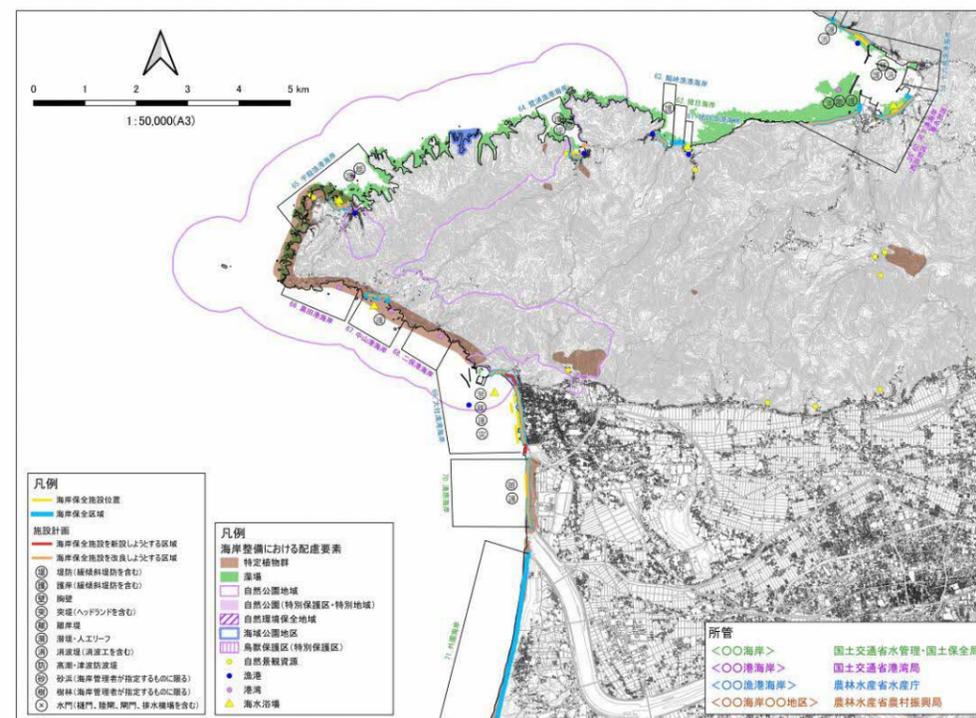
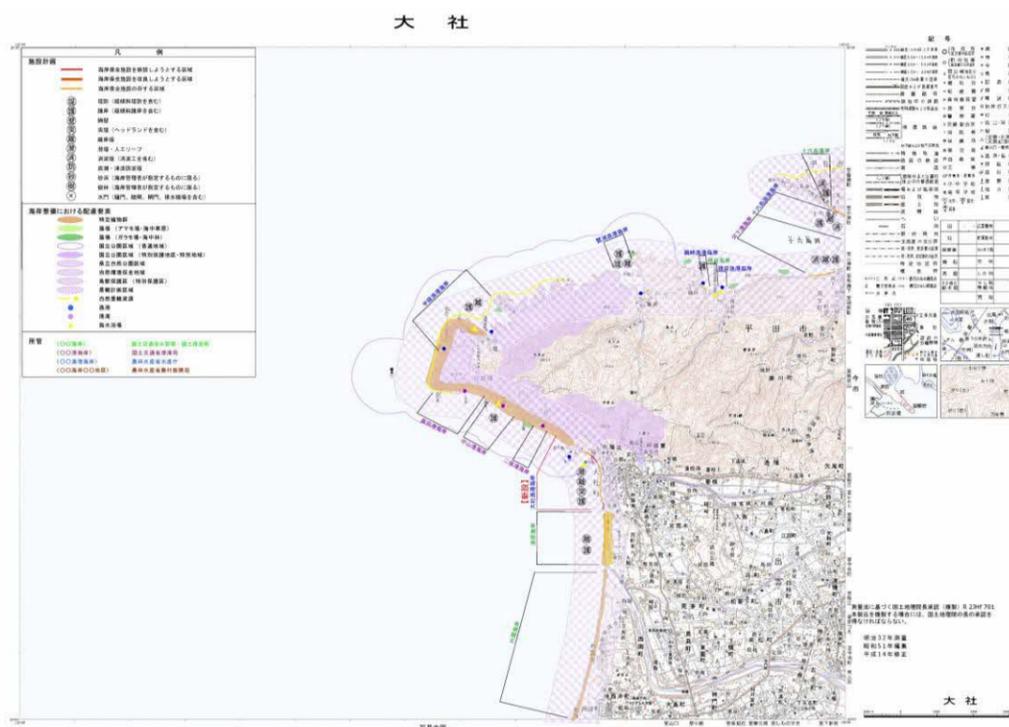
表-2.10 島根沿岸の海岸一覧（その2-1）

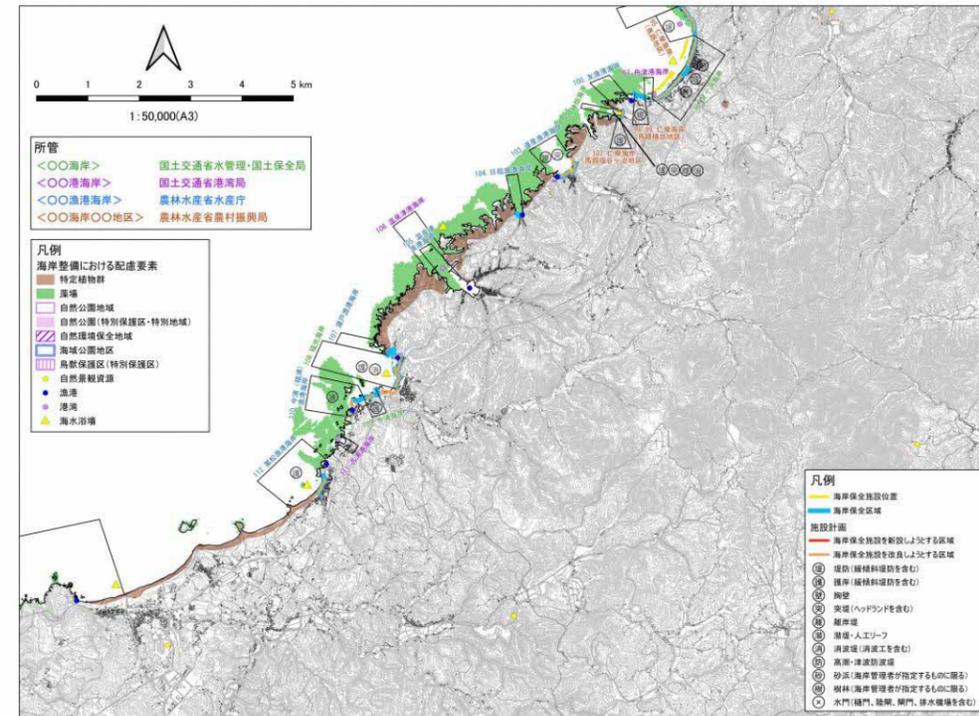
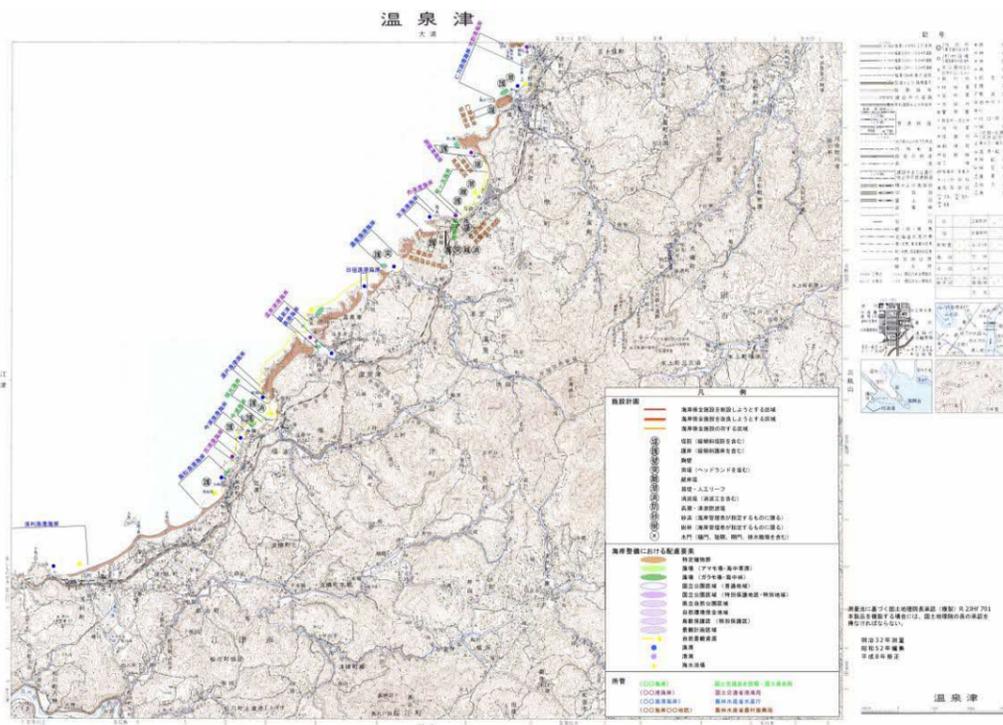
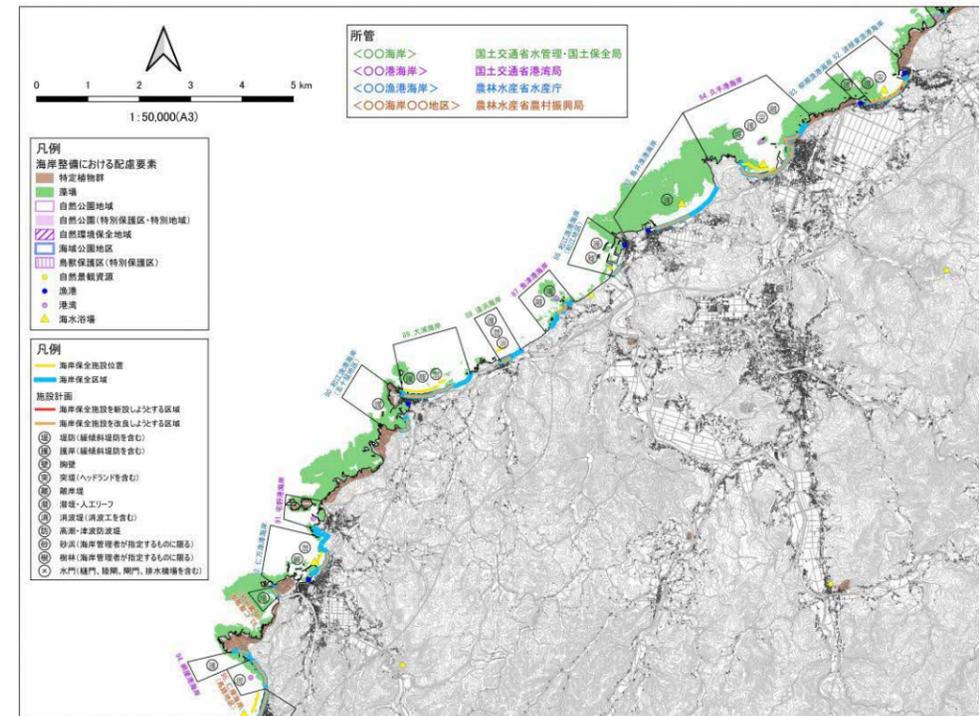
No.	市町村名	海岸名	所管	管理者	海岸保全 区域延長 (m)	防護施設 延長 (m)	背後地の状況			
							人口 (人)	公共・交通施設 (路線数)	空港・重要物流 施設の有無	鉄道の有無
79	大田市	島津屋港海岸	港湾局	市	-	-	1			
80	大田市	山谷港海岸	港湾局	市	-	-	1			
81	大田市	葛山港海岸	港湾局	市	120	88	1			
82	大田市	渡根東港海岸	水産庁	市	884	884	201	1		
83	大田市	柳瀬港海岸	水産庁	市	27	27	78			
84	大田市	久手港海岸	港湾局	県	3,397	763	1404	7	○	○
85	大田市	島井港海岸	水産庁	市	1,390	484	563	4	○	
86	大田市	和江港海岸（和江地区）	水産庁	県	165	181	254		○	
87	大田市	島津港海岸	港湾局	市	536	263	4			
88	大田市	湯浜海岸	水国局	県	496	293	30	1	○	○
89	大田市	大浦海岸	水国局	県	1,570	871	83	1		
90	大田市	和江港海岸（五十嵐地区）	水産庁	県	327	190	3			
91	大田市	宅野港海岸	港湾局	県	-	-	151	3		
92	大田市	仁万港海岸	水産庁	県	554	407	635	17	○	○
93	大田市	仁摩海岸（坂瀬地区）	農振局	県	210	210	0			
94	大田市	網屋港海岸	港湾局	市	403	160	0			
95	大田市	仁摩海岸（馬路地区）	農振局	県	800	788	0			
96	大田市	柳ヶ浜海岸	水国局	県	1,541	1,511	53			
97	大田市	島津港海岸	港湾局	市	-	-	1			
98	大田市	仁摩海岸（馬路橋貝地区）	農振局	県	180	150	1			
99	大田市	仁摩海岸（馬路橋貝地区）	農振局	市	50	-	1			
100	大田市	友漁港海岸	水産庁	市	-	-	1			
101	大田市	神畑海岸	水国局	県	220	146	2			
102	大田市	仁摩海岸（馬路橋貝+湯地区）	農振局	県	40	34	1			
103	大田市	湯屋港海岸	水産庁	市	438	331	28			
104	大田市	日根港海岸	水産庁	市	88	-	7			
105	大田市	湯屋港海岸	水産庁	県	-	-	208	4		○
106	大田市	湯屋港海岸	港湾局	県	-	-	1			
107	大田市	湯屋港海岸	水産庁	市	-	-	1			
108	大田市	湯屋港海岸	水国局	県	1,600	980	28		○	○
109	大田市	今浦海岸	水国局	県	704	123	7			○
110	大田市	今浦（福浦）港海岸	水産庁	市	185	62	4			
111	大田市	吉浦海岸	港湾局	市	-	-	9			
112	江津市	長松港海岸	水産庁	県	345	389	72			○
113	江津市	長利港海岸	水産庁	市	-	-	11			
114	江津市	益田海岸	水国局	県	900	559	81		○	○
115	江津市	江津港海岸	港湾局	県	3,310	4,142	1511	14	○	○
116	江津市	和木波子海岸	水国局	県	6,173	2,015	3976	20	○	○
117	江津市	葉子港海岸	水産庁	市	-	-	6		○	
118	江津市	向の浜海岸	水国局	県	573	-	44	1	○	
119	浜田市	国分久代海岸	水国局	県	3,970	410	86	5	○	
120	浜田市	豊後港海岸	水産庁	県	1,043	1,020	585	4	○	○
121	浜田市	生浦海岸	港湾局	市	-	-	2			
122	浜田市	浜田港海岸	水産庁	県	2,344	1,798	1953	75	○	○
123	浜田市	浜田港海岸（長浜熱田地区）	港湾局	県	1,426	1,165	1097	11	○	○
124	浜田市	浜田港海岸（日根地区）	港湾局	県	361	400	1718	10	○	○
125	浜田市	津原港海岸	水産庁	市	388	373	1			
126	浜田市	青口海岸	水国局	県	860	120	2			○
127	浜田市	折原港海岸	水産庁	市	653	256	60	4	○	○
128	浜田市	吉浦海岸	港湾局	市	-	-	3			○
129	浜田市	今浦（大森）港海岸	水産庁	市	-	-	0			
130	浜田市	福浦港海岸	水産庁	市	-	-	10			
131	浜田市	吉浦港海岸	水産庁	市	205	98	73			○
132	浜田市	三隅海岸（深浦(1)地区）	港湾局	県	743	739	214	5		○
133	浜田市	三隅海岸（深浦(2)地区）	港湾局	県	473	307	3	2		
134	浜田市	三隅海岸（港浦）	港湾局	県	234	193	146			○
135	浜田市	津原港海岸	水産庁	県	-	-	25			
136	益田市	土田港海岸	水産庁	市	440	321	13			
137	益田市	大浜港海岸	水産庁	県	1,258	785	50			
138	益田市	木部港海岸	水産庁	市	804	815	63	1	○	○
139	益田市	津田港海岸	水産庁	市	925	790	120	3	○	○
140	益田市	遠田港海岸	港湾局	市	221	155	1			
141	益田市	遠田海岸	水国局	県	1,650	647	6			
142	益田市	中須海岸	水国局	県	800	-	1			
143	益田市	益田海岸（中の島地区）	港湾局	県	1,155	-	77			
144	益田市	益田海岸（高津地区）	港湾局	県	1,422	1,380	1522	7	○	○
145	益田市	持石港海岸	港湾局	市	347	65	2		○	
146	益田市	持石海岸	水国局	県	3,477	3,025	50	1	○	
147	益田市	基阿奈海岸	水国局	県	1,009	90	0		○	
148	益田市	基阿奈港海岸	港湾局	市	-	-	0			
149	益田市	小浜海岸	水国局	県	2,281	1,814	151	2	○	○
150	益田市	小浜港海岸	水産庁	市	385	366	8			
151	益田市	福浦港海岸	水産庁	県	350	242	92	1		

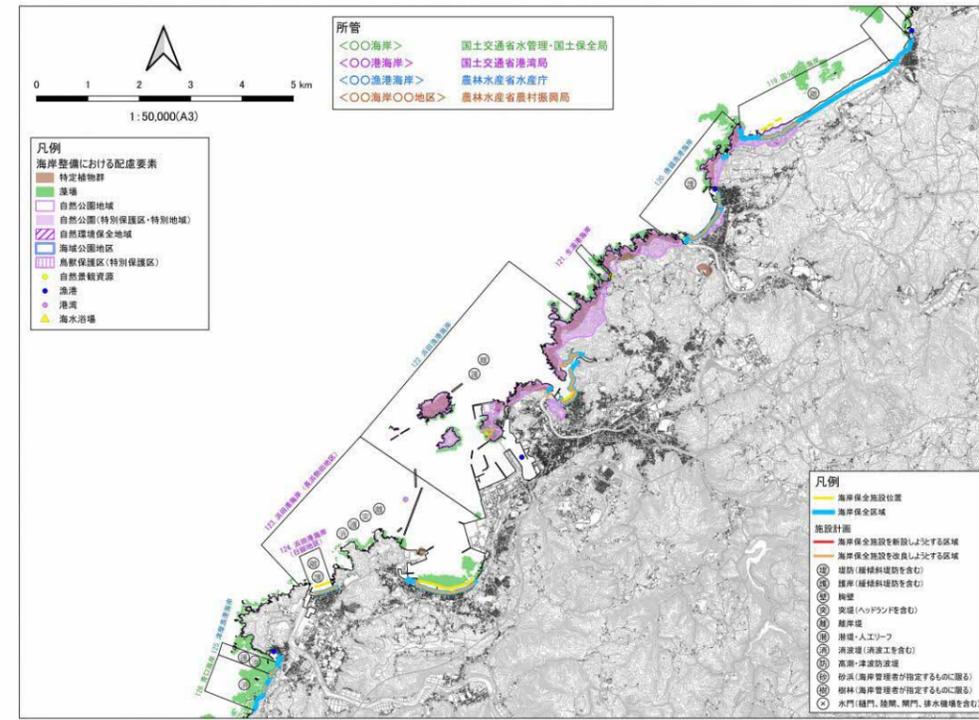
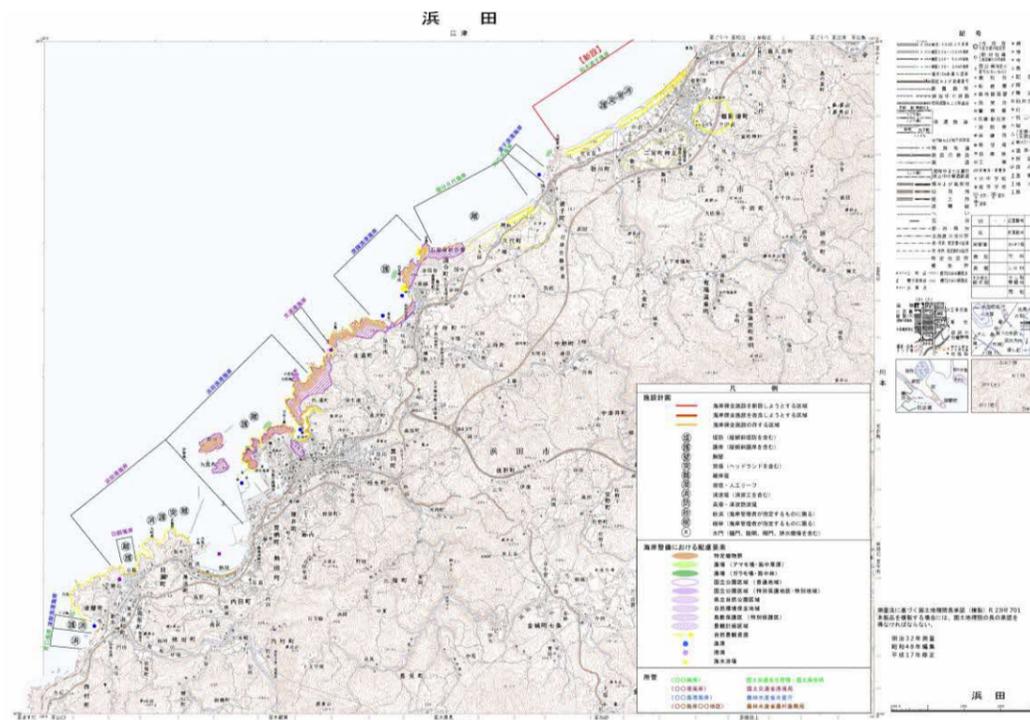
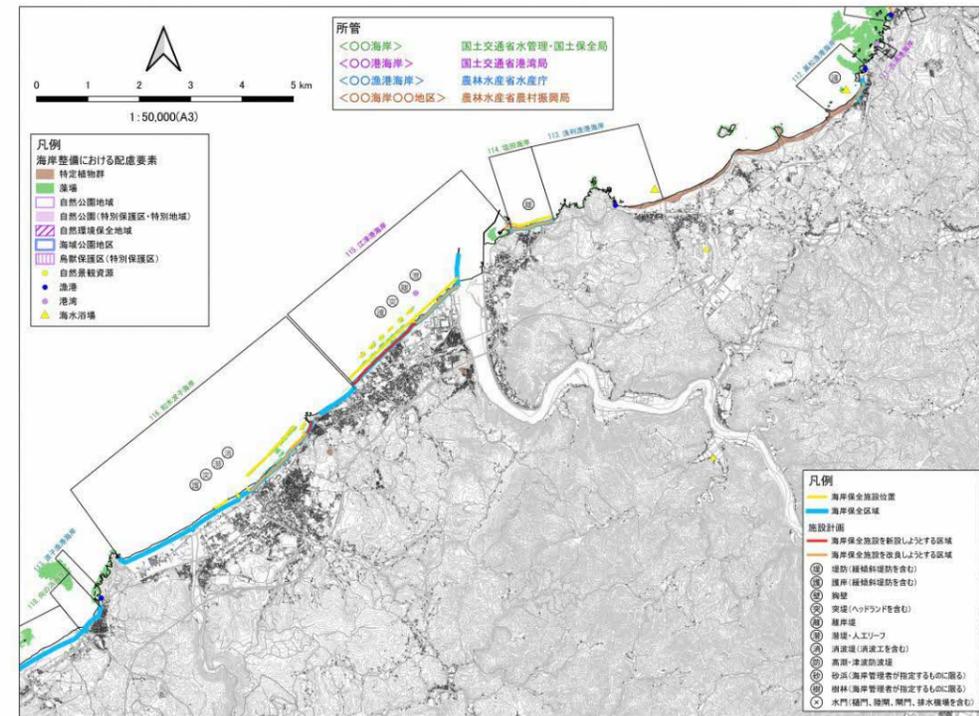
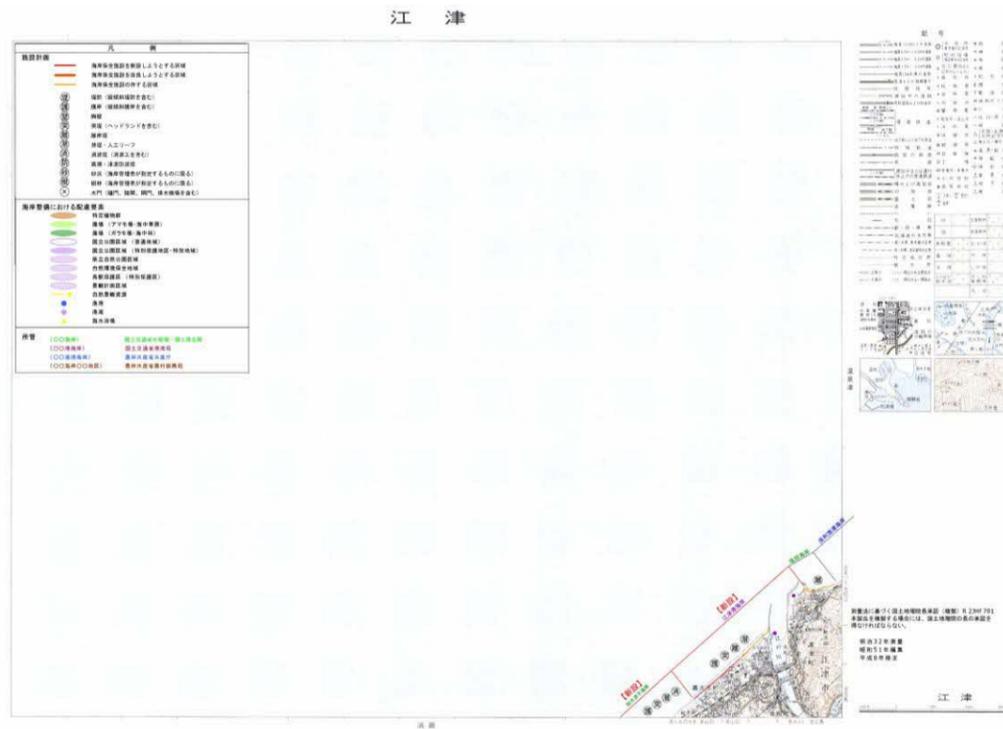
【所管】
 水管理・国土保全海岸
 港湾海岸
 漁港海岸
 農地海岸

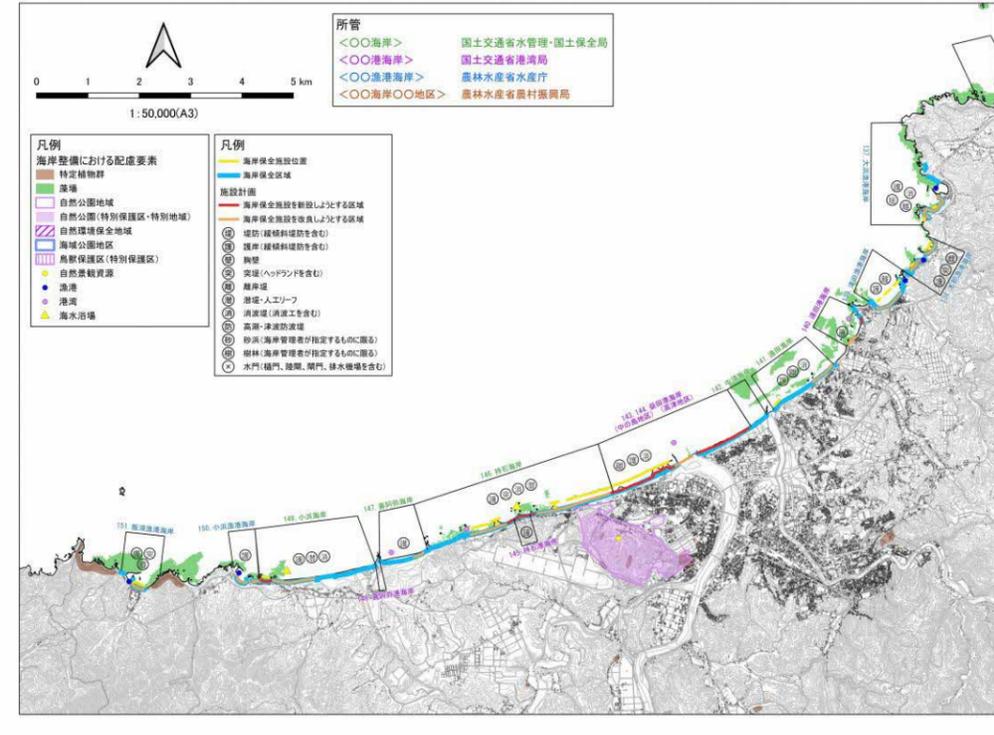
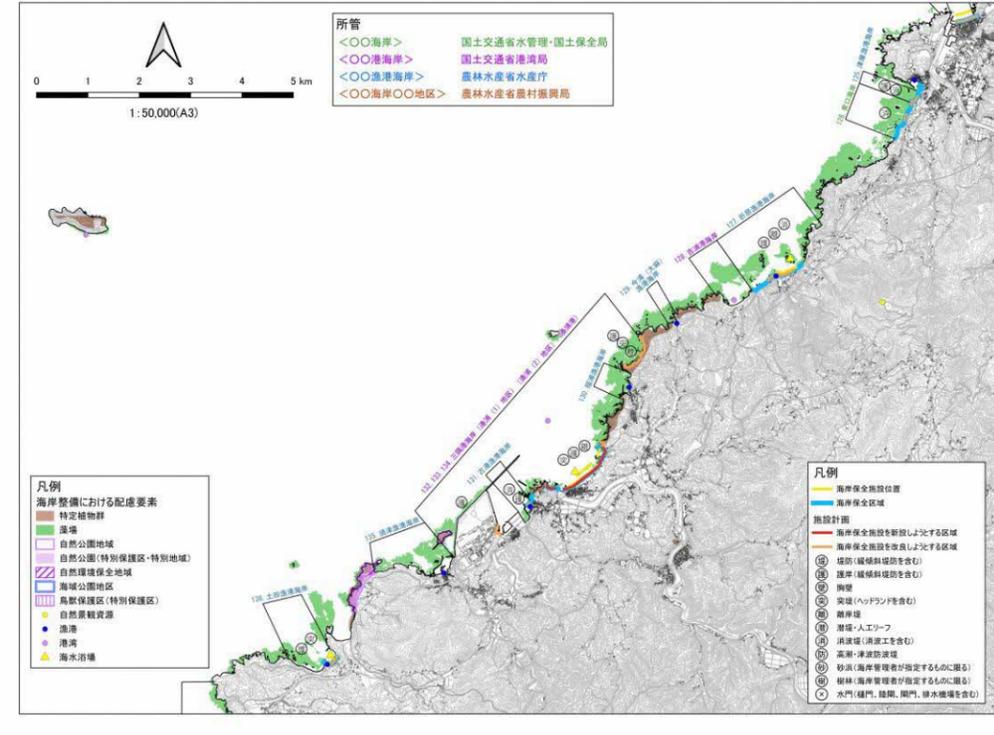
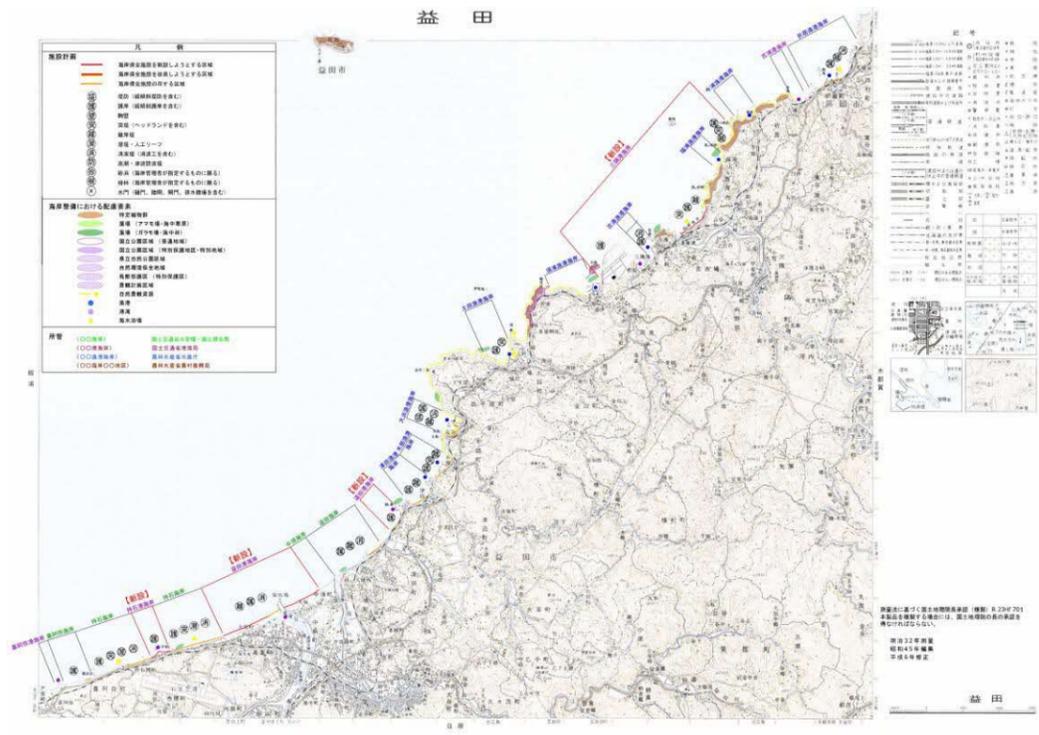
頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案																																																						
57	<p>3-2 添付図</p> <p>(注釈) 本図に示す「整備にあたって配慮する事項」の記載内容は次のとおり。なお、実施段階においては、その記載内容について再度調査する必要がある。特にガラモ場・海中林については、季節変動が激しいので注意すること。</p> <p style="text-align: center;">表-2.8 記載内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定植物群落</td> <td>確認された特定植物群落のうち、海岸林や砂浜植物など海岸に係わるものを示している。 (第5回自然環境保全基礎調査 平成4～9年度調査)</td> </tr> <tr> <td>藻場</td> <td>確認された藻場(面積1ha以上)を示している。 (第5回自然環境保全基礎調査 平成4～9年度調査)</td> </tr> <tr> <td>自然公園区域</td> <td>該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成27年3月現在)</td> </tr> <tr> <td>自然環境保全地域</td> <td>該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成27年3月現在)</td> </tr> <tr> <td>鳥獣保護区(特別保護区)</td> <td>該当保護区のうち、海岸に隣接する保護区を示している。 (平成21年3月現在)</td> </tr> <tr> <td>景観計画区域</td> <td>該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成26年3月現在)</td> </tr> <tr> <td>自然景観資源</td> <td>抽出された自然景観資源のうち、海岸に係わるものを示している。 海岸線を有する各市町村の意見に基づいた区域を示している。 (平成24年3月現在)</td> </tr> <tr> <td>漁港・港湾</td> <td>当沿岸における漁港・港湾を示している。 (平成26年3月現在)</td> </tr> <tr> <td>海水浴場</td> <td>主要な海水浴場を示している。 (平成26年3月現在)</td> </tr> <tr> <td>所管</td> <td>所管は、旗揚げ線にて示している。国土交通省水管理・国土保全局および農林水産省農村振興局の所管する海岸については、海岸保全区域の両端を示している。国土交通省港湾局および農林水産省水産庁の所管する海岸については、港湾区域および漁港区域の両端を示している。 なお、港湾区域内に、国土交通省港湾局以外の所管の海岸が旗揚げされている場合がある。この場合、2つの所管が重複するのではなく、国土交通省港湾局以外の所管海岸である。 (平成29年3月現在)</td> </tr> <tr> <td>施設の存する区域</td> <td>平成29年3月までの間に海岸整備事業が実施され、海岸保全施設が存在する区域。すなわち、今後、施設の維持又は修繕が必要な区域 (平成29年3月現在)</td> </tr> <tr> <td>施設を新設(改良)しようとする区域</td> <td>海岸整備事業が実施中、または今後着手予定の区域 (令和3年3月現在)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	記載内容	特定植物群落	確認された特定植物群落のうち、海岸林や砂浜植物など海岸に係わるものを示している。 (第5回自然環境保全基礎調査 平成4～9年度調査)	藻場	確認された藻場(面積1ha以上)を示している。 (第5回自然環境保全基礎調査 平成4～9年度調査)	自然公園区域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成27年3月現在)	自然環境保全地域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成27年3月現在)	鳥獣保護区(特別保護区)	該当保護区のうち、海岸に隣接する保護区を示している。 (平成21年3月現在)	景観計画区域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成26年3月現在)	自然景観資源	抽出された自然景観資源のうち、海岸に係わるものを示している。 海岸線を有する各市町村の意見に基づいた区域を示している。 (平成24年3月現在)	漁港・港湾	当沿岸における漁港・港湾を示している。 (平成26年3月現在)	海水浴場	主要な海水浴場を示している。 (平成26年3月現在)	所管	所管は、旗揚げ線にて示している。国土交通省水管理・国土保全局および農林水産省農村振興局の所管する海岸については、海岸保全区域の両端を示している。国土交通省港湾局および農林水産省水産庁の所管する海岸については、港湾区域および漁港区域の両端を示している。 なお、港湾区域内に、国土交通省港湾局以外の所管の海岸が旗揚げされている場合がある。この場合、2つの所管が重複するのではなく、国土交通省港湾局以外の所管海岸である。 (平成29年3月現在)	施設の存する区域	平成29年3月までの間に海岸整備事業が実施され、海岸保全施設が存在する区域。すなわち、今後、施設の維持又は修繕が必要な区域 (平成29年3月現在)	施設を新設(改良)しようとする区域	海岸整備事業が実施中、または今後着手予定の区域 (令和3年3月現在)	<p>3-2 添付図</p> <p>(注釈) 本図に示す「整備にあたって配慮する事項」の記載内容は次のとおり。なお、実施段階においては、その記載内容について再度調査する必要がある。特にガラモ場・海中林については、季節変動が激しいので注意すること。</p> <p style="text-align: center;">表-2.11 記載内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定植物群落</td> <td>確認された特定植物群落のうち、海岸林や砂浜植物など海岸に係わるものを示している。 (特定植物群落調査 第2回調査(昭和53年度) 第3回調査(昭和59～61年度) 第5回調査(平成9,10年度))</td> </tr> <tr> <td>藻場</td> <td>確認された藻場(面積1ha以上)を示している。 (藻場調査(2018～2020))</td> </tr> <tr> <td>自然公園区域</td> <td>該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (令和7年3月時点)</td> </tr> <tr> <td>自然環境保全地域</td> <td>該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (令和7年3月時点)</td> </tr> <tr> <td>海域公園地区</td> <td>当沿岸における海域公園地区(熱帯魚、さんご、海藻等の動植物によって特徴づけられる優れた海中の景観に加え、干潟、岩礁等の地形や、海鳥等の野生動物によって特徴づけられる優れた海上の景観を維持するための地区。)を示している。 (令和7年3月時点)</td> </tr> <tr> <td>鳥獣保護区(特別保護区)</td> <td>該当保護区のうち、海岸に隣接する保護区を示している。 (令和7年3月時点)</td> </tr> <tr> <td>景観計画区域</td> <td>該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成26年3月現在)</td> </tr> <tr> <td>自然景観資源</td> <td>抽出された自然景観資源のうち、海岸に係わるものを示している。 (令和7年3月時点)</td> </tr> <tr> <td>漁港・港湾</td> <td>当沿岸における漁港・港湾を示している。 (漁港 令和7年3月時点) (港湾 令和7年3月時点)</td> </tr> <tr> <td>海水浴場</td> <td>主要な海水浴場を示している。 (令和7年3月時点)</td> </tr> <tr> <td>所管</td> <td>所管は、旗揚げ線にて示している。国土交通省水管理・国土保全局および農林水産省農村振興局の所管する海岸については、海岸保全区域の両端を示している。国土交通省港湾局および農林水産省水産庁の所管する海岸については、港湾区域および漁港区域の両端を示している。 なお、港湾区域内に、国土交通省港湾局以外の所管の海岸が旗揚げされている場合がある。この場合、2つの所管が重複するのではなく、国土交通省港湾局以外の所管海岸である。 (令和7年3月時点)</td> </tr> <tr> <td>施設の存する区域</td> <td>令和8年3月までの間に海岸整備事業が実施され、海岸保全施設が存在する区域。すなわち、今後、施設の維持又は修繕が必要な区域 (令和8年3月時点)</td> </tr> <tr> <td>施設を新設(改良)しようとする区域</td> <td>海岸整備事業が実施中、または今後着手予定の区域 (令和8年3月時点)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	記載内容	特定植物群落	確認された特定植物群落のうち、海岸林や砂浜植物など海岸に係わるものを示している。 (特定植物群落調査 第2回調査(昭和53年度) 第3回調査(昭和59～61年度) 第5回調査(平成9,10年度))	藻場	確認された藻場(面積1ha以上)を示している。 (藻場調査(2018～2020))	自然公園区域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (令和7年3月時点)	自然環境保全地域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (令和7年3月時点)	海域公園地区	当沿岸における海域公園地区(熱帯魚、さんご、海藻等の動植物によって特徴づけられる優れた海中の景観に加え、干潟、岩礁等の地形や、海鳥等の野生動物によって特徴づけられる優れた海上の景観を維持するための地区。)を示している。 (令和7年3月時点)	鳥獣保護区(特別保護区)	該当保護区のうち、海岸に隣接する保護区を示している。 (令和7年3月時点)	景観計画区域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成26年3月現在)	自然景観資源	抽出された自然景観資源のうち、海岸に係わるものを示している。 (令和7年3月時点)	漁港・港湾	当沿岸における漁港・港湾を示している。 (漁港 令和7年3月時点) (港湾 令和7年3月時点)	海水浴場	主要な海水浴場を示している。 (令和7年3月時点)	所管	所管は、旗揚げ線にて示している。国土交通省水管理・国土保全局および農林水産省農村振興局の所管する海岸については、海岸保全区域の両端を示している。国土交通省港湾局および農林水産省水産庁の所管する海岸については、港湾区域および漁港区域の両端を示している。 なお、港湾区域内に、国土交通省港湾局以外の所管の海岸が旗揚げされている場合がある。この場合、2つの所管が重複するのではなく、国土交通省港湾局以外の所管海岸である。 (令和7年3月時点)	施設の存する区域	令和8年3月までの間に海岸整備事業が実施され、海岸保全施設が存在する区域。すなわち、今後、施設の維持又は修繕が必要な区域 (令和8年3月時点)	施設を新設(改良)しようとする区域	海岸整備事業が実施中、または今後着手予定の区域 (令和8年3月時点)
項目	記載内容																																																							
特定植物群落	確認された特定植物群落のうち、海岸林や砂浜植物など海岸に係わるものを示している。 (第5回自然環境保全基礎調査 平成4～9年度調査)																																																							
藻場	確認された藻場(面積1ha以上)を示している。 (第5回自然環境保全基礎調査 平成4～9年度調査)																																																							
自然公園区域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成27年3月現在)																																																							
自然環境保全地域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成27年3月現在)																																																							
鳥獣保護区(特別保護区)	該当保護区のうち、海岸に隣接する保護区を示している。 (平成21年3月現在)																																																							
景観計画区域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成26年3月現在)																																																							
自然景観資源	抽出された自然景観資源のうち、海岸に係わるものを示している。 海岸線を有する各市町村の意見に基づいた区域を示している。 (平成24年3月現在)																																																							
漁港・港湾	当沿岸における漁港・港湾を示している。 (平成26年3月現在)																																																							
海水浴場	主要な海水浴場を示している。 (平成26年3月現在)																																																							
所管	所管は、旗揚げ線にて示している。国土交通省水管理・国土保全局および農林水産省農村振興局の所管する海岸については、海岸保全区域の両端を示している。国土交通省港湾局および農林水産省水産庁の所管する海岸については、港湾区域および漁港区域の両端を示している。 なお、港湾区域内に、国土交通省港湾局以外の所管の海岸が旗揚げされている場合がある。この場合、2つの所管が重複するのではなく、国土交通省港湾局以外の所管海岸である。 (平成29年3月現在)																																																							
施設の存する区域	平成29年3月までの間に海岸整備事業が実施され、海岸保全施設が存在する区域。すなわち、今後、施設の維持又は修繕が必要な区域 (平成29年3月現在)																																																							
施設を新設(改良)しようとする区域	海岸整備事業が実施中、または今後着手予定の区域 (令和3年3月現在)																																																							
項目	記載内容																																																							
特定植物群落	確認された特定植物群落のうち、海岸林や砂浜植物など海岸に係わるものを示している。 (特定植物群落調査 第2回調査(昭和53年度) 第3回調査(昭和59～61年度) 第5回調査(平成9,10年度))																																																							
藻場	確認された藻場(面積1ha以上)を示している。 (藻場調査(2018～2020))																																																							
自然公園区域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (令和7年3月時点)																																																							
自然環境保全地域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (令和7年3月時点)																																																							
海域公園地区	当沿岸における海域公園地区(熱帯魚、さんご、海藻等の動植物によって特徴づけられる優れた海中の景観に加え、干潟、岩礁等の地形や、海鳥等の野生動物によって特徴づけられる優れた海上の景観を維持するための地区。)を示している。 (令和7年3月時点)																																																							
鳥獣保護区(特別保護区)	該当保護区のうち、海岸に隣接する保護区を示している。 (令和7年3月時点)																																																							
景観計画区域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成26年3月現在)																																																							
自然景観資源	抽出された自然景観資源のうち、海岸に係わるものを示している。 (令和7年3月時点)																																																							
漁港・港湾	当沿岸における漁港・港湾を示している。 (漁港 令和7年3月時点) (港湾 令和7年3月時点)																																																							
海水浴場	主要な海水浴場を示している。 (令和7年3月時点)																																																							
所管	所管は、旗揚げ線にて示している。国土交通省水管理・国土保全局および農林水産省農村振興局の所管する海岸については、海岸保全区域の両端を示している。国土交通省港湾局および農林水産省水産庁の所管する海岸については、港湾区域および漁港区域の両端を示している。 なお、港湾区域内に、国土交通省港湾局以外の所管の海岸が旗揚げされている場合がある。この場合、2つの所管が重複するのではなく、国土交通省港湾局以外の所管海岸である。 (令和7年3月時点)																																																							
施設の存する区域	令和8年3月までの間に海岸整備事業が実施され、海岸保全施設が存在する区域。すなわち、今後、施設の維持又は修繕が必要な区域 (令和8年3月時点)																																																							
施設を新設(改良)しようとする区域	海岸整備事業が実施中、または今後着手予定の区域 (令和8年3月時点)																																																							











頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
70	<p>第3編 その他重要事項、留意事項</p> <p>海岸の保全に関するその他の重要事項及び、今後の取り組みにおいて特に留意すべき事項を以下に示す。</p> <p>第1章 その他重要事項</p> <p>1-1 広域的・総合的な視点からの取組の推進</p> <p>一体的に社会経済活動を展開する地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に資するため、海岸背後地の人口、資産、社会資本等の集積状況や土地利用の状況、海岸の利用や環境、海上交通、漁業活動等を勘案し、関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取組を推進する。</p> <p>特に、連続した長い海岸線を広域的・統一的に保全していくためには、複数の海岸管理者間の連携はもとより、広域的・総合的な基礎データの取得、データベース構築による蓄積・共有が重要となる。</p> <p>そのため、ロボットやICT技術の活用（例：UAV 無人航空機による公共測量の実施）、海岸侵食問題に対する総合的な土砂管理、海岸保全施設の戦略的維持管理など、昨今の最新技術や取り組みの導入に努める。</p>	<p>第3編 その他重要事項、留意事項</p> <p>海岸の保全に関するその他の重要事項及び、今後の取組において特に留意すべき事項を以下に示す。</p> <p>第1章 その他重要事項</p> <p>1-1 広域的・総合的な視点からの取組の推進</p> <p>一体的に社会経済活動を展開する地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に資するため、海岸背後地の人口、資産、社会資本等の集積状況や土地利用の状況、海岸の利用や環境、海上交通、漁業活動等を勘案し、関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取組を推進する。</p> <p>特に、連続した長い海岸線を広域的・統一的に保全していくためには、複数の海岸管理者間の連携はもとより、広域的・総合的な基礎データの取得、データベース構築による蓄積・共有が重要となる。</p> <p>そのため、ロボットやICT技術の活用（例：UAV 無人航空機による公共測量の実施）、海岸侵食問題に対する総合的な土砂管理、海岸保全施設の戦略的維持管理など、昨今の最新技術や取組の導入に努める。</p>
	<p>（1）一体的・計画的な防災・減災対策の推進</p> <p>災害に対する安全の確保については、連たんする背後地を一体的に防護する必要がある。このため、海岸だけでなく沿岸部における関連する施設との防護水準の整合の確保等、関係機関との連携の下に、一体的・計画的な防災・減災対策を推進する。その際、必要に応じて協議会を設置し、防災・減災対策に係る事業間調整等について協議を行うものとする。</p>	<p>（1）一体的・計画的な防災・減災対策の推進</p> <p>災害に対する安全の確保については、連たんする背後地を一体的に防護する必要がある。このため、海岸だけでなく沿岸部における関連する施設との防護水準の整合の確保等、関係機関との連携の下に、一体的・計画的な防災・減災対策を推進する。その際、必要に応じて協議会を設置し、防災・減災対策に係る事業間調整等について協議を行うものとする。</p>
	<p>（2）海岸侵食問題に対する総合的な土砂管理</p> <p>海岸侵食は、土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって発生する。この問題に抜本的に対応していくため、海岸地形のモニタリングを行いつつ、海岸部において、沿岸漂砂による土砂の収支が適切となるよう構造物の工夫等を含む取組を進めるとともに、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう河川の上流から海岸までの流砂系における総合的な土砂管理対策とも連携する等、関係機関との連携の下に広域的・総合的な対策を推進する。</p>	<p>（2）海岸侵食問題に対する総合的な土砂管理</p> <p>海岸侵食は、土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって発生する。この問題に抜本的に対応していくため、海岸地形のモニタリングの充実や沿岸漂砂による長期的な地形変化に対する影響予測を行いつつ、海岸部において、沿岸漂砂による土砂の収支が適切となるよう構造物の工夫等を含む取組を進めるとともに、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう河川の上流から海岸までの流砂系における総合的な土砂管理対策とも連携する等、関係機関との連携の下に広域的・総合的な対策を推進する。</p>
	<p>（3）広域的な海岸利用への配慮</p> <p>また、海岸は、海と陸が接する独特な空間であることから、様々な利用の可能性を秘めている。海岸の有する特性を更に広く適切に活用していくため、広域的な利用の観点も念頭に置きつつ、レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため、海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進する。</p> <p>さらに、近年、洪水や高潮等により広範囲に大規模な流木等が海岸に漂着し、海岸の保全に支障が生じていることから、こうした問題に対しても適切に対応する。</p>	<p>（3）広域的な海岸利用への配慮</p> <p>海岸は、海と陸が接する独特な空間であることから、様々な利用の可能性を秘めている。海岸の有する特性を更に広く適切に活用していくため、広域的な利用の観点も念頭に置きつつ、レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため、海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進する。</p> <p>さらに、近年、洪水や高潮等により広範囲に大規模な流木等が海岸に漂着し、海岸の保全に支障が生じていることから、こうした問題に対しても適切に対応する。</p>
71	<p>1-2 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発</p> <p>海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくためには、地域の意向に十分配慮し、地域との連携を図っていくことが不可欠である。</p> <p>（1）災害に強い地域づくり</p> <p>災害に強い地域づくりを進めるため、海岸保全施設の整備と併せ、関係機関と連携し</p>	<p>1-2 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発</p> <p>海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくためには、地域の意向に十分配慮し、地域との連携を図っていくことが不可欠である。</p> <p>（1）災害に強い地域づくり</p> <p>災害に強い地域づくりを進めるため、海岸保全施設の整備と併せ、関係機関と連携し</p>

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案
	<p>て防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。</p> <p>地域防災計画でも定めているように、統合型防災情報システム・防災行政無線・地域衛星通信ネットワーク等を活用し、（高潮や津波等の）自然災害発生時の予警報等の市町村への情報提供、被害情報等の集約・管理を県が一元的に行って情報共有を図る。</p> <p>また、平時の対応として、市町村が作成する避難計画等への技術的支援を行う。</p>	<p>て防災情報の提供や災害時の対応方法の周知に加え、気候変動による地域のリスクの将来変化の情報提供等、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。</p> <p>地域防災計画でも定めているように、統合型防災情報システム・防災行政無線・地域衛星通信ネットワーク等を活用し、（高潮や津波等の）自然災害発生時の予警報等の市町村への情報提供、被害情報等の集約・管理を県が一元的に行って情報共有を図る。</p> <p>また、平時の対応として、市町村が作成する避難計画等への技術的支援を行う。</p>
	<p>（２）海岸美化、希少動植物の保護</p> <p>海岸におけるゴミ対策や清掃等による海岸の美化、希少な動植物の保護については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組みづくりに努める。また、無秩序な利用やゴミの投棄等により海岸環境の悪化が進まないよう、モラルの向上を図るための啓発活動の充実に努める。</p>	<p>（２）海岸美化、希少動植物の保護</p> <p>海岸におけるゴミ対策や清掃等による海岸の美化、希少な動植物の保護については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組みづくりに努める。また、無秩序な利用やゴミの投棄等により海岸環境の悪化が進まないよう、モラルの向上を図るための啓発活動の充実に努める。</p>
	<p>（３）適正な海岸利用の促進</p> <p>適正な利用を促進していくためには、海岸は海への入口であり、時には人命を損なう危険な場所でもあるという認識に立ち、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりを推進するとともに、安全で適正な利用に必要な情報を適宜提供していく。海岸の保全のために実施する行為の制限等については、利用者にわかりやすく表示するよう努める。</p>	<p>（３）適正な海岸利用の促進</p> <p>適正な利用を促進していくためには、海岸は海への入口であり、時には人命を損なう危険な場所でもあるという認識に立ち、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりを推進するとともに、安全で適正な利用に必要な情報を適宜提供していく。海岸の保全のために実施する行為の制限等については、利用者にわかりやすく表示するよう努める。</p>
72	<p>（４）海岸愛護の普及、人材育成</p> <p>こうした地域住民との連携を緊密にしていくため、海岸愛護の思想の普及を図るとともに、環境教育の充実に努め、地域における愛護活動が推進されるような人材を育成する。具体的には、海岸愛護月間を有効に活用し、関係市町村とも連携のもと、海岸を活用した住民参加型のイベントを継続的に企画・実行し、地域住民が海岸に触れる機会を増やすための継続的な取り組みを目指す。</p>	<p>（４）海岸愛護の普及、人材育成</p> <p>地域住民との連携を緊密にしていくため、海岸愛護の思想の普及を図るとともに、環境教育の充実に努め、地域における愛護活動が推進されるような人材を育成する。具体的には、海岸愛護月間を有効に活用し、関係市町村とも連携のもと、海岸を活用した住民参加型のイベントを継続的に企画・実行し、地域住民が海岸に触れる機会を増やすための継続的な取り組みを目指す。</p>
	<p>第２章 今後の取り組みにおける留意事項</p> <p>２-１ 関連計画との整合性の確保</p> <p>国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靱化に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。</p>	<p>第２章 今後の取組における留意事項</p> <p>２-１ 関連計画との整合性の確保</p> <p>国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靱化に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。</p>
	<p>２-２ 関係行政機関との連携調整</p> <p>海岸に関係する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。特に、事業の詳細な計画や工事実施にあたっては沿岸市町村と連携して地元説明会を適宜開催するなど、地域毎の海岸の利用や周辺環境に即した海岸保全施設整備を実施していく。</p>	<p>２-２ 関係行政機関との連携調整</p> <p>気候変動の影響による気象・海象の変化や長期的な平均海面水位の上昇は、海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮や波浪による被害の激甚化等、海岸のみならず国土保全の観点から深刻な影響を生ずるおそれがあることから、海岸に関係する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図りながら効果的な対策を進める。</p> <p>また、事業の詳細な計画や工事実施にあたっては沿岸市町村と連携して地元説明会を適宜開催するなど、地域毎の海岸の利用や周辺環境に即した海岸保全施設整備を実施していく。</p>
	<p>２-３ 地域住民の参画と情報公開</p> <p>計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても地域住民の参画を得る。その際、計画の策定段階から、環境保全や利用促進など海岸特性や地域特性に応じて重視・優先すべき事項を地域住民と共に協議し、地域に密着した事業計画・実施設計とする。また、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開するよう努める。</p> <p>なお、本計画の検討途中でパブリックコメントを募集しており、パブリックコメントの結果は委員会で審議したのち、計画に適宜反映している。</p>	<p>２-３ 地域住民の参画と情報公開</p> <p>本計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、本計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても地域住民の参画を得る。その際、計画の策定段階から、環境保全や利用促進など海岸特性や地域特性に応じて重視・優先すべき事項を地域住民と共に協議し、地域に密着した事業計画・実施設計とする。また、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開するよう努める。</p> <p>なお、本計画の検討途中でパブリックコメントを募集しており、パブリックコメントの結果は委員会で審議したのち、本計画に適宜反映している。</p>

頁	現行計画（令和3年3月）	改定素案																																																																																					
	<p>2-4 計画の見直し 地域や社会情勢、気象・海象など海岸を取り巻く諸状況の変化により必要に応じて、島根沿岸海岸保全基本計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。 また、海岸保全施設の整備計画について、地形の急激な変化等により計画の変更が生じた場合には基本的事項に則り海岸管理者が関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じたうえで、施設の整備内容の見直しを行う。</p>	<p>2-4 計画の見直し 地域や社会情勢、気象・海象など海岸を取り巻く諸状況の変化により、必要に応じて、島根沿岸海岸保全基本計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。 特に、気候変動の影響は不確実性を有していることから、国や海岸管理者等との連携を図り、気候変動の影響に関する最新の知見や新たな工法等に関する技術、各種モニタリングの方法等の情報収集に努める。</p>																																																																																					
	<p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">決定及び改定の経緯</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>決定</th> <th>年月日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">決定</td> <td>決定</td> <td>平成15年3月26日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施行</td> <td>平成15年3月26日</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改定第1回</td> <td>決定</td> <td>平成19年3月20日</td> <td rowspan="2">海岸保全施設の整備計画変更 7海岸(河川局2海岸、水産庁5海岸)</td> </tr> <tr> <td>施行</td> <td>平成19年3月20日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改定第2回</td> <td>決定</td> <td>平成21年3月31日</td> <td rowspan="2">海岸保全施設の整備計画変更 18海岸(河川局4海岸、港湾局7海岸、水産庁6海岸、農村振興局1海岸)</td> </tr> <tr> <td>施行</td> <td>平成21年3月31日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改定第3回</td> <td>決定</td> <td>平成29年3月24日</td> <td rowspan="2">施設設計外力となるレベル1津波への対応 施設の維持・修繕、長寿命化の考え方 施設を新設・改良する対象海岸の変更 最新の社会動向の反映</td> </tr> <tr> <td>施行</td> <td>平成29年3月24日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改定第4回</td> <td>決定</td> <td>令和3年3月23日</td> <td rowspan="2">海岸保全施設の整備計画変更 1海岸(水管理・国土保全局1海岸)</td> </tr> <tr> <td>施行</td> <td>令和3年3月23日</td> </tr> </tbody> </table>	決定及び改定の経緯				区分	決定	年月日	備考	決定	決定	平成15年3月26日		施行	平成15年3月26日		改定第1回	決定	平成19年3月20日	海岸保全施設の整備計画変更 7海岸(河川局2海岸、水産庁5海岸)	施行	平成19年3月20日	改定第2回	決定	平成21年3月31日	海岸保全施設の整備計画変更 18海岸(河川局4海岸、港湾局7海岸、水産庁6海岸、農村振興局1海岸)	施行	平成21年3月31日	改定第3回	決定	平成29年3月24日	施設設計外力となるレベル1津波への対応 施設の維持・修繕、長寿命化の考え方 施設を新設・改良する対象海岸の変更 最新の社会動向の反映	施行	平成29年3月24日	改定第4回	決定	令和3年3月23日	海岸保全施設の整備計画変更 1海岸(水管理・国土保全局1海岸)	施行	令和3年3月23日	<p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">決定及び改定の経緯</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>決定</th> <th>年月日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">決定</td> <td>決定</td> <td>平成15年3月26日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施行</td> <td>平成15年3月26日</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改定第1回</td> <td>決定</td> <td>平成19年3月20日</td> <td rowspan="2">海岸保全施設の整備計画変更 7海岸(河川局2海岸、水産庁5海岸)</td> </tr> <tr> <td>施行</td> <td>平成19年3月20日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改定第2回</td> <td>決定</td> <td>平成21年3月31日</td> <td rowspan="2">海岸保全施設の整備計画変更 18海岸(河川局4海岸、港湾局7海岸、水産庁6海岸、農村振興局1海岸)</td> </tr> <tr> <td>施行</td> <td>平成21年3月31日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改定第3回</td> <td>決定</td> <td>平成29年3月24日</td> <td rowspan="2">施設設計外力となるレベル1津波への対応 施設の維持・修繕、長寿命化の考え方 施設を新設・改良する対象海岸の変更 最新の社会動向の反映</td> </tr> <tr> <td>施行</td> <td>平成29年3月24日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改定第4回</td> <td>決定</td> <td>令和3年3月23日</td> <td rowspan="2">海岸保全施設の整備計画変更 1海岸(水管理・国土保全局1海岸)</td> </tr> <tr> <td>施行</td> <td>令和3年3月23日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改定第5回</td> <td>決定</td> <td>令和8年●月●日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施行</td> <td>令和8年●月●日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	決定及び改定の経緯				区分	決定	年月日	備考	決定	決定	平成15年3月26日		施行	平成15年3月26日		改定第1回	決定	平成19年3月20日	海岸保全施設の整備計画変更 7海岸(河川局2海岸、水産庁5海岸)	施行	平成19年3月20日	改定第2回	決定	平成21年3月31日	海岸保全施設の整備計画変更 18海岸(河川局4海岸、港湾局7海岸、水産庁6海岸、農村振興局1海岸)	施行	平成21年3月31日	改定第3回	決定	平成29年3月24日	施設設計外力となるレベル1津波への対応 施設の維持・修繕、長寿命化の考え方 施設を新設・改良する対象海岸の変更 最新の社会動向の反映	施行	平成29年3月24日	改定第4回	決定	令和3年3月23日	海岸保全施設の整備計画変更 1海岸(水管理・国土保全局1海岸)	施行	令和3年3月23日	改定第5回	決定	令和8年●月●日		施行	令和8年●月●日	
決定及び改定の経緯																																																																																							
区分	決定	年月日	備考																																																																																				
決定	決定	平成15年3月26日																																																																																					
	施行	平成15年3月26日																																																																																					
改定第1回	決定	平成19年3月20日	海岸保全施設の整備計画変更 7海岸(河川局2海岸、水産庁5海岸)																																																																																				
	施行	平成19年3月20日																																																																																					
改定第2回	決定	平成21年3月31日	海岸保全施設の整備計画変更 18海岸(河川局4海岸、港湾局7海岸、水産庁6海岸、農村振興局1海岸)																																																																																				
	施行	平成21年3月31日																																																																																					
改定第3回	決定	平成29年3月24日	施設設計外力となるレベル1津波への対応 施設の維持・修繕、長寿命化の考え方 施設を新設・改良する対象海岸の変更 最新の社会動向の反映																																																																																				
	施行	平成29年3月24日																																																																																					
改定第4回	決定	令和3年3月23日	海岸保全施設の整備計画変更 1海岸(水管理・国土保全局1海岸)																																																																																				
	施行	令和3年3月23日																																																																																					
決定及び改定の経緯																																																																																							
区分	決定	年月日	備考																																																																																				
決定	決定	平成15年3月26日																																																																																					
	施行	平成15年3月26日																																																																																					
改定第1回	決定	平成19年3月20日	海岸保全施設の整備計画変更 7海岸(河川局2海岸、水産庁5海岸)																																																																																				
	施行	平成19年3月20日																																																																																					
改定第2回	決定	平成21年3月31日	海岸保全施設の整備計画変更 18海岸(河川局4海岸、港湾局7海岸、水産庁6海岸、農村振興局1海岸)																																																																																				
	施行	平成21年3月31日																																																																																					
改定第3回	決定	平成29年3月24日	施設設計外力となるレベル1津波への対応 施設の維持・修繕、長寿命化の考え方 施設を新設・改良する対象海岸の変更 最新の社会動向の反映																																																																																				
	施行	平成29年3月24日																																																																																					
改定第4回	決定	令和3年3月23日	海岸保全施設の整備計画変更 1海岸(水管理・国土保全局1海岸)																																																																																				
	施行	令和3年3月23日																																																																																					
改定第5回	決定	令和8年●月●日																																																																																					
	施行	令和8年●月●日																																																																																					